平成26年９月２日　開　会
平成26年９月24日　閉　会

平成２６年第３回
山県市議会定例会会議録

山　県　市　議　会

目　　次

９月２日（火曜日）第１号

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……2
○出席議員……4
○欠席議員……4
○欠　　員……4
○説明のため出席した者の職氏名……4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……5
○開　　会（午前10時00分）……6
○日程第１　会議録署名議員の指名について……6
○日程第２　会期の決定について……6
○日程第３　諸般の報告について……6
○日程第４　報第８号及び日程第５　報第９号……6
○日程第６　報第10号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……6
○日程第７　報第11号　山県市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告について……7
○日程第８　報第12号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について…7
○日程第９　議第46号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……7
林市長提案説明……7
○日程第10　質　　疑……9
○日程第11　討　　論……9
○日程第12　採　　決……10
○日程第13　議第47号から日程第39　議第71号まで……10
林市長提案説明……11
○散　　会（午前10時45分）……18

９月８日（月曜日）第２号

○議事日程……19
○本日の会議に付した事件……21
○出席議員……23

○欠席議員……24
○欠　　員……24
○説明のため出席した者の職氏名……24
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……24
○開　　議（午前10時00分）……25
○日程第１　質　　疑（議第47号から議第71号まで）……25
10番　武藤孝成議員質疑……25
長野建設課長答弁……25
10番　武藤孝成議員質疑……26
長野建設課長答弁……26
10番　武藤孝成議員質疑……26
谷村産業課長答弁……26
10番　武藤孝成議員質疑……27
谷村産業課長答弁……27
10番　武藤孝成議員質疑……28
谷村産業課長答弁……28
10番　武藤孝成議員発言……29
４番　上野欣也議員質疑……29
長野建設課長答弁……29
４番　上野欣也議員質疑……30
谷村産業課長答弁……30
４番　上野欣也議員質疑……30
谷村産業課長答弁……31
４番　上野欣也議員質疑……32
長野建設課長答弁……32
４番　上野欣也議員質疑……33
谷村産業課長答弁……33
４番　上野欣也議員質疑……34
久保田企画財政課長答弁……34
４番　上野欣也議員発言……35
11番　藤根圓六議員質疑……35
長野建設課長答弁……36

11番　藤根圓六議員質疑……36
谷村産業課長答弁……37
11番　藤根圓六議員質疑……37
久保田企画財政課長答弁……38
11番　藤根圓六議員質疑……38
関谷総務課長答弁……38
11番　藤根圓六議員発言……39
５番　石神　真議員質疑……39
林市民環境課長答弁……39
５番　石神　真議員質疑……39
林市民環境課長答弁……40
５番　石神　真議員質疑……40
林市民環境課長答弁……40
５番　石神　真議員質疑……41
佐村生涯学習課長答弁……41
５番　石神　真議員質疑……41
佐村生涯学習課長答弁……41
○休　　憩（午前10時58分）……42
○再　　開（午前10時59分）……42
５番　石神　真議員発言……42
○休　　憩（午前11時01分）……42
○再　　開（午前11時20分）……42
３番　吉田茂広議員質疑……42
林市民環境課長答弁……43
３番　吉田茂広議員質疑……44
江口福祉課長答弁……44
３番　吉田茂広議員質疑……44
江口福祉課長答弁……45
１番　恩田佳幸議員質疑……46
江口福祉課長答弁……46
１番　恩田佳幸議員質疑……46
江口福祉課長答弁……47

１番　恩田佳幸議員質疑……47
渡辺学校教育課長答弁……48
１番　恩田佳幸議員質疑……48
渡辺学校教育課長答弁……48
１番　恩田佳幸議員質疑……49
中村健康介護課長答弁……49
１番　恩田佳幸議員質疑……49
中村健康介護課長答弁……50
○休　　憩（午前11時45分）……50
○再　　開（午後１時00分）……50
７番　寺町知正議員質疑……50
林市長答弁……51
久保田企画財政課長答弁……52
７番　寺町知正議員質疑……54
久保田企画財政課長答弁……54
７番　寺町知正議員質疑……55
林市長答弁……55
７番　寺町知正議員質疑……56
林市長答弁……56
７番　寺町知正議員質疑……56
林市長答弁……56
７番　寺町知正議員質疑……57
○休　　憩（午後１時21分）……57
○再　　開（午後１時21分）……57
林市長答弁……57
７番　寺町知正議員質疑……57
林市長答弁……58
７番　寺町知正議員質疑……58
林市長答弁……59
７番　寺町知正議員発言……59
２番　山崎　通議員質疑……60
江口福祉課長答弁……61

２番　山崎　通議員発言……61
11番　藤根圓六議員質疑……61
谷村産業課長答弁……62
11番　藤根圓六議員発言……63
○休　　憩（午後１時44分）……63
○再　　開（午後１時45分）……63
７番　寺町知正議員質疑……64
関谷総務課長答弁……65
久保田企画財政課長答弁……65
７番　寺町知正議員質疑……66
○休　　憩（午後１時55分）……67
○再　　開（午後１時55分）……67
関谷総務課長答弁……67
久保田企画財政課長答弁……67
７番　寺町知正議員質疑……68
林市長答弁……68
○日程第２　委員会付託（議第47号から議第71号まで）……69
○散　　会（午後２時00分）……69

９月19日（金曜日）第３号

○議事日程……71
○本日の会議に付した事件……71
○出席議員……71
○欠席議員……71
○欠　　員……71
○説明のため出席した者の職氏名……71
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……72
○開　　議（午前10時00分）……73
○日程第１　一般質問……73
１．５番　石神　真議員質問……73
（１）納税者に対するまちづくり振興券の利用は……73
奥田税務課長答弁……73

林市長答弁……74
石神　真議員質問……74
奥田税務課長答弁……75
林市長答弁……75
石神　真議員質問……76
林市長答弁……76
（２）高齢者に対する支援は……77
江口福祉課長答弁……77
中村健康介護課長答弁……78
石神　真議員質問……79
江口福祉課長答弁……80
中村健康介護課長答弁……81
石神　真議員発言……81
２．12番　影山春男議員質問……82
（１）男女共同参画の推進について……82
久保田企画財政課長答弁……83
影山春男議員質問……85
林市長答弁……85
（２）子宮頸がんについて……86
中村健康介護課長答弁……86
影山春男議員質問……87
中村健康介護課長答弁……87
（３）今後の山県市、市政運営について……87
林市長答弁……89
影山春男議員質問……90
林市長答弁……90
影山春男議員発言……90
○休　　憩（午前11時07分）……91
○再　　開（午前11時22分）……91
３．11番　藤根圓六議員質問……91
（１）本市の土砂災害について防災の取り組みは……91
長野建設課長答弁……91

関谷総務課長答弁……92
（２）平成26年度全国学力テストの本市の結果について……93
森田教育長答弁……94
藤根圓六議員質問……96
森田教育長答弁……97
藤根圓六議員発言……98
○休　　憩（午前11時55分）……99
○再　　開（午後１時00分）……99
４．１番　恩田佳幸議員質問……99
（１）中小企業振興基本条例について……99
宇野副市長答弁……100
恩田佳幸議員質問……102
宇野副市長答弁……104
（２）公共施設等総合管理計画について……104
関谷総務課長答弁……106
恩田佳幸議員質問……107
林市長答弁……108
恩田佳幸議員発言……108
５．３番　吉田茂広議員質問……108
（１）自主防災組織等が主になって行う防災訓練の実施について……108
関谷総務課長答弁……110
吉田茂広議員発言……111
○休　　憩（午後１時48分）……112
○再　　開（午後２時05分）……112
６．８番　尾関律子議員質問……112
（１）防災対策について……112
関谷総務課長答弁……113
尾関律子議員質問……115
関谷総務課長答弁……115
（２）認知症対策について……116
中村健康介護課長答弁……116
尾関律子議員質問……117

中村健康介護課長答弁…… 117
（３）凍結予防のカーブミラーについて…… 118
久保田企画財政課長答弁…… 118
尾関律子議員発言…… 119
７．４番　上野欣也議員質問…… 119
（１）山県市総合計画の策定について…… 119
林市長答弁…… 121
久保田企画財政課長答弁…… 121
（２）伊自良湖周辺（釜ヶ谷山を含む）の整備について…… 123
林市長答弁…… 126
谷村産業課長答弁…… 127
（３）小中学校の空調設備設置と通学路の整備について…… 128
林市長答弁…… 130
上野欣也議員発言…… 132
○休　　憩（午後３時11分）…… 132
○再　　開（午後３時25分）…… 132
８．７番　寺町知正議員質問…… 132
（１）市の入札制度改革と課題、今後について…… 132
久保田企画財政課長答弁…… 133
林市長答弁…… 135
寺町知正議員質問…… 135
久保田企画財政課長答弁…… 135
（２）市の選挙で市の委員や補助団体を利用してよいのか…… 136
林市長答弁…… 138
寺町知正議員質問…… 139
林市長答弁…… 140
寺町知正議員質問…… 140
林市長答弁…… 141
（３）情報公開の基本姿勢と推進について…… 141
関谷総務課長答弁…… 142
林市長答弁…… 143
寺町知正議員質問…… 144

関谷総務課長答弁…… 144
寺町知正議員質問…… 145
林市長答弁…… 145
○散　　会（午後４時09分）…… 146

９月24日（水曜日）第４号
○議事日程…… 147
○本日の会議に付した事件…… 152
○出席議員…… 157
○欠席議員…… 157
○欠　　員…… 157
○説明のため出席した者の職氏名…… 157
○職務のため出席した事務局職員の職氏名…… 157
○開　　議（午前10時00分）…… 159
○日程第１　常任委員会委員長報告…… 159
○日程第２　委員長報告に対する質疑…… 161
○日程第３　討　　論（議第47号から議第71号まで）…… 161
７番　寺町知正議員反対討論…… 161
２番　山崎　通議員賛成討論…… 165
○日程第４　採　　決（議第47号から議第71号まで）…… 166
○休　　憩（午前10時31分）…… 168
○再　　開（午前10時35分）…… 168
○日程第５　発議第２号　軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について…… 172
吉田茂広総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明…… 172
○日程第６　質　　疑…… 172
○日程第７　討　　論…… 173
○日程第８　採　　決…… 173
○日程第９　発議第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について…… 173
武藤孝成厚生文教常任委員会委員長趣旨説明…… 173
○日程第10　質　　疑…… 174
○日程第11　討　　論…… 174

２番　山崎　通議員賛成討論…… 174
○日程第12　採　　決…… 175
○日程第13　議員の派遣について…… 175
○閉　　会（午前10時50分）…… 175
○会議録署名者…… 175

平成26年９月２日

山県市議会定例会会議録

（第　１　号）

平成２６年第３回

山県市議会定例会会議録

第１号　９月２日（火曜日）

○議事日程　　第１号　平成２６年９月２日

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　報第８号　　専決処分の報告について

日程第５　報第９号　　専決処分の報告について

日程第６　報第10号　　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第７　報第11号　　山県市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告について

日程第８　報第12号　　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

日程第９　議第46号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10　質　　疑

日程第11　討　　論

日程第12　採　　決

日程第13　議第47号　　山県市基金条例の一部を改正する条例について

日程第14　議第48号　　山県市後期高齢者医療基金条例について

日程第15　議第49号　　山県市農業集落排水基金条例について

日程第16　議第50号　　山県市公共下水道基金条例について

日程第17　議第51号　　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

日程第18　議第52号　　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19　議第53号　　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

日程第20　議第54号　　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第21　議第55号　　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第22　議第56号　　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23　議第57号　　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24　議第58号　　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25　議第59号　　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第26　議第60号　　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

日程第27　認第１号　　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28　認第２号　　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第29　議第61号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

日程第30　議第62号　　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第31　議第63号　　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第32　議第64号　　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第33　議第65号　　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第34　議第66号　　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第２号)

日程第35　議第67号　　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第36　議第68号　　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第37　議第69号　　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第38　議第70号　　市道路線の認定について

日程第39　議第71号　　市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　報第８号　　専決処分の報告について

日程第５　報第９号　　専決処分の報告について

日程第６　報第10号　　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第７　報第11号　　山県市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告について

日程第８　報第12号　　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

日程第９　議第46号　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10　質　　疑

日程第11　討　　論

日程第12　採　　決

日程第13　議第47号　　山県市基金条例の一部を改正する条例について

日程第14　議第48号　　山県市後期高齢者医療基金条例について

日程第15　議第49号　　山県市農業集落排水基金条例について

日程第16　議第50号　　山県市公共下水道基金条例について

日程第17　議第51号　　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

日程第18　議第52号　　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19　議第53号　　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

日程第20　議第54号　　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第21　議第55号　　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第22　議第56号　　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23　議第57号　　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24　議第58号　　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25　議第59号　　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第26　議第60号　　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

日程第27　認第１号　　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28　認第２号　　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第29　議第61号　　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

日程第30　議第62号　　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第31　議第63号　　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第32　議第64号　　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第33　議第65号　　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第34　議第66号　　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

日程第35　議第67号　　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第36　議第68号　　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第37　議第69号　　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第38　議第70号　　市道路線の認定について

日程第39　議第71号　　市道路線の変更について

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　竹　村　勇　司　　書　記　林　強　臣

書　記　大　野　幹　根

午前10時00分開会

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第３回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（杉山正樹君）　日程第１、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、１番　恩田佳幸君、13番　村瀬伊織君を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○議長（杉山正樹君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から９月24日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日より９月24日までの23日間と決定をいたしました。

日程第３　諸般の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定により、平成26年６月から８月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第４　報第８号及び日程第５　報第９号

○議長（杉山正樹君）　日程第４、報第８号　専決処分の報告について、日程第５、報第９号　専決処分の報告について、以上２議案については、地方自治法第180条第２項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第６　報第10号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第６、報第10号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報

告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第７　報第11号　山県市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第７、報第11号　山県市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の報告については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第６項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第８　報第12号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（杉山正樹君）　日程第８、報第12号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第１項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第９　議第46号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（杉山正樹君）　日程第９、議第46号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年山県市議会第３回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、８月３日に大野郡の白川村で開催されました第63回岐阜県消防操法大会には第１分団が出場され、きびきびとした正確な動きの操法を披露していただきました。惜しくも敢闘賞という結果ではありましたが、連日の厳しい訓練に励んでこられた選手を初め、関係者の御努力は、本市の消防・防災力を強化するものと確信いたしております。また、議員各位には、あの猛暑の中、応援を賜りまことにありがとうございました。

この夏は、台風や集中豪雨により、全国各地でさまざまな被害が発生をいたしております。県内におきましても、８月に局地的な集中豪雨により高山市では増水した川の水で川岸がえぐり取られるなどの被害が発生し、また、広島市を襲った局地的豪雨では、山沿いの住宅を巻き込む土砂災害が多数発生し、土砂災害としては過去最大級の甚大な被害が発生をいたしました。今回の豪雨災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、また、被災された皆様方に、心からお見舞いを申し上げるものでございます。

本市では、このような、いつ起こるかもしれない災害に対処するために、毎年、防災

訓練を総合的に実施いたしております。本年度は、先週の８月31日に伊自良中学校を主会場として、多くの関係機関の御協力のもと、伊自良地区を中心とした多数の市民の方々に加えて伊自良中学校の生徒さんにも御参加をいただき、東海地震を想定した避難訓練や、倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧訓練等を実施したところでございます。自治会を初め、御協力いただきました皆様方に改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましても、残暑の厳しい中、御出席をいただき、御指導、激励を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年度、地域経済の活性化に向けた方策の１つとして、本市の北部地域に集積している魅力ある企業や独自の技術を保有している企業など、本市のすぐれた企業に求職者が就職できるように、岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して製造業等企業従業員確保事業を行っているところでございます。既にインターンシップにおいては、株式会社東京リーガルマインドにおいて５名を雇用していただき、今月から12月までの４カ月間にわたり派遣先の企業で就職を目指していただくこととなっておりますし、７月25日には近隣の高校生を対象に企業見学会を開催し、44名の方に御参加をいただいています。さらに、10月と12月に再度企業説明会と岐阜駅前周辺において合同企業説明会の開催を予定いたしておりますので、議員各位におかれましても、御承知おきをいただきますようお願い申し上げます。

また、ふるさと納税制度、山県市ふるさと応援寄附金についてでございますが、先月からインターネットを利用したクレジットカードによる収納サービスの提供と御寄附をいただきました方々へのお礼の品の進呈サービスを開始することができましたので、議員の皆様方に御報告させていただきます。このサービスを開始いたしまして半月ほどでございますが、８月末において既に７件、約40万円ほどの御寄附をいただいております。本当にありがたく、ふるさと山県市を愛する皆様からの御厚意は、その目的に沿って大切に活用させていただきます。

また、９月25日から10月23日にかけまして、市民座談会を、自治会連合会との共催により、昨年度と同様に、小学校区ごとに市内９カ所で開催する予定でございます。市民の皆様と行政との対話と共感を図る場として、市民の皆様から御意見、御要望を直接お聞きし、次の世代に責任を持てる持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御参加につきまして、御配慮いただけるようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、人事案件１件、条例案件14件、決算案件２件、補

正予算案件８件、その他案件３件の計28案件でございます。

それでは、ただいま上程されました１案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー１をごらんください。

議第46号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は８名でございますが、このうち１名が平成26年12月31日をもって任期満了となることから、山県市高富135番地１、鷲見明俊氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は平成27年１月１日から３年間でございます。

鷲見氏は、人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格、見識ともに適任でありますので、人権擁護委員の候補者として推薦しようとするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

日程第10　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第10、質疑。

ただいまから、議第46号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第46号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第11　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第11、討論。

ただいまから、議第46号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、議第46号の討論を終結します。

日程第12　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第12、採決。

ただいまから、議第46号の採決を行います。

議第46号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第13　議第47号から日程第39　議第71号まで

○議長（杉山正樹君）　日程第13、議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について、日程第15、議第49号　山県市農業集落排水基金条例について、日程第16、議第50号　山県市公共下水道基金条例について、日程第17、議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、日程第20、議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第21、議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、日程第22、議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改

正する条例について、日程第26、議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について、日程第27、認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第29、議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）、日程第30、議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第31、議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第32、議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第33、議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第34、議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、日程第35、議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第36、議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）、日程第37、議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第38、議第70号　市道路線の認定について、日程第39、議第71号　市道路線の変更について、以上27議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林　宏優君）　それでは、ただいま上程されました27案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー１、議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例につきましては、平成23年度に国の住民生活に光をそそぐ交付金に係る事業に要する経費に充てるため設置された住民生活に光をそそぐ基金が所期の目的を達成したことから廃止するものでございます。

次に、議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例、議第49号　山県市農業集落排水基金条例、議第50号　山県市公共下水道基金条例及び議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例につきましては、地方財政法第７条の規定に基づき、各特別会計における歳入歳出の決算剰余金を基金に積み立てるようにするため、これらの条例を定め、または改正しようとするものでございます。

次に、議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、母子及び寡婦福祉法が平成26年４月23日に改正され、平成26年10月１日から施行されることに伴いまして、引用条文を改める所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て関係整備法の施行に伴いまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て関係整備法の施行に伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に伴いまして、携帯電話やパソコンなどの小型電子機器をリサイクルするため、及び美化ボランティア活動を推進するため改正するものでございます。

次に、議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、香り会館の利用時間の特例を改め、より柔軟な利用を促し、施設の利用を増加させることを目的に改正するものでございます。

次に、議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、四国山香りの森公園の効率的な管理と利用者の利便の向上を図るため、四国山香りの森公園の管理を指定管理者に行わせるため改正するものでございます。

次に、議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、市営住宅に入居できる者の基準を規定するため改正するものでございます。

次に、議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例につきましては、山県市伊往戸住宅の老朽化に伴い、これの取り壊しを行うため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー５、認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー６、認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る７月23日から８月４日における７日間をかけまして、監査委員の監査を受けております。地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー５―２及び資料ナンバー６―２の審査意見書を付して提案を

するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー５―３、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

続きまして、資料ナンバー７、議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に１億715万2,000円を追加し、その総額を130億745万9,000円とし､新たに災害復旧費という款を新設しようとするもののほか、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更をしようとするものでございます。

補正の主な内容につきまして、歳出の款ごとに順次御説明を申し上げます。

まず初めに、12ページをお願いします。

12ページの総務費は、全体で128万1,000円の増額でございます。

情報管理費につきましては、社会保障・税番号制度の導入に向け、同中間サーバー整備費負担金の追加でございまして、その全額を国庫補助金として歳入を見込んでおります。

次の企画費は、世界記録に挑戦する１団体を公募したところ、２団体からの応募があり、いずれも意気込みのある団体からの応募であり、今般、ギネス世界記録町おこしニッポンへの法人申請サービス手数料を追加しようとするもので、別途、債務負担行為の追加も計上いたしております。

民生費は、全体で496万8,000円の追加でございます。

障がい者福祉費と、13ページの母子福祉費につきましては、前年度に受領済みの国庫負担金と県負担金の精算分で、保育園費は、広域保育所への入所委託料の追加でございます。

衛生費は423万8,000円の増額で、簡易水道事業特別会計の今般の決算に伴う繰出金でございます。

農林水産業費は、全体で202万8,000円の増額でございます。

農業振興費の減額は、６次産業化推進補助金について、県からの通知額を踏まえた減額で、農地費の減額は、農業集落排水事業特別会計の今般の決算に伴う繰出金でございます。

林業振興費につきましては、有害鳥獣の捕獲数増加に伴う追加、猿やカラス等を捕獲するためのおりの原材料費分等の助成、そして、有害鳥獣が発生した場合の追い払いやわなを設置していただいた場合の助成金の追加でございます。また、清流の国ぎふ森林・環境基金事業として、県に要望していたもののうち、採択されなかった分を減額しよう

とするものでございます。

15ページの商工費は535万7,000円の減額で、伊自良湖の施設整備について、県の伊自良湖耐震工事との関係で、来年度以降に先延ばししようとするものでございます。

土木費は、全体で4,512万4,000円の増額でございます。

道路新設改良費につきましては、県単工事の増加に対する市の１割負担分で、16ページの都市計画費は、公共下水道事業特別会計の今般の決算に伴う繰出金の追加でございます。

消防費は100万円の増額でございます。

これは、市の指定避難所ともなっている総合体育館の屋根等にソーラー発電やリチウム蓄電池等を設置しようとする計画が、県の市町村再生可能エネルギー等導入推進補助金に採択されましたので、その設計委託料を追加しようとするもので、その全額を県補助金として見込んでおります。

教育費は、全体で332万5,000円の減額でございます。

文化財保護費につきましては、市の無形文化財のデジタルアーカイブ化等の補助を申請しておりましたが、採択されませんでしたので、当該部分の減額をしようとするもので、保健体育施設費は、伊自良総合運動公園の照明灯等に付着しているマイマイガの卵除去を、専門の業者へ委託するための追加でございます。

災害復旧費は5,719万5,000円の増額でございます。

これは、７月に上陸いたしました台風８号により林道根尾谷鯱尾線の一部が罹災したため、県の災害認定を受け復旧しようとするもので、その財源は国庫補助金と災害復旧事業債を見込んでおります。

続きまして、９ページの歳入について御説明申し上げます。

地方交付税につきましては、本市への普通交付税交付額の決定を受け、増額しております。

国庫支出金は、歳出で御説明いたしました林道根尾谷鯱尾線の災害復旧分と、社会保障・税番号制度の導入に係る中間サーバー整備費分でございます。

県支出金も、歳出で御説明いたしました６次産業化推進補助金の減額に伴う分と、清流の国ぎふ森林・環境基金事業として採択されなかった分の減額及び市町村再生可能エネルギー等補助金の増額でございます。

基金繰入金で、財政調整基金繰入金につきましては、今般の補正に伴いまして、余剰となる財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするものでございます。合併振興基金繰入金は、当初、庁舎バリアフリー改修事業の財源として同基金の

取り崩しを予定いたしておりましたが、今般、有利な地域活性化事業債を発行できることとなりましたので、これを活用し、同基金の繰り入れの一部を取りやめようとするものでございます。

介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計の今般の決算に伴う繰入金の増額でございます。

繰越金につきましては、前年度決算の実質収支額を踏まえての増額でございます。

諸収入につきましては、前年度に発生した高富中学校での浸水に対する共済金の確定に伴い追加する分と、歳出で御説明いたしました無形文化財のデジタルアーカイブ化等の補助不採択による助成金相当分の減額でございます。

11ページの市債で、地域活性化事業は、庁舎バリアフリー改修事業に係る分、臨時財政対策債は、本市の発行限度額が決定されたことに伴う減額分で、現年発生補助災害復旧事業は、歳出で御説明いたしました林道根尾谷鯱尾線の災害復旧分でございます。

続きまして、５ページにお戻り願います。

５ページの市民参画・市民協働推進補助金の債務負担行為の追加につきましては、歳出で御説明いたしました、世界記録に挑戦する団体への補助金分でございます。

６ページの地方債の追加と変更につきましては、先ほど御説明いたしました庁舎バリアフリー改修事業と現年発生補助災害復旧事業に係る追加と臨時財政対策債の限度額の変更でございます。

なお、18ページに債務負担行為に関する調書、19ページに地方債に関する調書を添付させていただいております。

続きまして、21ページをごらんください。

21ページの議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては､既定の歳入予算の款ごとの金額を組み替えようとするものでございます。

24ページにございますように、繰越金について、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加する一方で、その分について、現在取り崩しを予定している基金繰入金を減額しようとするものでございます。

次に、25ページの議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,139万2,000円を追加し、その総額を28億4,088万4,000円とするものでございます。

次に、28ページの歳入で、介護給付費準備基金の減額は、今般の補正に伴い、余剰となる財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするもので、繰越金は、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加でございます。

29ページの歳出で、償還金は、前年度の国県補助金と支払基金交付金に係る精算分で、一般会計繰出金も、前年度分の精算分でございます。

次に、31ページの議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に351万9,000円を追加し、その総額を２億6,551万9,000円とするものでございます。

34ページの歳入で、繰越金は、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加、35ページの歳出で、基金積立金は、前年度と前々年度の決算状況を踏まえ、地方財政法を厳格に遵守しようとするための積立金でございます。

次に、37ページの議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,100万円を追加し、その総額を１億2,413万4,000円とするものでございます。

40ページの歳入で、繰越金につきましては、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加しようとするもので、一般会計繰入金は、今般の補正に伴い、不足する財源分として、一般会計から繰り入れしようとするものでございます。

41ページの歳出で、一般管理費の簡易水道基金積立金は、地方財政法を厳格に遵守すべく、前年度と前々年度の決算状況を踏まえた積立金の追加でございます。

次に、43ページの議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に25万円を追加し、その総額を４億7,474万5,000円とするものでございます。

46ページの歳入で、繰越金につきましては、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加しようとするもので、一般会計繰入金の減額は、今般の補正に伴いまして、余剰する財源分として、一般会計からの繰り入れを減額しようとするものでございます。

47ページの歳出で、農業集落排水基金積立金は、地方財政法を厳格に遵守すべく、前年度と前々年度の決算状況を踏まえた積立金の追加でございます。

次に、49ページの議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,500万円を追加し、その総額を13億3,610万3,000円とするものでございます。

52ページの歳入で、下水道事業受益者負担金及び公共下水道使用料は、現時点で当初より増額が見込まれる分の追加で、繰越金は、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加しようとするもの、一般会計繰入金は、今般の補正に伴い、不足する財源分として、一時的に一般会計から繰り入れしようとするものでございます。

53ページの歳出で、公共下水道基金積立金は、地方財政法を厳格に遵守すべく、前年

度と前々年度の決算状況を踏まえた積立金の追加でございます。

次に、55ページの議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に127万8,000円を追加し、その総額を327万8,000円とするものでございます。

58ページの歳入で、繰越金は、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加しようとするものでございます。

59ページの歳出で、基金積立金は、地方財政法を厳格に遵守すべく、前年度と前々年度の決算状況を踏まえた積立金の追加でございます。

続きまして、資料ナンバー８をお願いいたします。

資料ナンバー８、議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年度に議決いただきました同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定により、議決を求めるものでございます。

その変更内容を御説明申し上げます。

１ページの区分３、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、上島線と田栗・瀬見線に具体的な路線番号名を追記し、水品線と美山橋を追加いたしております。

同じく４、生活環境の整備では、消防団の分団数を変更しつつ、過疎地域の消防団員の報酬と出動手当を、ソフト分として追加いたしております。

２ページの区分５、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、過疎地域の予防接種事業について、ソフト分として追加いたしております。

同じく７、教育の振興では、みやまジョイフル倶楽部改修工事を追加いたしております。

３ページの11、過疎地域自立促進特別事業一覧表は、ただいま御説明申し上げました分のうち、ソフト事業について再掲いたしているものでございます。

次に、議第70号　市道路線の認定につきましては、国道256号高富バイパス工事の旧道処理計画により、現在の国道が県より移管されるため、認定しようとするものでございます。

次に、議第71号　市道路線の変更につきましては、大型商業施設の開発に伴いまして、市道高木93号線の起点を変更しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議をいただきまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

○議長（杉山正樹君）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす３日より９月７日までの５日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、あす３日より９月７日までの５日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、９月８日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時45分散会

平成26年９月８日

山県市議会定例会会議録

（第　２　号）

平成２６年第３回

山県市議会定例会会議録

第２号　９月８日（月曜日）

○議事日程　　第２号　平成２６年９月８日

日程第１　質　　疑

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）
議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第70号　市道路線の認定について
議第71号　市道路線の変更について

日程第２　委員会付託
議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について
議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について
議第49号　山県市農業集落排水基金条例について
議第50号　山県市公共下水道基金条例について
議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について
議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例につい

て

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第１　質　　疑

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第２号)

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第２　委員会付託

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君

７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	林　強臣
書記	大野幹根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第１、質疑。

質疑は、９月２日に議題となりました議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例についてから議第71号　市道路線の変更についてまでの27議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

通告順位１番、武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　議長の発言の許可を得ましたので、３点ほど質疑をいたします。

１点目ですが、認第１号、一般会計決算書、成果説明の110ページ、除雪委託業務について。

25年度、雪が少なく、除雪出動が１回で、707万6,000円で大幅に少ないとあります。23年度、出動９回で2,100万、平成24年度には出動11回で3,200万とあります。25年度は１回出動にしては、23年度、24年度に比べ金額が高過ぎるのではないかということをお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

除雪委託事業について、平成25年度の出動回数が１回であるにもかかわらず、平成23、24年度に比較いたしまして金額が高いのではとの御質問でございますが、除雪事業は、冬期における道路管理上、安全かつ円滑な交通路を確保するためには必要不可欠な事業でございます。年度における気象の状況、降雪、積雪量などの不確定要素によりまして、その事業量、費用は大きく変化いたします。

現在、本市が除雪業務を委託している業者数は、平成25年度では42社でございました。例年、受託業者は12月から３月までの除雪期間におきましては、除雪機械を確保、維持した上で、降雪時の早急な対応をお願いしております。

しかしながら、年度の降雪量の予測がつかない状況の中でも、降雪期間における除雪機械の確保、維持を行うためには費用がどうしても生じます。以前につきましては、平成25年度のように出動回数が少ない年度におきまして、除雪機械の維持管理費用は受託業者にとりまして大きな負担となっておりました。

本市といたしましても、受託業者の確保と負担軽減を図るための対応といたしまして、平成20年度から受託業者の所有する除雪機械の確保、維持に関する費用といたしまして、１社につき１台に限りまして、県の基準に基づきまして、除雪機械の規格、容量により、税抜きではございますが、８万6,000円と12万円の２段階により、除雪契約の中で、機械の保有に係る基本額といたしまして、除雪委託契約の中に組み込ませていただいております。

また、このほかにも、気温低下時におきましては主要な市道への凍結防止剤散布がどうしても必要となってまいりますので、これにつきましてもあわせて契約をしております。よって、除雪回数のみでの金額の比較とならないことを御理解願いたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　それで、除雪業務の費用として、量的な問題も範囲の問題もありますし、除雪機等の管理委託料、これもありますが、この明細書に、除雪機のレンタル的な費用と除雪するときの費用というものを別に計算したらどうかと私は思いますが、そんなことは考えておられますか。成果説明書のほうにきちっと出るとわかりやすいんですが、レンタルの。雪がゼロという場合もなきにしもあらずなので、そういう点できちんと掲載されるとありがたいと思いますが。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　今の議員の御指摘でございますが、確かに、成果説明上及び予算書上わかりにくい点もあろうかと思いますので、今後、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　それでは、次の質問に移ります。

議第61号、平成26年度一般会計補正予算（第３号）、資料７のページ14、林業振興費の清流の国ぎふ森林・環境基金事業について、内容と採択されなかった理由をお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業の428万7,000円を減額します内容ですが、平成26年度において、清流の国ぎふ市町村提案事業の申請を５件行いましたが、そのうち不採択となりました２件についての減額補正分です。

１つは、里山復活マツタケの生える里山再生事業で、事業費は100万3,000円です。マツタケの生える森林整備は平成24年度から始めました。２年間実施し、その結果、松林が予想以上に少なく、また、残っていても細々とした松が数本残っているだけのようなところが多いといった実態がわかりました。そこで、市内の松林の状況を的確に把握し、今後、スムーズに整備を行いたいため、松林実態調査費の申請をしたものです。主となるのは、賃金91万8,000円です。

２つ目ですけれども、森林体験環境整備事業で、事業費は328万4,000円です。平成24年度から名山めぐり事業に取り組んでいますので、この事業にて、平成24年度には、舟伏山の登山者記載台３台などの整備、平成25年度には、釜ヶ谷山登山道にあります２橋の橋の整備を行いました。近年は、中高年や女性を中心とした登山者が急増し、登山の初心者も多く訪れるようになってきており、安全でかつ快適に名山めぐりなどができるよう、整備、補修していくため、専門家による登山道の整備や案内看板の設置などを進める整備基本計画書を策定する費用を申請したものですので、主となるのは、設計コンサル委託料285万3,000円です。

次に、採択の関係ですが、市から県へ申請しますと、岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業審査要領に基づき審査をされます。審査項目は７項目で、５段階評価にて行われます。点数の高い事業から採択されているとのことです。採択されなかった理由については非公開になっておりますのでわかりません。

なお、この２件につきましては、担当課としては、今後とも大事な事業としておりますので、平成27年度には採択していただけるよう、県とよく詰めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　それで、予算的には100万前後ということですが、途中で予算が変わって500万とかという話で採択されなかったのか、そういう流れはあったかなかったかお聞かせください。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　再質問にお答えします。

平成24年度は、市町村提案事業は１件当たり100万円が森林・環境税の上限でした。それが、当時、24年度は、山県市ではかなりたくさんの市町村提案をさせていただき、全てだったと思いますけれども採択をしていただきました。なお、25年度から、県内の各市町村が、こんな事業ができるのかというようなことで随分手を挙げてこられたのが実

態です。でも、予算的には残りまして、県のほうも残るのはもったいないということで、額を100万から500万に、25年度のうちの中でアップしたということになっております。今、平成26年度は、市町村提案も500万円までの上限がありますものですから、26年度についてもそれで、500万円以内の検討をさせていただいておるような状況です。

ですから、先ほど申し上げました森林整備ですと、釜ヶ谷、舟伏山も一部を、100万円の限度でしたが整備をさせていただきましたが、さらに大きく整備ができるということで今回提案をさせていただきましたが、先ほど申し上げたように、よその市町村もかなりの手を挙げてきておりますので、一度採択を、実は受けておりまして、まだ未整備のものを提案させていただくような感じになりましたものですから、点数が若干、よそと比べまして低くなってしまったのではないかなというふうに思いますので、申請をきめ細かく、実はこういうふうで困っているんだということを県のほうに伝えまして、27年度には採択していただけるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　今の課長のお言葉で、頑張って事業採択のほうをよろしくお願いします。

では次に、議第61号、平成26年度一般会計補正予算（第３号）、資料７の15ページ、観光振興費、伊自良湖周辺管理について、具体的な工事内容と、減額をした理由をお聞かせください。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

伊自良湖周辺管理の535万7,000円の減額補正の工事内容ですが、伊自良湖噴水設備修繕工事費で、水中ポンプ２基を取りかえるのが主な工事となります。

減額の理由ですが、伊自良湖にあります噴水は、既に出なくなりまして五、六年経過しております。いろんな観光パンフレットには伊自良湖の噴水が上がっているのが掲載されています。伊自良湖は、市内の観光スポットとしてもとても重要なところでございますので、当初予算にて噴水の修繕工事費を計上させていただきました。

しかし、平成27年度から平成28年度において、岐阜県が伊自良湖堤体耐震工事を実施することが、ここに来てほぼ確実となりました。耐震工事は、２年とも10月から翌年３月にかけまして水を全て抜いて行うため、噴水工事を本年実施しても、平成27年度と平成28年度は有効に噴水を利用できないことになります。また、水を抜くことで噴水工事の作業がしやすく、若干の費用ですけれども安くできるため、噴水工事を先延ばしとす

るものです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君。

○１０番（武藤孝成君）　よくわかりました。これで質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位２番、上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　議長よりお許しを得ましたので、条例案件に関する点１件、それから、補正予算関係で４点お尋ねをいたします。

第１に、議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、資料１、ページ81、指定管理者による管理にすることにより、どのような利便性の向上を図れるか。これは、全員協議会の場だったと思いますが、総務課長がそのような説明をされましたので、どのような利便性の向上を想定されているのか御質問をいたします。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

山県市四国山香りの森公園には、現在、芝生広場、多目的広場、香りドーム、遊歩道などの施設がございます。その施設を利用いたしまして、豊かな自然環境を生かした市民のレクリエーション、健康増進などの目的でこの施設は設置されたものでございます。

現在、施設の管理につきましては、芝生及び植栽木の管理と遊歩道を含めた除草作業の大半を専門業者のほうに委託しております。また、香りドームにつきましては、建設課職員によりまして、使用申請手続などの貸し出し業務などを行っております。

今般の指定管理者制度の導入につきましては、隣接する山県市香り会館とあわせた指定管理者を募集する予定でございまして、思い切った発想等によりまして、双方の施設を一体的に活用した管理運営を期待しております。双方の施設の相乗効果等によりまして、公園利用者につきましても増加と活性化が図れるものと考えております。

また、香りドーム使用に係る貸し出し業務につきましては、現地で直接利用申し込み等を行えることが可能になることから、急な施設の申し込み等、施設の手続等に係る利便性が図られるということで、利用率の向上が見込まれるものと考えております。

なお、この条例の一部改正につきましては、地方自治法第244条の２第３項の規定によりまして、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの、いわゆる指定管理者でございますが、に当該公の施設の管理を行わせることができるとのことを受けまして、今回、議案として提出させていた

だいた次第でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　第２点目の質問に移ります。

補正予算関係で、資料７、ページ14、有害鳥獣対策、野生鳥獣捕獲おり設置等の助成金312万5,000円に関連してお尋ねをいたします。

１つは、ここで補正に上げてきた理由というのは何かありますかということ。

２点目、助成金はたしか２種類あったと思いますけど、その内訳について。

それから３点目、本当に費用対効果を期待できるものと考えていらっしゃるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

１点目、補正予算に上げました理由ですが、猿、カラスの出没による苦情、被害が多く、今までの対策に加えて、緊急に特別な対策を講じることが必要と判断したためです。

２点目、助成金の内訳ですが、１つは猿、カラスを捕獲する大型囲いわなのおりを、市猟友会に依頼して設置するための経費として150万円。このおりは、猿用が、周囲が約５メートル四方で、高さが約３メートルです。内側上部にトタンを張り、一度侵入すると出られなくなる構造です。２基分で約100万円の予算です。カラス用は、幅約２メートル、奥行き３メートルで、高さが約３メートルです。一度侵入すると羽が広がった状態では出られない構造です。２基分で約50万円の予算です。

もう一つは、鳥獣出没時に、市の指示により、市猟友会に直ちに捕獲活動に出動してもらうための経費として162万5,000円。この捕獲活動費用は、わなの設置、管理、撤去や銃器による捕獲も含まれています。アライグマ、ヌートリアなどの小動物の捕獲から、イノシシ、鹿はもちろん、猿、カラスの囲いわなでの捕獲も含まれております。

３点目、費用対効果ですが、猿のおりについては、本巣市で同タイプの規模の大きいおりをことしの４月に設置したところ、８月末現在で92頭の捕獲実績があったとのことであります。また、カラスのおりについては、伊自良地内で設置してあるおりですが、ことしの４月から６月の３カ月分で73羽の捕獲実績を上げております。期待できるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　この費用対効果については、私は専門的な立場で活躍してみえる

人のお話を聞きましたんですけど、山県市が設置しているあれは非常に難しいんだと、捕獲が大変難しいよというお話で、本当に捕獲できるような設置が必要だよというお話を聞いたのでございますけど、その辺は、おりそのものが本当に捕獲できるという、そういう保証を持って臨んでいらっしゃるのかどうか再質問いたします。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　再質問にお答えします。

まず、猿のおりですけれども、先般、石神議員から資料も出させていただきましたし、私も現実、本巣市のほうへ出かけて現地を見てきました。

本巣市は、平成14年に猿を捕まえて無線機をつけて、そして猿の生態実績を上げられました。平成14年ですので十数年前です。設置してあるところは、ちょうど山と山の谷間に設置をされて、市有地、市の土地に設置をされました。ちょうど田んぼのところのど真ん中みたいなところでございます。田んぼというのか畑というのか、そのようなところで設置をされました。

本巣市さんも、初めはやっぱり、ここで本当に捕獲ができるのかなということを心配されておりましたけれども、近くには温泉もありますし民家もございます。設置してすぐに10頭ほど捕獲ができたということを言ってみえましたが、先般お邪魔したら、先ほど申し上げたように92頭捕獲ができた。これは、赤ちゃんの猿も含めての92頭でした。

今回、私のほうも、猿につきましては、やはり一番猿が出没するというか、一番多いところでは、やっぱり、市の猟友会の捕獲してみえる方が、どこが出没するかということを一番御理解してみえると思います。猿を捕まえて無線機をつけて、猿の実態調査をすればいいのかもしれませんが、まずは、市の猟友会の皆さんの今まで体験されてきた情報をもとに設置をしたいということを思っています。それで効果がなければ、本巣市さんが十数年前にされました、猿に無線機をつけまして猿の実態調査等も行いたいなというふうに考えておりますが、まずはそういうふうで捕獲活動に入りたいと思います。

また、カラスのおりにつきましては、先ほど申し上げたように、伊自良のほうで既に多くの捕獲をしていただいております。今回、今のところ予定しているのは、旧高富町の高富と大桑のほうをお願いしたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、設置するには、大型のわなでございますので、地元の方、また、土地の所有者、そういう方の御了承が当然必要となってきますので、そこら辺も踏まえまして設置箇所を選定していきたいと、そんなことを思っております。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　要望ですけど、やっぱり実績が上がるということが一番大事なので、312万5,000円というのはかなり大きな額ですので、その辺の費用対効果がきちんと上がるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次の３点目に移ります。資料７のページ15、道路新設改良1,421万4,000円について。改良予定箇所ははっきりしているのかどうか、額の内訳がありましたら御説明をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

道路改良事業負担金につきましては、地方財政法の規定によりまして、岐阜県が県単独事業として本市内で実施する道路建設事業に対しまして、受益者である市が事業費の一部、通常の改良工事で10％でございますが、を負担するものでございまして、今回の補正予算におきましては、当初予算870万円に対しまして1,421万4,000円の予算の増額をお願いするものでございます。

では、その内容につきまして御説明を申し上げます。

当該予算につきましては、予算編成時におきまして、岐阜県に対し、来年度実施予定事業費に係る負担金の問い合わせを行った上で計上させていただいておりますが、予算確定後におきまして、県において事業の進捗及び新規事業の採択など、県として事業費の見直し等が行われた結果、事業費の増減が発生したものでございます。

今回の補正につきましては、次の事業について事業費の変更がございました。増額から順に御説明を申し上げたいと思います。

まず、国道256号バイパス工事、西深瀬地内でございますが、東海環状自動車道のインターチェンジ建設工事の進捗に合わせまして、国道256号バイパス工事を早急に進める必要があるということで、西深瀬交差点から北側の山へのアプローチ道路の改良工事を早期実施という事業費でございまして、当初の1,500万円から１億6,000万円に事業費として増加いたしました。

次に、国道418号の葛原地内でございます。森平―岩神間という地域の中で、当初予算にはこの事業費は計上されておりませんでしたが、平成26年度の新規事業といたしまして、緊急輸送道路対策事業として、大型車のすれ違いが可能となる幅員６メートルの待避所を６カ所、複数年度において継続的に構築するものでございます。事業費につきましては、用地費及び工事費として1,800万円が新規の事業として上がっております。

続きまして、主要地方道の岐阜・美山線、梅原七日市地内の改良工事におきまして、当初の事業費を用地補償費として1,500万円見込んでおりましたが、用地取得の見込みな

ど事業費を見直した結果、事業費が4,114万円として増額となっております。

次に、事業費が減額になった事業でございますが、国道418号の富永地内のバイパス工事につきまして、当初は県単事業として見込んでいたものが公共補助事業として採択されまして変更になり、見込んでいた事業費4,600万円が全て減額となっております。

そして、最後に、同じく国道418号の水棚地内の県単事業でございますが、用地補償費当初額1,100万円を見込んでおりましたが、見直した結果1,000万円ということで、100万円が減額となっております。

以上の金額を整理いたしますと、事業費の増減によりまして事業費の総額が、県の事業費の総額でございますが、２億2,914万円となりまして、事業費に係る負担金といたしまして、10％として2,291万4,000円が必要となりますので、今般、県単事業負担金の額を、当初予算額に対しまして1,421万4,000円の増額としてお願いするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　よくわかりました。

次に、４点目、資料７の17ページ、災害復旧工事5,719万5,000円について。

少し説明があったと思いますけれども、災害状況の概要で結構です。それから、国は90％から95％で説明がありましたけど、市の持ち出し負担額というのはどれぐらいになりますか、説明を求めます。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

１点目、災害状況の概要ですが、平成26年７月８日から11日に発生した台風８号による豪雨により、林道根尾谷鯱尾線の横を流れる神埼八月川では、急激な増水が発生しました。これにより河床洗掘が生じ、いわゆる川底を洗ってしまったということですが、それと、護岸侵食で林道根尾谷鯱尾線の路側等が崩壊しました。

北山観測所では、７月９日から翌日の10日の最大24時間雨量が198.5ミリで、特に、７月10日の午前９時から10時の１時間の雨量が最大で45.5ミリと、猛烈な雨でした。

被災箇所は林道根尾谷鯱尾線の16カ所で、延長は約２キロメートルです。内訳は、のり面の崩壊が２カ所、路側崩壊が13カ所、橋梁１カ所を被災しました。

２点目、国等の補助金と市の負担額ですが、今回、補正予算として計上しました工事請負費5,719万5,000円が工事費となります。

国からの農林水産施設災害補助金が、９ページの歳入にありますように2,692万3,000円で、補助率は50％です。市の負担額は、流木の処理や仮設費などの補助対象とならな

い費用334万9,000円を含めまして3,027万2,000円となりますが、そのうち、11ページの歳入にありますように、2,420万円が農林水産施設災害復旧債で賄うことができます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　よくわかりました。

最後の質問です。補正予算関係で、議第64号、同65号、66号、67号の特別会計補正予算に関連しておりますのでよろしくお願いします。資料でいいますと、ページ35、ページ41、ページ47、ページ53、ページ59の基金の積立金についてでございます。

先般の説明では、地方財政法第７条を厳格に守って遵守しようとするものということでございましたので、それについて、厳格に守って遵守しようという内容についてお尋ねをいたします。

たしか３月議会であったと思いますけど、剰余金は向こう２年間のうちに２分の１以上を基金に編入することが義務づけられているという質疑があったと思います。それに基づいているのかなというふうに受けとめておりますけれども、今回提出されました条例２条には、毎年度基金として積み立てる額は、剰余金のうちから市長の定める額という規定が含まれております。

そこで、25年度の決算の剰余金額を調べてみますと、25年度の決算書によって調べたんですけれども、後期高齢者医療費で352万、簡易水道で1,576万3,000円、集落排水で47万8,000円、公共下水道で143万9,000円、高富財産区で139万3,000円という剰余金であったかというふうに思います。

それで、今回の補正予算の積立金額を見てみますと、高齢者の医療でいいますと、351万9,000円でほぼ同額でございます。それから、簡易水道で1,100万円で69％値上がります。農業集落排水は25万でございますので約52％ほどです。公共下水道関係は3,500万で240％になっております。高富財産区は127万8,000円で91％に該当しておりますけれども、この積立金額というのはどのような根拠で算定されているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　お答えいたします。

今般の特別会計の補正予算につきましては、大変テクニカルな財務整理でございまして、結果的にはわかりにくいものとなっておりますことをお許しいただきたいと存じます。そこで、とりあえず、その考え方のポイントにつきましてお答えさせていただきます。

まず１点目のポイントでございますが、議員御発言の各種パーセンテージにつきましては、単年度に、平成25年度に対するものでありましたが、議員御発言のように、向こう２年間ということでございまして、積み立てまたは地方債の繰上償還に充てるべき金額の元金額につきましては、平成25年度と、その前の平成24年度の繰り越しを対象にしているということでございます。

そして、今般の積立金の考え方でございますが、それぞれ、24年度と25年度を対象とした２分の１の額を下限といたしております。24年度の２分の１、25年度の２分の１を下限としておるということでございます。

２つ目のポイントにつきましては、平成25年度に生じました実質収支額について、今般、その全額を歳入の補正予算に計上させていただいているということでございます。このことを踏まえまして、今般、積立金以外に歳出の補正が必要ない場合には、今般の補正予算において、余剰した分を積立金の予算へ計上させていただいております。

こうしたことから、前年度の実質収支額に対する比率は一見ばらばらに見えますが、一定の考え方により予算計上させていただいているものと考えております。

なお、本年度につきましては、前年度と前々年度を対象としておりますので、このように大変わかりにくい補正予算とはなっておりますが、この処理によりまして、次年度につきましては前年度のみを対象にした整理にしたいと思っておりますので、もう少しわかりやすいものになるものと考えております。少しでもわかりやすい予算となるよう努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○４番（上野欣也君）　大変よくわかりました。

質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位３番、藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、３点質問したいと思います。

１件目は、先ほどの上野議員と同じなんですけれども、若干重複する部分があるかと思いますけれども、まず、山県市四国山香り公園を指定管理者が管理をする条例についてですけれども、まず、今は香り会館のみの指定管理者となっていると思うんですけれども、当時、私も大分言ったと思うんですけれども、なぜ、公園も一緒に含めて全部やったらどうだと言ったときに、当時の課長が、やっぱり、公園とかそういったものは自分たちで十分できるからという話だったと思うんです。その当時1,000万ぐらいだったと思うんですけれども、今回は、先ほどのお話の中で利便性があるからということなんで

すが、要するに、使用者が便利だということは、結局、単純に言うと、役所仕事的で結構時間がかかるから、今回、指定管理にするということになってくると、指定管理のいい点と、本来、役所仕事と言われるゆえん、やっぱりそういった点も当然、改善をしていかなきゃならないんじゃないかなと思います。

それで、余談になりましたけれども、対費用効果ですね、先ほど言いましたように、指定管理、公園でもう1,000万かかっちゃっているんですけれども、そういったものを含めて、およそこのぐらいの額にして募集したいという、そこら辺の点を聞きたいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘は、費用対効果と現在のかかっている費用がどうなっていくのかということだと思います。

現在、公園管理につきましては、３年間の平均を一応とりましたところ630万円ほどということで、以前よりも大分努力させていただいておると感じております。その中で、芝刈りが年６回、これにつきましては、芝生広場5,800平米について作業を行っております。あとは、公園前の低木の伐採及び除草等について行っておる次第でございます。

今後、指定管理制度となった場合におきましては、この作業については当然、利用の面からも申し上げまして、状況が著しく落ちない、もしくは、現状を当然確保していただくということを大前提に、今後の活用等を見据えた指定管理をしていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　その点はわかりました。

もう一つ、当時、現在の香り会館の指定管理のときに、たしか大阪の業者だったと思うんですけれども、地元の業者もとにかくやりたいという人たちがあったにもかかわらず、どうも考え方が、そちらのほうが優先だというようなことで採択したというふうな話を聞いたわけなんですけれども、結局、現在の香り会館の従業員の皆さんは、多分地元の人たちを使っているわけですから、どうかひとつ、地元の業者を最優先にして使用していただくような形をとってもらわないと、指定管理者というのは、山県市以外の業者が来ているのはちょっと、やはり地元市民の理解度というのもまた違うんじゃないかと思いますが、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　再質問にお答えします。

私のほうで、今回、条例改正で香り会館の条例も出させていただきました。条例では、午前９時から、市長が認めると午後９時までということで、時間の制限を私どもでしておりました。今回、今、作業を進めておりますが、来年度からの指定管理に向けて募集をかける準備をしております。その中では、今まではサービスの向上と、そして経費の削減の２つを初めの指定管理の目的にしておりましたが、それにさらに１つ足しました。それは、利用者の増というのを見まして、３つをまとめて募集をかけたいというふうに思っています。

初めに、香り会館、そしてハーブレンドにつきましては、先般の山崎議員さんの一般質問にありましたが、喫茶店をやっておって、なぜ助成をしておるんだということでありましたが、あそこの施設につきましては、香りをテーマに当初始めまして、ここら辺の周辺では珍しかったということで、かなりの利用者がございました。利用者があるということは収入もあったということで、それがだんだん薄れてしまって今の現状に来ておるということになります。それを、もう一度原点に戻りまして、利用者をふやそうということで、香りのテーマは度外視にはしませんけれども、それも含めまして、さらにこうしたことをやったほうがいいというような自由な発想で利用者の増を図りたいというのが、今回、募集の目玉にしてございます。さらに、公園もドームもございますので、それも踏まえまして、一体となって利用者の増を図り、収益を上げていきたいということを思っていますし、当然、地元の雇用、そして、今回また選定委員会でも審査もございますが、地元の方の申請もあれば、そこら辺は地域に貢献をどのくらいしているというようなことも当然、審査項目にも入れていきたいと思いますので、今回は、大阪のほうの業者に今なっておりますけれども、大きな改革は望めなかったようなこともございますので、さらにきめ細かく募集をしていきたいと、そんなことを思っていますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　よくわかりました。次の質問に参ります。

○議長（杉山正樹君）　通告の内容と少しずれがあると思いますので、御注意をお願いいたします。

○１１番（藤根圓六君）　資料７、議第61号、平成26年度山県市一般会計補正予算。ページ５、第２表債務負担行為補正、市民参画・市民協働推進補助金について。

その中で、世界記録に挑戦するグループに対する補助金ということなんですけれども、

そのグループ名と、どんな内容の世界記録に挑戦するのか、その内容を教えていただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　御質問にお答えいたします。

本年５月に世界記録への挑戦事業の活動を行う団体というところで公募いたしましたところ、２つの団体からの応募がございました。本年６月に各団体からの説明を受けまして、当初予算分につきましては、市体育協会の人間空気椅子というものを使わせていただくことにいたしました。ちなみに、募集時でのこの世界記録は、中国のほうで実施されました1,666人となっております。

他方、今般の補正につきましては、応募のありましたもう一つの市民団体であります一國会への助成を想定しております。挑戦される種目につきましては、応募の内容からいきまして、今のところ、１周50メートルのトラックを制限時間８時間で何人がリレーできるかという８時間50メートルリレーというものを想定いたしております。ちなみに、募集時でのこの記録は、大阪府豊中市で実施された1,357人と伺っております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　了解しました。

続きまして、資料７、議第61号、ページ16、款９消防士、４の防災対策費について。

太陽光施設の、市総合体育館の屋根に太陽光を設置するということなんですけれども、その詳しい内容、決まっているならメーカーはどこで、そして、およそ売電料はどのぐらいになるのか等についてお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

今回、岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金補助金の採択を受けました事業は、東日本大震災に代表される大規模災害時の電力需要に対応するため、本市において最大級の指定避難所であります市総合体育館に太陽光発電設備等を設置し、良質な避難所運営を確立しようとするもので、本年度は実施設計を行い、来年度施工することと予定しております。

当該事業の詳細につきましては、増築しましたトレーニングルーム部分の屋根等を活用いたしまして太陽光発電設備を設置し、その発電規模は15.8キロワットのものを想定しております。

また、太陽光発電設備とあわせまして、20キロワットアワーの蓄電池を設置するとと

もに、非常時に使用を想定しておりますアリーナ等の室内照明の一部をＬＥＤ化することを考えております。

なお、太陽光発電設備による余剰電力につきましては、平常時の総合体育館の電力需要にも使用し、余剰電力を電力会社へ売電するということは考えておりません。

次に、太陽光発電に係る導入メーカーのお話でございますけれども、さまざまな民間事業者が進出しており、性能の優劣については現時点では不明でございます。特定のメーカーの設備を導入するという考えは今のところはございません。

事業の実施に当たりましては、本市の契約規則等にのっとりまして適切に施工業者等を決めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○１１番（藤根圓六君）　以上で終わります。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位４番、石神　真君。

○５番（石神　真君）　それでは、通告に従い質問させていただきます。

資料１、78ページ、議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これについて、ここには美化ボランティア活動を推進すると、あと、（２）には美化ボランティア活動等により収集されたものを市が配布した専用袋を使用して排出する場合と、いろいろ細かく載せてありますが、このボランティア活動というところに関しまして、ボランティア団体またはＮＰＯなどを指定するためにこの文言を入れたのか。それと、あらかじめ担当の課長さんにはお電話で細かく説明をさせていただきましたので、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市民環境課長。

○市民環境課長（林　早笑君）　御質問にお答えします。

ボランティア活動についてのみでよろしいでしょうか。

現在、自治会等で行っていただいておりますクリーン活動を初め、また、まち美化パートナー登録団体による美化ボランティア活動等によって集められたごみにつきまして、以前より専用袋をお渡して収集をしていただいております。その点につきましても、今回、小型家電リサイクル法に伴う改正に合わせて、手数料を徴収しない場合として条文に加えさせていただいて、この活動を推進する上で明確にするものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　今、課長のほうから無料の分だけというようなお話がありました。

あくまでも、リサイクル法のために携帯電話などを回収して持っていく場合、これは、確かにレアメタルとか中に金が入っておったりと、そういうことがありますので、ある程度、企業として利益がなければこういうものを無料で持っていくということはございませんので、もしこういうことを、市が委託して持っていかれる団体があれば、また、会社があれば、どのような感じでそこに決めて、どのような補助金なりあるのなら、それについて御説明願います。

○議長（杉山正樹君）　林市民環境課長。

○市民環境課長（林　早笑君）　今回の小型家電リサイクル法に伴って行うこの事業は、昨年も議会で御質問をいただいておることだったんですけど、今回、主務省庁の認可を受けていただいた認定業者が行うこととなっておりますので、その業者に委託をして回収をしていただくことにしております。

業者は、９番目に国の認可をいただいている業者で、隣接市に事業所を持つところでございます。以前よりいろいろ検討させていただいて、実は、この３月に許認可をいただくように申請をしていただいておりましたが、本市だけでしたので許可がいただけなく、この８月にやっと可児市さんと２市で行うということで許可をいただきました。あくまでも業者提案型でございますので、回収ボックス設置、それからあと収集もそちらでやっていただくことで委託をしております。山県市内の本庁とそれから支所２カ所、それから、高富中央公民館、美山中央公民館の５カ所にボックスを置きまして回収をしております。市民の方にはそこの部分を周知するため、10月１日に行うよう、今回の広報配布時にあわせてチラシも配布させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　業者の提案型ということで、山県市１市ではだめだということで、可児市、他市との共同で行うことで認可いただけたということでありますが、一番心配なのは、少しお話をさせていただいたと思いますが、携帯電話など、特に個人情報がしっかり入っているものでありますので、そこの管理はしっかりしていただけるのかということが一番心配でありますので、そこのところをきちんと徹底していただくようお願いしてあるのかということを最後に確認だけしたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　林市民環境課長。

○市民環境課長（林　早笑君）　個人情報の漏えい防止のため、セキュリティー機能を備えた場所に保管をする。個人情報が含まれると思われる部品につきましては、ボックスの横に用具を備えて、ボックスに入れられる前とかに穴をあけて、物理的な破壊処理を

していただいて入れていただくことにしております。また、その周知をさせていただく場合、個人情報は消去して出してくださいということを重ねてお願いしていく予定でおります。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　ありがとうございました。

それでは、次に、資料７、17ページ、議第61号、文化財保護の芸術文化振興補助金382万5,000円、これが不採択となっております。この事業は前年度からもやっておると思いますが、これだけの金額を切られた場合、この事業を続行して行うのか、それとも全く中止にするのか、そこのところをまず１点お伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君）　御質問にお答えします。

本年度、文化庁の国の補助金は受けることができなくなりましたので、この事業で計画しておりました柿野獅子神楽や十六拍子保存会の無形文化財のデジタル映像化の保存事業やシンポジウムは取りやめますが、残りの市の補助金のみで、例年行う花咲ホールでの舞台公演事業は実施する予定でございます。

この事業は、地域の文化遺産を次世代へ継承し地域を活性化する国の補助事業でありまして、事業主体は山県市重要無形文化財伝承活用事業実行委員会となっており、この委員会が国と市から補助金を受けて、無形文化財の舞台公演を実施したり、奉納される神楽や太鼓演奏をデジタル映像におさめ、整理する予定でした。

本年度、国から補助金を受ける予定でしたが、全額カットされましたので、市の補助金のみで規模を縮小して舞台公演を実施することとなり、国の補助金分を減額補正することになりました。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　質問したのは、中止するかしないかと。真ん中のいろんな説明はいいです、わかっておりますから端的に答えてください。

今の残った補助金、不採択されたという、だから、最初上げた最低限度の予算で行うというのであれば、幾らの予算で、中身、何と何と何をやるのかお答えください。

○議長（杉山正樹君）　佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君）　当初でございますけれども、この……。

〔「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐村生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐村光仁君）　当初、実行委員会は418万円の補助金を交付する予定でございました。その内訳としましては、市からは28万8,000円、国からは389万2,000円の補助金を出す予定でございました。先ほど御質問がありましたように、389万2,000円の国の補助金がなくなりましたもので、残りの28万8,000円、これに、補助金がカットされました舞台小物等の６万7,000円の少し補助金を、市の分をふやしまして35万5,000円としまして、花咲きホールで行います舞台公演のみをさせてもらうということでございます。

〔「だから何をやるか」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（佐村光仁君）　舞台公演は、６団体の無形文化財の太鼓の演奏とか獅子神楽の演奏等をさせてもらう予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　ありがとうございました。

課長、前もって発言通告書を渡してあるので、きちっと答えられるようにしてきてください。

終わります。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分から再開させていただきたいと思います。

午前11時01分休憩

午前11時20分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位５番、吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に従いまして、決算の成果説明書からいずれも３問お尋ねします。

まずは、市民環境課長にお尋ねしますけれども、成果説明書40ページ、戸籍抄本・住

民票交付事業についてですけれども、これは、平成24年度に比べまして大幅な歳出の削減となっております。582万1,000円。歳出削減の理由というのは次ページの戸籍システム共同業務によるものと考えますが、こちらは昨年度、24年度に比べまして830万円の大幅な増加となっています。また、この戸籍システムの共同業務委託に関しましては、25年度予算が766万円に対して決算額が952万6,000円と、これはミスプリントというか私の間違いです、290万円増加ではなく190万円増加をしております。

本事業に関しましては、例えば経費とかセキュリティーの面とか、さまざまな面を考慮しながらの事業だというふうに考えておりますけれども、現状、経費が増加しているというようなことで、果たして本当にメリットのある事業となっているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市民環境課長。

○市民環境課長（林　早笑君）　御質問にお答えします。

戸籍謄抄本・住民票等交付事務経費の平成24年度の分は、三市共同利用前の本市単独の戸籍システム使用料と保守点検料の10カ月分がここに含まれております。その経費が、吉田議員に御理解いただいておりますとおり、平成25年度は、各務原市と下呂市との共同利用業務委託事業となっております。共同利用によって、５年ごとのリプレースのサーバー費、機器更新の経費を削減しました。また、市単独時の毎年度のシステム使用料と保守点検料をなくしてこの共同利用による負担金としているということで御理解を願いたいと思います。

この共同利用業務の決算額190万円ほどの増加は、戸籍副本データ管理システム導入による経費でございます。これは東日本大震災後、災害による市町村の戸籍データが消滅しないように遠隔地でデータを管理するもので、本市の戸籍データは、現在、北海道で管理されております。全国の市町村によってはシステム導入に200万円以上の経費がかかったようでございますが、本市はこの共同利用により多少なりとも経費を削減することができました。

次に、セキュリティー等についてでございますが、主体となるサーバーは各務原市さんの消防庁舎の指令室横に設置されておりまして、24時間体制で通信システムの監視下にあります。消防庁舎は震度７に耐え得る耐震構造建造物で、空調設備、それから自家発電装置も完備され、問題はないと考えております。

主サーバーは各務原市さんに置いてございますが、戸籍記録を見ることや、各市ごとに独立した領域を確保しておりまして、相互に他市の戸籍記録にアクセスすることはできないように機能を接続してございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　わかりました。ありがとうございます。

続きまして、同じく成果説明書の59ページの出産祝金、それから新生児出産祝金について福祉課長にお尋ねします。

出産祝金に関しましては、平成24年度が33名、25年度は34名と、１名の祝い金の支出増となっています。それから、新生児出産祝金は、平成24年度115人から140人と、25名の増加になっております。これは不用額が出ていまして、新生児の出生人数が見込みよりも少なかったということはうたってございますが、24年度よりも25年度のほうが支出はふえているということは、新生児の出産がそれだけ多かったというふうに考えられます。

この出産祝金に関しまして、本事業、地域振興券をお配りするという事業ですけれども、それの効果をどのようにお考えになっているか、福祉課長にお尋ねします。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　質問にお答えいたします。

出産祝金及び新生児出産祝金につきましては、支給対象が、１年以上市内に住所を有する者と、それから市税に対する滞納がない者というような支給条件がございます。そのために、当該支給人員と出生届の届け者数とは多少違っております。ちなみに、出生届け者数につきましては、平成24年度155人、平成25年度165人と増加しております。

この中で、新生児出産祝金につきまして、議員御指摘のとおり平成25年度の支給対象者は140人でございましたけれども、この中には平成24年度に生まれた25人の新生児の方、出産祝金につきましては前年度に生まれました方５名が含まれております。これは、市内の住所要件等の支給条件に絡んでそういう数字が出ております。

ちなみに、平成25年度に出生届を出されまして、今年度、平成26年度に交付申請をされました方が、８月末現在で25名おみえになっております。

この効果につきまして、窓口に振興券をとりに見えます方に、口頭でございますけれども感想等をお伺いいたしますと、子育て支援として大変ありがたいという意見をいただいております。お話を聞く限りでは効果があったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

次ページ、成果説明書の60ページの下段、ファミリー・サポート・センター事業について、同じく福祉課長にお尋ねします。

本事業でございますけれども、平成23年度のデータですが、岐阜県全体で利用会員が7,997名に対して、援助会員は2,995名というふうに約2.7倍の開きがございます。本市の23年度からのデータを拾いますと、援助会員が19名から22名、そして、利用会員は35名から、これ、49名となっておりますが、ごめんなさい、50名です。その開きがまた顕著になってきております。

この事業成果のところを見ますと、援助会員、利用会員、利用延べ人数及びその利用延べ日数は昨年度より増加して、市民の子育てサポートのサービス向上を図ることができたというふうに書いてございますが、本市もだんだんサポートする側とサービスを受ける側、提供される側に開きが出ているということは、この事業遂行に対して何らかの支障がなかったのかなというふうに予想しますけれども、それはいかがでしたでしょうか。また、今後の見通しに関していかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、仕事やちょっとした用事などで子どもを預かってほしい方、利用会員と申します、と、子育てのお手伝いをしたい方、これは援助会員でございますが、この両者の方が託児や保育施設の送迎などを行う相互援助活動でございます。両者の調整を実施しておりますのがファミリー・サポート事業でございます。

平成25年度におきましては、援助会員22名、利用会員50名、両方会員１名ということで、利用会員数は援助会員数の約2.3倍ということで、県全体の平成23年度データの2.7倍よりはやや低い数値ということになっております。御指摘がございましたように、利用延べ人数が97人、日数も97日ということでございますけれども、実人員といたしましては４名でございました。

これらの事業につきましては、広報、ホームページ、チラシ等で事業内容のＰＲを行っております。また、援助会員、子供を預かるほうの方のスキルアップのための研修会や意見交換会などを実施しております。25年度におきましても、事業に対する大きな苦情等はございませんでした。今後は、子育て支援ということで需要が高まるのではないかというふうに考えております。万全な体制で子育ての応援ができるような利用調整を積極的に図って、子育て応援サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位６番、恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

資料５―３、決算の成果説明書に沿って質問させていただきます。45ページの民生費、家具等転倒防止器具設置推進補助金について、福祉課長にお尋ねいたします。

平成24年度は４件、平成25年度は１件と、予算額でも事業費と差が生じていますが、周知方法等に問題はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　質問にお答えいたします。

家具等転倒防止器具設置推進補助金につきましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者等の世帯を対象に設置の推進を図っております。

この事業につきましては、申請書の提出、器具の設置につきましては、山県市災害ボランティア・サポートセンターが代行申請、設置を行っております。

25年度の実績につきましては１件ということで、予算に比べまして非常に少ないという状況でございます。

周知につきましては、山県市の広報に掲載してＰＲするほか、民生委員、児童委員の方に事業の内容、あるいは趣旨等を説明させていただきまして、もし設置する条件のある家庭がございましたら御連絡をいただくというようなＰＲ方法をしております。

また、年度がかわりまして、今年度につきましては、広報掲載のほかに山県市の災害ボランティア・サポートセンターが独自に自治会への回覧用のチラシを作成いたしまして、本事業の周知を図って、推進を図っておるという状況でございます。

非常に、予算に比べまして実額が少ないということで、周知の方法を図っております。予算につきましては30件という予算を組んでおりますが、今後、周知を図りまして、たくさんの方に利用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　比較的安価で、しっかりと安全も守れる補助金だと思いますので、今年度からまた新しい周知方法に期待しますし、これまでの周知方法以外にもできるだけ利用者によく知っていただけるような周知方法をとっていただければと思います。

続きまして、68ページの民生費の住まい対策拡充等支援事業についてお尋ねいたします。

平成25年度は対象者がいなかったということですが、現在の対象者を把握する方法は、対象者が自己申告してこない限り対象者の人数を把握する方法がないと伺っております。こちらは、予算額の根拠と今後の制度の周知方法についてどのように取り組まれるのか、福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

住まい対策拡充等支援事業というものは、離職等、失職された等の方で、就労能力、あるいは就労意欲があるという方のうち、住居を喪失または喪失するおそれのある方に、賃貸住宅等の家賃、単身の世帯ですと最高２万9,000円でございますが、３カ月間、最長９カ月間分を給付するというものでございます。

この事業の対象になりそうな方といたしましては、失職された方というようなごく限られた方となるため、ハローワークの紹介、あるいは生活保護相談等で来庁されました方にその内容を聞き取り、事業の内容を説明させていただいております。

平成25年度におきましては２件の相談がございました。これは、いずれもハローワークからの通知でございましたが、25年度は、実施には至りませんでした。このため、私どもでは、一般周知は事業の対象者が限られるということもありまして特にはしておりませんが、今後も、今までと同様に対応するという予定でございます。

25年度の予算につきましては、先ほど申しましたように、単身者世帯の上限額２万9,000円、月額の分、最長９カ月間分を５世帯見込んでおりました。これは、いつでも該当があれば対応できるようにという見込みで算出しました。

また、この事業につきましては、平成26年度からは生活困窮者自立支援法というもので対応するということになります。内容といたしましては同様なものでございます。対象者の把握は、議員御指摘のように非常に難しいものでございますが、ハローワーク等の関係機関との連絡を密にしたり、あるいは、該当となりそうな方のところへ直接出向いて対応をするというような形で把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　ありがとうございます。また、なかなか周知方法はこちらも難しいと思いますけれども、なかなか、仕事を失って心に余裕のない人たちもみえると思いますので、ぜひ該当者がみえる場合は適切に対応していただきたいと思います。

続きまして、125ページの教育費、生活相談員報酬について、学校教育課長にお尋ねいたします。

事業実績や相談件数で、電話相談や来所での相談やコスモス来室状況の通級日数も増加している現状ですが、平成25年度の生活相談員の人員で適切に対応できてこられたのかお尋ねいたします。24年度と件数が非常に開きがありますので、同じ人員で対応ができてきたのかお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君）　御質問にお答えします。

生活相談員は現在４名おりまして、毎日午前１名、午後１名を交代制で行っております。電話相談等も含めて、常時最低１名は対応できるようにしておるところでございますけれども、昨年度10月以降に、コスモス学級への来室者が最大で８名に急増いたしました。そこで、平均、日に三、四名程度来室したという計算になるわけですけれども、このときは、常駐しておりますセンター次長、それから、学校を巡回指導しております退職校長、主任教育相談員でございますけれども、彼らに支援に入ってもらいまして、何とか対応をしてきたということでございます。

その結果、３学期以降、８名のうち２名は卒業いたしましたけれども、６名は全員学校に復帰を果たしたということでございますので、適切な対応ができたかという御質問でございますけれども、限られた人員で適切に対応できるよう最大限の努力をした成果であると評価をいたしております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　なかなか、来年度にどういう相談事があるのかとか、予算を組む段階で把握するのは難しいと思いますので、限られた人数だとは思うんですが、ぜひ生徒や児童に支障がないように、今後も取り組んでいただけるような人員の配置をしていただければと思います。

続きまして、127ページの教育費、学習支援員報酬ですが、小学校費なんですが、次の中学校費も同様の学習支援員の報酬ですので、一緒にお答えしていただければと思います。学校教育課長に、各１名減になったことにより支障がなかったのかだけお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君）　御質問にお答えいたします。

これは、国の光をそそぐ交付金の打ち切りに伴いまして、学習支援員を小学校で１名、中学校で１名、各１名を減員したということでございますので、学習や生活に不適応を示す児童・生徒が減少したことによる減員ではありません。したがいまして、その意味

では学校現場に支障が出たということも言えると思います。

これに対応しまして、県の非常勤配置を要望すること、あるいは、市費の教育サポーターを加え、できる限りバランスのとれた人員配置を行っていく、そういう支援体制を工夫し、対応しているところでございます。

今後、発達障がい等の不適応を示す児童・生徒、これは増加する傾向にありますので、できる限り学校現場での支援ができるよう、増員等についても工夫し、また、予算要望等も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　ありがとうございます。

国からの交付金や補助金等で学校現場の生徒や児童に影響がないように、ぜひ現場の先生方も頑張っていただければと思いますし、継続的な支援をしていけるような環境を整えていただければと思います。

続きまして、183ページの地域支援事業費、介護予防事業についてお尋ねいたします。実人数と周知方法について、健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

２次予防事業は、生活機能の低下により要介護状態等になるおそれの高い高齢者を基本チェックリストにより把握し、運動器の機能向上、口腔機能向上などを取り入れ、要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援するものでございます。

御質問の実人数ですが、昨年度、参加された実人数は33名でございます。

また、周知方法につきましては、基本チェックリストの結果により、２次予防対象者と判断されました477名の方に、個別郵便で介護予防教室の案内を送付し、参加を促しました。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　チェックリストの回答率から見ても、非常に市民の方々、対象者の方々の関心は高いところだと思いますし、一度要介護や要支援になられたような方々が、リハビリ等をして要介護から軽くなるということはなかなか考えにくい現状だと思いますので、ぜひこの介護予防事業をもっと周知していただいて、事前に対応していただければと思います。

続きまして、188ページの地域支援事業で、配食サービスについて健康介護課長にお尋ねいたします。

事業内容等、決算額等は結構なんですが、利用者の中に、所得が80万円以下の方から380万円以上の方まで一律の負担でこのサービスを利用されているというのは以前にも一般質問で指摘させていただいたんですが、所得の少ない世帯の方々に考慮等を検討すべきではないかと思うんですが、健康介護課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

配食サービス事業の利用者負担につきましては、平成24年第３回定例会において議員より一般質問があり、当時の健康介護課長が、ほかのサービスとの兼ね合い、他市町の状況などを踏まえて検討してまいりたいと答弁しております。

その後、平成25年３月25日、平成25年７月22日、平成25年11月11日に開催された高齢者施策検討委員会の中で審議され、応能負担にはしないことと決定されました。

委員会での質疑内容は、外食支援サービスのほか、他の同様なサービスは一律の負担となっている中で、配食サービスだけ所得段階別にするのかという議論や、利用者側から見たときに、同じものを食べて支払う金額が違うのはおかしいという議論があり、１食当たり400円という一律の負担は妥当という結論になりました。

今後も、一律の利用者負担、１食400円でお願いしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。議場の時計で午後１時から再開したいと思います。

午前11時45分休憩

午後１時00分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位７番、寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　では、通告に従ってお尋ねしますけど、まず、基金とか条例の関係ということで、資料の１、議案書の10ページから17ページですけど、議第48号から51号ということで、ここは基金条例の関係が出ています。それから、関連して、補正予算、資料７の議第61号、ここでまた基金条例の関係ということが出てきます。

そういったことでお聞きしたいんですけれども、一応提案の説明なども聞きましたけれども、資料を見ても、ある程度は理解できますが、きちっとこれを把握するのは難し

いということで、きちっとした流れ、全体像をお示ししてほしいということで、ここは市長にお尋ねしたいと思いますけど、まず１つ目は、前提となる地方財政法の規定とその文理解釈ということですね。

それから、２番目として、今回新設する、あるいは改正する基金についての条例がありますが、この趣旨とか目的ですね。

それから、３つ目として、補正予算の概要と、関連する概要、それから、法を厳格に解釈しという言葉での説明があったわけですけど、基金に積む年度と金額をどのようにして算定をしたのかということですね。

それから、４つ目ですけど、今回の議案の中の25年度決算というのがあるわけですけど、ここにそれらは反映しているのかどうかということですね。

それから、５番目ですけれども、幾つかの基金の関係の特別会計がありますけれども、後期高齢者医療の特別会計というのは、他の会計とはちょっと様子が違っているというふうに私は理解しています。どういったことかというと、この会計では特殊な事情があるようなんですけれども、それは、余剰金というのは、どういう理由で、どのように今までは扱ってきたのかということですね。それから、この特別会計の中で、全国で基金を積んでいる事例というのはどういった状況でしょうか。それから、基金を設けない方法として、私は、繰越明許がある。これの定義はというと、あらかじめ予算で上限額を定めておかなければならないということが前提で繰越明許が通常に認められているわけですけど、ここの制度を利用してこの後期医療の特別会計については、上限設定をして繰越明許の手続で処理できないのだろうかということですね。

それから、最後の６つ目ですけど、さきの３月議会でもここでお尋ねしたことですけれども、市長は法律の改正を国に要望しているということでしたけれども、その経過と現状、あるいは今後の見込みはいかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　今般の基金条例関係と補正予算の積立金関係の議案は、住民生活に光をそそぐ基金につきましては所期の目的を達成したため、実質的な廃止をしようとするものでございます。そして、その他のものといたしましては、いずれも地方税法に規定されている各会計年度の決算上剰余金の２分の１を下らない金額を、翌々年度までに積み立て等をしなければならないという規定を厳格に遵守しようとするためのものでございます。

なお、それぞれの各会計年度での積立金額の差異は、先ほど、前にも上野議員から御質問がございましたように、財政課長が申し上げましたように、平成24年度と25年度に

おける積み立てるべき額等を下限といたしまして、繰越金等の歳入との関係から算出したものでございます。

また、地方財政法の改正につきましては、国に要望はいたしましたが、改正には至っておりません。

そこで、それぞれ１点目から御説明を申し上げますが、まず６点目でございますが、前後いたしますが、６点目の御質問からお答えさせていただきたいと思います。

法の改正の国への要望についてでございますが、単独自治体での意見は反映されにくいと考えまして、市長会を通じて要望することといたしました。

その趣旨といたしましては、戦後間もないころに制定されましたこの地方財政法の規定の中には、今の時代の現実が同法の本来の趣旨に合致しないと考えられる箇所もありまして、同法第７条第１項の適用対象を絞り込むか、より明確な地方財政運用ができるような法律改正を要望したものでございます。

前年度に県の市長会へ提案をいたしまして、採択をいただき、その後、東海市長会へ提案され、そこでも採択していただきました。しかし、全国の市長会へ提案する際に、この現下の規定が、たとえ不合理であったとしても技術的に不可能でない限り、総務省へ要望することはできないとの判断となったようでございます。しかし、私といたしましては、この不合理な法律は改正してもらいたいと今も思っております。また今後も法律が改正されるよう、何らかの形で働きかけてまいりたいと考えております。

また、それぞれ１番目から５番目につきましては、詳細なことでございますので、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　それでは、私のほうから、ただいま御質問いただきました１点目から５点目につきまして、実務的なことでありますので、お答えさせていただきます。

まず、御質問の１点目、地方財政法の規定につきましては、同法第７条第１項を主体としたものでございます。その文理解釈は、同項に規定されていますように、各会計年度の決算上剰余金の２分の１を下らない金額を翌々年度までに積み立て等しなければならないというものでございます。

次、２点目の各種基金条例の趣旨等につきましては、まず、平成23年度の国の補正予算により創設された住民生活に光をそそぐ基金の実質的な廃止につきましては、所期の目的を達成したため、これを廃止しようとするものでございます。

その他の後期高齢者医療基金、農業集落排水基金、公共下水道基金及び簡易水道基金

につきましては、いずれも各会計におきまして決算剰余金が生じた場合に、地方財政法第７条の規定に基づき積み立てをするための新規制定または改正でございます。

次に、３点目の基金に積む年度と金額につきましては、先ほど上野議員のところでお答えさせていただきましたが、平成24年度と平成25年度における積み立てるべき額等を下限といたしまして、今般の25年度における実質収支の繰越金等の歳入との関係から、今般の積立額の補正額を算定いたしております。

４点目の平成25年度決算への反映ということでございますが、既定の、既にある基金条例において、決算剰余金積み立てできる会計につきましては、まずはそれを優先させていただいたというところでございます。

具体的には、一般会計の実質収支額６億9,347万7,000円中、３億5,000万円を地方自治法第233条の２の規定によりまして基金繰り入れをし、同様に、国民健康保険特別会計の実質収支額２億3,595万5,000円中、１億9,700万円を、介護保険特別会計の実質収支額１億7,785万1,000円中、１億2,000万円を基金のほうへ繰り入れしようとするものでございます。

最後、５点目になりますが、後期高齢者医療特別会計につきまして、特殊な事情があるということでございますが、特別会計というのは、性質上、いずれの特別会計においても、それぞれに特殊な事情が存在しているところでありまして、同会計の従来の剰余金の取り扱いにつきましては、決算年度の翌年度に前年度繰越金として歳入処理をしておったところでございます。

また、全国規模で、同会計の基金を積んでいる事例についてのお尋ねでございますが、詳細は確認いたしておりませんが、皆無ではないと認識しておりますけれども、極めて事例は少ないものと考えられます。他方、繰越明許費の手続処理はどうかという御提案でございますが、通常、同会計で繰越明許費を設定するというのは、全国的にはありますが、そういうのは、例えばシステム改修ですとか、そういったことが通常一般的でありまして、今回のような繰越金に関するようなことでそうした事例があるかどうかは、ちょっと私ども、詳細は確認できておりません。

いずれにいたしましても、その方法は、今般、実質収支額が発生しているという状況で、後期高齢者医療ですが、そういう状況の中で地方財政法に基づく厳格な運用をすることとは関係ないことでありまして、本年度以降、26年度ですが、の決算におきましては、実質収支額を、例えばゼロにする方法なども視野に入れながら、なるべく市民の皆様方にわかりやすくなるような手法で運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　私は昨年の９月の決算のときに、今の特別会計の基金の問題を市長にお尋ねし、ことしの３月予算にも確認したという中で、今回、最終的にきちんと整理されたということは非常にいいことであり、全国の見本になるのだろう思って、ＰＲしたいと思うような立場です。

ただ１点、今の５番目の後期高齢者医療の特別会計というのは、これを、システムを聞いてみますと、広域ということで、県の広域のほうが６月までに前年度分を納めなさいというシステムになっていると。だから、６月までには全部済む。そのために、各自治体は、いわば、それを、従来は残してきたという特殊なものがあって、それを基金に積むのは、私も、決して自然ではないと、不自然だろうなと思って見ています。

そうすると、１つは繰越明許ですが、今は実質収支が発生しているから、法律解釈として基金に積むと。多分、それを積んでも、６月までにまた出すわけですよね。そうすると、繰越明許をきちっと前年の中で予算でおさめておくと、それは実質収支から外されると私は思うんですが、そうすると、実質収支が幾らかあれば基金ですけど、多分ゼロにできるだろうと。それが上限設定だと思うんですよ。上限設定であれば、４、５、６という納めるまでの間に変動があっても、上限内での調整で済みますから、何ら不合理はないというふうに私は思っていたんです。５番をあえてお尋ねしたんだけれども、繰越明許で絶対にできないのか。実質収支が発生しているから２分の１ということだったんだけど、答弁は。繰越明許という手続を前年度内にきちっとやっておけば、基金に積まなくても、ごく自然な形で６月までに県に納める分を消化できていくのではないか、そういう特別会計の性格もあるのが後期高齢者医療じゃないかと私は見ているんですが、その点、改めて、可能性について。ことしは基金をつくる、それはそれで移行過程だからいいとして、今後について検討する余地はないんでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　地方財務の技術的なことですので、私のほうからまずお答えさせていただきます。

議員御発言のような手法は、当然選択の１つとしてあり得ると思っております。ただ、それが、そのほかの、例えば簡易水道とか農業集落排水事業、いろいろ関係はありますが、それぞれもう団体が、例えば後期高齢者の場合は後期広域連合という別団体でのお金のやりとり。ただ、他の特別会計についても、一般会計との清算という部分で、それに近い部分はあるわけです。その手法を全く否定するつもりはございませんが、先ほど言いましたように、一旦一般会計での繰り出し、繰り入れを調整してやるのか、もしく

は、今御提案ありましたような繰越明許費にするのかにつきましては、他の特別会計を含めまして、市民の皆さん、また議員の先生方が一番おわかりいただけるような方法を今年度検討いたしまして、来年度決算のときには整理させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　ありがとうございます。

非常にいい方法をとられたという、原則ですけど、そういう中で、さらに現場に合った方法も考えていただければと思っています。

次ですけれども、認第１号ということで、25年度の決算の全般について、市長にお尋ねしたいわけですけど、資料の５―３の成果説明の11ページですけど、この11ページで財政指標の一覧表がありまして、ここの真ん中の２番、財政指標というところで、これの中段あたりに経常収支の比率というのがあります。ここを見ますと、経常収支比率が2.9ポイント減ということで、これはいわゆる改善というふうに見れるわけですけれども、これは一見よさそうに見えるんですけど、昨年の９月議会で市長にお尋ねしたときには、24年度の決算について、経常収支の比率が2.2ポイント上昇したと。その要因というのは、１つには公債費と扶助費が大きな要因になるという昨年の説明でした。さらに、今後24年度決算の数値よりも若干増加していくのではないか、いわば悪くなる、そういう予測を立てられた。それから、経常収支が大きく下がってくるということは考えられないと。ことしと逆の予測をされた。今後３年間は若干増加、それ以降も少しずつ悪化していくのではないかというふうで、一見すると、2.9改善したということは、これは非常に異例のことと言っていいぐらいの数字だと思うんですけど、昨年の答弁との随分方向性が違うということで、これをどのように受けとめたらいいのか。あるいは、今後、市の財政をどのように展望していったらよろしいのでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　経常収支比率につきましては、本市で最も多額となります歳入であります地方交付税の額ですとか、工事の発注額等によって、それぞれ年度ごとに変動し、その予測を立てることは困難であることはあらかじめ御理解をいただきたいと思います。

そうした中で、この25年度はたまたま2.9ポイント減少しておりますが、平成24年度の決算でも申し上げましたように、中期的なスパンでは悪化していく傾向にあるものと認識をいたしております。

なお、この25年度に減少した主な原因といたしましては、まず人件費の8,000万円の減少など、経常経費充当一般財源が１億円余り減少する一方で、地方交付税が約1.6億円の増加など、経常一般財源総額が増加したものによるものでございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　今、市長答弁がありましたように、大きく変わっていく要因として考えられるのは、歳入の想定外の変動だということ。それから、あとは、歳出として、大きな事業をすると変わっていくというようなことがあるわけですけど、そういうふうに考えますと、今後数年間のうちに、山県市にとって大きな事業、この予測を狂わせるようなというものは何か予定されているのでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　まだ、次年度以降につきましては、予算の調整も入っておりませんが、現状のような形で、この財政規模を、今の財政状況を大きく、どのくらい大きくなのかわかりませんが、大きく変動させるような施策と申しますか、そういったことはなかなか難しいのではないかということを考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　では、次に行きますけれども、同じく認１号の決算のことですね。これも全般ということで、市長にお尋ねしたいんですけど、先ほどと同じ資料の５―３で、成果説明の11ページ、先ほどと同じ財政指標のところに、実質公債費比率のいうのがあります。これは、18.4ということで、昨年より0.2改善されていると、低くなっているということです。

これは、18％を切って、起債の許可団体から脱するかどうかという指標になるわけですけれども、一体いつになったら起債許可団体から脱することができるのか。どういった見込みを持っておみえでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　起債許可団体からの脱出する見込みの年度につきましては、前年度に公表いたしました公債費負担適正化計画では、平成28年度の決算以降だと考えております。

しかし、その比率は18％台でございまして、この18％を切るには、比較的小規模な金額によりまして可能であると考えておりますし、そして、比率の分母の要素の１つであります標準財政規模は地方交付税の額によっても変動いたしますので、場合によっては一、二年前倒しになる可能性がないわけではないと考えております。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　将来の見通しということで、28年度以降ということでしたが、交付税も大きく影響する要素であるということでしたけど、じゃ、山県市は、28年度ごろまでの交付税について、一体どういう予測をもって今の答弁になるんでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時21分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林　宏優君）　近年の財政運営といたしましては、一番大きくは、公債費の償還のピークが過ぎまして、過去３年間に大体60億円の公債費の償還をいたしました。そして、今年度末には、10年ぶりに300億円を切るのではないかと予測をいたしておりますし、そして、今後、ことしから始まりました交付税の算定がえがございます。これが、５年間で10億7,000万円ほど、11億円近く、ことしは大体１億でございますし、来年は３億円でございますが、その交付税の算定がえがございまして、それの大きな交付税の状況を、借金を返す段階で、１つには、公債費が減る、そしてその中の山県市の負担分が、これが大体五、六割の減少、数年間で、30年、31年までにはそのぐらい減るのではないかということを考えておりますし、そして、その後、もう一つは昨年の秋以降、国が示しておりますような交付税の算定がえの基準を見直そうと、３年間で見直していただけるということで、それも、支所では、１支所当たり幾らという金額も示していただいておりますし、そして、消防団の状況ですとか、そういったことで、数億円まではいかないと思いますが、算定がえの見直しのまた見直しをしていただけると。そういうことも含めながら、今の、先ほども申し上げました交付税の算定の状況を勘案しながらの見通しでございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　ありがとうございます。

では、次の通告に行きますけれども、同じく決算の認定ということで、資料５―２ということは監査委員の意見書ですけど、この中の６ページの上段のほうに、自主財源の構成比率が1.7ポイントの減少という表現がされています。それから、市のほうの決算の資料、成果説明５―３の12ページですね、ここの一番上には、性質別の歳入の決算額という表があります。この中で、自主財源というのは、小計の欄で8.7％減ということ、依

存財源については、小計として1.0％減、合計で3.6％減とあります。

それぞれ、ちょっと数字が監査委員のほうと違うということも含めて、この表の見方、あるいは数字の違いの説明というのをお願いします。

それから、自主財源の構成ということも非常に重要なわけですけど、今後をどのように展望するのでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　自主財源の比較の数値の違いについてでございますが、監査委員の御意見は、自主財源の割合が、平成24年度の33.3％に対しまして、平成25年度では31.6％となっておりまして、1.7ポイント減少していることを言っておられます。また、他方、成果説明書の資料の５―３でございますが、12ページの増減率では、自主財源の額が、平成24年度の44億1,336万4,000円に対しまして、平成25年度は40億3,113万1,000円となりまして、差し引き３億8,223万3,000円減っております。この額は、平成24年度の自主財源に対しまして、8.7％減少していることを意味しております。

また、同じ12ページの自主財源の内訳をごらんいただければわかりますように、今般の増減は、繰入金、繰越金の欄でございますが、この欄が大きく４億円ほど、大きな変動要因となっております。これは、土地開発基金の廃止等による要因もございますが、自主財源として大切なものは市税でございます。そこで、現在取り組んでおります企業誘致ですとか企業支援等をさらに推進いたしまして、より一層、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　自主財源は非常に重要ですので、きちっとここは見ていってほしいと思います。

それでは、通告の最後ですけど、同じく決算の全般ということで、これは３月の議会でもお聞きしたんですけど、まちづくりの振興券ということに関してです。

これはいろんな支出があるんですけど、例えば決算の成果説明のどこかにまとめてある、あるいは所管課でそれぞれまとめてあるかと思って見たんですが、どうも見当たらなかったということもあってお聞きしたいわけですけど、この振興券に関して、総括的な交付状況、あるいは利用状況というのはどのようでしょうか。

それから、３月の議会の答弁では、振興券に関する位置づけ、根拠づけを要綱で行っているという答弁でした。私は、条例でなくていいのかなということはお尋ねして、いずれ回答をということでまとめましたけれども、この振興券というのはいろんな市内の一般のお店で等価的、お金と対等な関係で使えるということですけど、その法律的な有

効性というのは、要綱という前提で、どのように考えたらいいんでしょうか。

それから、要綱を見ますと、要綱の６には、振興券の有効期限は交付年度から翌年度の10月末日までとするというふうに規定されているわけですけど、これについて、時効を定めているように読み取るわけですけど、果たして時効という観点で、それが法律的に有効なのか、あるいはその適法性、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　山県まちづくり振興券につきましては、先ほど御指摘いただきましたように、決算の成果説明書の中に一覧表を添付するとよかったのでございますが、次回からそういったことは検討させていただきたいと思います。

８カ所に分散して記載してございますが、平成25年度での総発行枚数は３万7,100枚の発行をいたしております。９月７日現在では1,936万5,000円換金済みでございます。平成24年度は１万9,358枚発行しておりまして、1,908万7,000円の換金済みでございます。

こうした支給につきましては、公平性を期すべく、山県まちづくり振興券交付事業実施要綱のほか、12の要綱等によりまして運用をいたしております。

その運用における時効等の考え方についてのお尋ねでございますが、その論点を時系列に沿いまして、３段階に分けて御説明を申し上げます。

まず１つ目は被支給対象者がまちづくり振興券を交付請求する場合、２つ目は被支給者が市内の取扱事業所で実際に使う場合、３つ目は取扱事業所が市へ換金請求する場合でございます。

まず２つ目の被支給者が市内の取扱事業所で実際に使う期限につきましては、このまちづくり振興券の性質は、資金決済に関する法律でいえば自家型発行の商品券のようなものでございまして、使用期限は交付年度の翌年度の10月末までとなっておりますので、これまでに使っていただく必要がございます。

他方、１つ目のまちづくり振興券の交付請求と、３つ目の取扱事業所による市への換金請求する場合につきましては、事情をよく確認した上で、なるべく救済する視点で対応したいと考えておりますが、時効につきましては最長でも５年だと考えておりまして、それぞれ個別には国の財務機関や法律の専門家と今後詰めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　３月のときも、私もよくわからないので回答してほしいということで、この間、勉強されたのだろうし、私も、今の回答を聞いて、これから勉強したいというところですが、基本は、当初から想定されているように、１つは、もともと民法

の５年という時効の範囲で一旦この事業を始めたら、それはずっと拘束を受けていく。自治体会計は単年度会計ということで、毎年それがいろんな形で残っていくという性質は承知の上で始められているわけですね。

あと、市民が使うときに、それが翌年の10月で切っていいよというのが、今の答弁では法律に基づくものがあるからという趣旨にとれたんですが、そのあたりも私は検証してみますけど、ともかく５年というふうに市民が交付請求、あるいは事業者が市に請求するという期間、そのあたりがきちっと確定したら、きちっとそれは市民と事業者のほうに周知し、権利を救済するということが必要だろうということを考えます。

この先については、私も勉強してから、また改めてお尋ねしたいと思います。

とりあえず、通告分はここで結構です。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　通告をしていないので、大変申しわけないんですが、決算の成果説明書の65ページ、ここの部分で、保育所の運営についてですが、突然話すので、答弁は、別に、どうしてもとは思いませんが、この一番下段のところに、不用額が1,874万4,000円、前年度も2,520万8,000円。それで、ここに主な理由として、日々雇用の職員が予定どおり雇用できなかったと。賃金、共済費に不用額が生じたことやら、あるいは給食の効率的な材料の購入等々により不用額が生じましたとあるんですが、昨年度もこういう内容で、また今年度も同じような内容で、不用額がこういう額でいつも出てくるというのは、これはちょっと積算に何か問題があるんじゃないかなということをまず思うことと、その主な理由というのが、また同じようなことが主な理由になっておると。

だから、これ、ちょっと何か工夫をされたらいいというふうに思うんですが、不用額というのは、そもそも、主に入札差金とか、あるいはイベントなんかをやったときの人員が定数に達しなんだとか、それで業務ができなかったとかというときに主に使われるんですが、どうもこの辺のことがしっくりしないので、当然、これは国庫からも、あるいは県の支出金もあるということは、外部の人にもこういうことが目に触れるわけですから、この辺のこともよく考慮して、納得のできるような成果説明にしていただけるといいなと、こんなふうに思っています。

答弁はどちらでもいいですわ。急に言ったでびっくりしてしまって、答えられんといかんで、気の毒だで、それはいいんですが、もし答えられたら答えてください。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　議員の御指摘のとおり、不用額が大きいということは、例年、これは確かに、臨時雇用に係る賃金、あるいは給食等の賄い材料というのが主な原因となっております。

これにつきましては、３月の補正なりで対応するということもございますけれども、３月まで、賃金、あるいは賄い材料等が対応になっていますので、この時点で大きな不用額ということになっております。

議員の御指摘のとおり、今後また内容等につきましてはもっと詳細に調べまして記載するようなふうにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「国と県の支出金の話をして」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（江口弘幸君）　この中にあります国庫支出金、あるいは県支出金というものにつきましては、保育所等の設置等に係る支出金でございまして、ほとんどが保育料、あるいは一般財源という対応になっております。保育所の維持運営に関する支出金というものではなく、保育士の研修等というものになっておりますので、額的には非常に、総額の中では小さなといいますか、少額の特定財源ということになっております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　山崎君、よろしいですか。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　私が言いたかったのは、これは外の人にも目に触れるので、同じようなことばかり書いてはいかんよ、イメージ的なこともあるのでということが言いたかったの。それ以上では何でもないんです。

○議長（杉山正樹君）　答弁はよろしいですか。

○２番（山崎　通君）　よろしいです。びっくりするといかんで、よろしいですわ。やり出したら切りがないのでね。

○議長（杉山正樹君）　ほかに質疑はありませんか。

藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　質疑書に提出していなかったものですから、２点ちょっと伺いたいと思います。

１点は、産業課長にですけれども、有害鳥獣の防護柵について、今年度も市のほうからの補助金でそれぞれの地域にやられたと思うんですけれども、まず、下部の、ことしからステンレスの網の入った網をつけられたんですけれども、あれは、私も関市で少し田んぼをつくっているものですから、同じ方法でやりましたけれども、簡単にイノシシ

が破りますので、今後、あの仕様でされるのは。確かに小動物に関しては、網ですのでいいですけれども、イノシシということに関しては、私ども、平成24年、県の補助金をもらいまして出戸地区でやりましたけれども、細かいワイヤーメッシュで、あれだと、私のほうも、ことしも、近くのところはイノシシが来て、ミミズ探しですごいことをしていますけれども、その防護柵の中はイノシシは絶対に入っていないものですから、あの網は余りよくないということですね。その点について、今後。

それと、もう一点は、地区でできるだけ皆さんで、自治会の皆さんで全部でやってほしいという、そういう要望の中でやられますけれども、現実に、畑や田んぼをやっていない人はなかなか協力してくれないし、それで、ことし、美山の中でも、結局、山の一部だけを囲むものですから、幾らでもよそから入れるものですから、私が前から言っているように、耕作地だけを囲むような形にすれば、確かに絶対にその人たちはやるし。今までのああいうやり方は、結局は幾らでもほかから入りますので、確かに地域の皆さんで、きずなづくりということで協力してやるということもいいですけれども、その辺を一遍、やはりもう一度、せっかく補助金を出すなら、今の仕様方法と、そしてやり方について再検討を願ったほうがいいんじゃないかと。そのほうが、もっと皆さんが今の補助の制度を利用されると思いますので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

決算成果説明書の89ページに、有害鳥獣防止柵設置助成事業というふうにございます。主な概要はここに書いてあるとおりでございまして、今御質問ありました２点、１点目は、防止柵ですね。今は全部ネットで行っていますので、ネットの上に電気を流しておりまして、猿と鹿とイノシシと鳥用の４つを今、行っておるわけですけれども、そもそもシステムは、県のほうの指導を受けました有害鳥獣の防止するものでございまして、やはり設置を柵にしていただいたら、あちらこちらで破けてしまって中に入ってくるというのを聞いておりますので、再度、県のほうと、今の方法がよいのかどうか、先ほど申し上げたワイヤーメッシュ、それを入れてやったらどうかということも思いますので、一遍、それは県とよく、設置の方法につきましては検討したいと思っています。

ちなみに、本巣市は、全部ネットではなくて、一番下にはワイヤーメッシュを入れての工法を今現在も続けておるということを先般も聞きましたので、工法につきまして、再度見直したいというふうに思っております。

もう一点の地区内でのボランティア、要するに、自治会単位ぐらいのボランティアで

設置をというようなことがございますが、実は、これは、３名以上というか、複数で設置していただければいいということになっていますので、当然、有志の方だけの組織でも結構でございますので、そこら辺はまた相談を受けましたら、私のほうが出向きましてでも、説明しながら、数人でもこういう有志の方が見えて設置してあげればよろしいということは御説明させていただきますので、それにつきましても、今後、啓発等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　皆さんにお話ししておきますが、質問の際、資料ナンバーとページ数は先に御質問をいただきたいと思います。

藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　この件に関しましては結構です。

続いて、これは資料にはございません。ということは、先ほどお話ししました太陽光について、先日も市長から太陽光のメガソーラーが伊自良で今度、申請があったという話を聞きましたものですから、実は、太陽光に関して、設置に関して、私ども、伊自良地区でこの間もお話を聞いたら、十分に太陽光、申請があるもんで、どうも中電が個人では受け付けないというような話をうわさ話に聞いたその後に、市長からメガソーラーの話を聞きましたので、普通一般に、私は、今後伊自良地域というのは、多分、ますます若い人たちが住む地域になると思うんです。そういった中で、外から来た企業が大きなメガソーラーをやることによって、その地域が十分に太陽光設置の許容範囲を上げているから……。

〔「藤根さん、違う」と呼ぶ者あり〕

○１１番（藤根圓六君）　それはあかんですか。

○議長（杉山正樹君）　質疑は資料の中についての。

○１１番（藤根圓六君）　太陽光という話ですのでと思ったんですけど。

〔「暫時休憩にしてもらったほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩します。

午後１時44分休憩

午後１時45分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、１点お尋ねしますけれども、まず、資料の１、議案書の81ページ、議第58号で、公園の設置で、指定管理者ということの条例改正です。先ほど議論も１つありました。それと関連するものとして、資料７、補正予算ということも含めてお尋ねしたいと思います。

どういう趣旨でお尋ねするかというと、指定管理ということで、これが来年からの事業ということはきょうの議論でもあったと思いますけれども、条例をつくる以上、自治法の定めで、条例が予算を伴うものを定めるときには予算が計上されていなければならないというふうになっているわけです。ところが、補正予算を見ると、計上されていないわけですね。これは、議案が足らないのではないかと私には映るわけです。

ということで、法律とか議案の調整を所管している総務課長にそういう観点でお聞きしたいし、それから、予算措置全般をつかさどる企画財政課長に、その観点でお聞きしたいと思います。

四国山公園を指定管理者に新たに指定したいという条例ですから、来年の４月１日から、当然それなりの経費が発生する。その額の予測については、今年度、先ほども答弁がありましたが、公園は建設課の予算で、今民間に委託していますね。それが五、六百万ですか、１年間。というのは、それはいいんですが、その予算というのは来年３月31日で失効しますので、それ以降には何ら効果がない予算。でも、大体の事業規模、予算規模は想定できますよね。ゼロではない。五、六百万であろうと。

そういう客観的な事実がある中で、指定管理の条例を定めるとすると、地方自治法の222条では、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでは、これを議会に提出してはならないという大原則がありますよね。

これについて、先ほど申し上げたように、補正予算には指定管理者の予算が上がっていない。もちろん、補正予算は来年の３月までですから、そこに上げる方法というのは、唯一、債務負担行為の計上ですよね。今回、他の案件で、何か記録をつくるために新たに１団体ふやすということで債務負担が計上されていますが、その下に、指定管理のための債務負担はないわけですよ。ということは、予算措置がゼロなんですよね。ゼロなのに条例を提案することは、今の222条の規定に違反するというふうに私は考えます。

わかりやすい、私の解釈ではないものを探して、ちょうど先ほど見つけたんですが、議員の皆さん、多分執行者も持っていますよね、この自治六法。お手元にあると思います。この中の142条、143条に説明がありましたけど、これは行政実例として書いてあります。的確に講ぜられる見込み、予算の措置、これは関係予算案が議会に提出されたと

きをいうと書いてあります。行政実例、昭和31年。それから、さらに別の当時の自治省ですか、そこの通知として出ていますけど、的確に講ぜられる見込みが得られるとは、１つは、具体的には既決予算の範囲内によって処理し得る。今年度の予算ですよね。でも、これは来年だから、既決予算はないですよね。もう一つの場合というのは、長が予算案を議会に提案したときをもって見込みが得られたときと認定すべきものであると。すなわち、条例案を提出する場合は、これに必要な財源を計上する予算案を同時に提出することを要件とする趣旨であるというふうになっています。これが、昔からの国の解釈、指導ですよね。

これに照らして、議案調整、あるいは法務担当の総務課長は、どういうふうに今回の、お金が要ることについて条例案を出す、予算はないということを、適法だと思ったから出されたんだろうから、適法性の解釈を説明していただきたい。

それから、企画財政課長には、なぜ予算措置をしないのかというところを答えていただきたい。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

まず、221条の規定に違反する条例上程ではないかという御質問についてでございますけれども……。

〔「222条」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（関谷英治君）　222条ですか。この点につきましては、規定の内容を見ていただきますとわかりますとおり、指定管理することができるという規定、できる規定になっております。必ずしも指定管理というそのものだけを捉えた選択肢を狭めたものではないというのが、１つ、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　予算関連のことにつきまして、ただいま総務課長から話がありましたように、私も当然、この議案が上程される前に、この議案は拝見しておりまして、今、総務課長のお答えと一緒で、82ページの第４条によりまして、私ども、特色ある指定管理条例につきましては、両方、直営でもできるような、併用した条例改正で今まで議決いただいております。

従来のやり方とそこは変わっておらずに、従来も、このタイミングでは予算は上げずに。私の思いとしましては、指定管理の議決を今年度中、なるべく早い段階でと思いますが、その段階では予算措置の議案を提案させていただかなければならないものと認識

いたしております。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　まず、総務課長ですが、できるという規定だから必要ないのではないかということですが、できるということは、する可能性がある。する可能性があるということは、先ほどの国の昔からの、30年前からの通知どおり、予算が出されていなきゃいけないわけでしょう。そうじゃなきゃ、できるという文を入れてはいけないわけですよ。そういうふうに読み取りますが、法務担当であるあなたは、そう読み取らないんですか。できるということは、可能性があるわけだから、それは予算措置がされていなければだめでしょうというのが自治法の224条の規定、国の解釈ではないんですか。

それから、企画財政課長にお聞きしますけど、従来と同じやり方。確かに、山県市はそうだったんですよ。果たしてそれがいいかどうかということで、従来は、指定管理の更新だとか、そういう関係なので、もともとの予算手続の話は余りこの議会ではできなかった。私は、たまたま、今回新規なので、きちんとここを整理したいと思ってお尋ねするわけですが、先ほどの国の法律解釈でも、条例案を出す、企画財政課長も、できる、他の部分もあるからということを１つの理由にされたけれども、他の部分もあるからじゃなくて、ある部分が含まれる条例である以上、それは答えにならないことはわかるでしょう。という中で、なぜ予算措置をしないのか。債務負担行為を組むだけです。

私は、この議会で以前も市長にお聞きしたことがあるけれども、他の自治体議員と勉強会をする。そうすると、指定管理者について債務負担行為が計上されていないというのは私だけなんです。他県の人たちはみんな、債務負担に計上してあるんです、この事業は何年から何年まで幾らと。その原因は、ここの議場の答弁で大体見えています。それは、岐阜県が指定管理を始めるときに、岐阜県内の方式としては、毎年度、年度当初に事業者との契約に近いものをして、毎年度予算計上するからいいんだと。次年度も予算計上するから債務負担は必要ないよというのが県の解釈ですということをこの議場で市から聞いています。それは、確かに、年度初めのスタートはそれで逃れるかもしれないけど、事前に指定管理者を決めていく場合には、まず条例を定める、それからプロポーザルなり入札なりかけて決定する、それで予算化していくわけですが、そのときに債務負担行為がなければいけないというのが、先ほどの自治法の222条の規定でしょう。だから、他県はみんな、前の年にそれをやるわけですよ。

例えば、全国、ネットで調べると、一番わかりやすいのは秋田県ですけど、そういうふうに定まっているので、まず債務負担行為を組んで、次に条例を定め、それから業者の募集をしていきますということをきちんと書いています。まず予算化し、条例を定め、

募集するんですよ。業者だって、予算化されていなければ困るでしょう。そういう考えが基本にあって、みんなそうしている。ところが、岐阜県だけはこういうふうになっていて、県内の市町村もそうだと思います、押しなべて。

だから、ここできちっと本来の姿、岐阜県バージョンはやめて、他県がやっているように、みんな、きちんと債務負担行為を組んではどうですかということを指摘したいんですが、今のお二人の答えはどちらも、部分的だからいいじゃないかとかということですが、それではいけないんじゃないですかという趣旨で、まず総務課長にお聞きしたい。

それから、企画財政課長にお聞きしたいけど、プロポーザル、業者が決まったら予算を組みたいと。じゃ、それは３月じゃないですよね。通常、山県市では12月ですよね、業者が決まって、議会に業者の認定を受けるというのは、議決を。そうすると、そこで予算を組むということを先ほどおっしゃったわけでしょう。ということは、それは債務負担しかないわけですよ。27年４月からの予算は12月には組めないから。組むためには債務負担しかないんですよ。だったら、今、自治法どおり、債務負担を組んだらいいじゃないですか。どう考えますか、お二人にお聞きしたい。

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　再質問にお答えをいたします。

私どもとしては、先ほど申し上げたような解釈で上程をさせていただいております。御指摘いただいた点につきましては、他の先行自治体等を参考にいたしまして、またここについては改めてまいりたいと思っておりますが、その点、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　お尋ねのことに関しましては全く同様ですが、よりよいものに改めていくという姿勢は、山県市、持っておりまして、債務負担行為につきましても、それまでは単年度方式でしたが、前回の総合体育館から債務負担行為を取り入れさせていただきました。どちらがより市民の方、また議会のほうで御判断いただけるのにはよい方法なのかというのを検討し。ただ、ちょっと余分なことを申し上げますが、

私どもの思いとしては、全くマックスのやつで債務負担行為を御審議いただくのか、ある程度現実的なもので出していただくのかというので、ちょっとタイミングが遅くはなっておるんですが、法的な解釈等も踏まえまして、よりよい方法を検討し、そのような運営をしてまいりたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　とりあえず山県バージョンでいきたいですねという趣旨にとれるんですが、そうじゃないでしょう。先ほどの基金の問題でもそうだけど、法律にかなう方法にするというのは自治体の原則ですよ。市民が理解するかどうか、議員が理解するかどうかじゃなく、まずそこなんですよ。

例えば、地方自治法の第２条16項、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと、基本線が定まっているんですよ。それで、17項、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とすると書いてある。議決があるかどうかじゃない、そもそも無効なんです。議決も無効になりますけど。

そういう大原則で、みんな自治体は仕事をしている、議会もそこで仕事をしているわけでしょう。そうだったら、従来のことはともかく、私は別に過去のことをどうこうと言うつもりは全然ない。気がついたときに改めましょうということを言っているわけで。

先ほど、市長が基金の問題で、市長会を通じて東海市長会に上げた。そこまではよかったけど、たしかその後ですよね、技術的にできるならそこでやりなさいよという趣旨の回答だったということ、それは東海の段階でしたっけ、それと一緒なんですよ。じゃ、今回、債務負担行為ができないのか。確かに今出ている補正予算には、もう無理ですよね、追加上程は、ここには書き加えられない。でも、会期はまだあるから、例えば一般質問の日、あるいは最終日に、補正予算の第４号として債務負担を計上する時間も、技術的にもできますよ、手続的にも。それをするだけでしょう。12月にするなら、今やる。そうしたら、自治法の222にすぱっとかなうんですよ。法律に違反しているとか、無効だよなんていう話にはならないわけですよ。そうだったら、十分できる時間、方法があるなら、やってください。足らないのはやる気だけだねと言われるから。

ということで、市長にお聞きしたいんですが、最終日までに補正予算で提案できませんか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　よく検討させていただきます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例についてから議第71号　市道路線の変更についてまでの27議案に対する質疑を終結いたします。

日程第２　委員会付託

○議長（杉山正樹君）　日程第２、委員会付託。

ただいま議題となっています議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例についてから議第71号　市道路線の変更についてまでの27議案は、会議規則第37条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（杉山正樹君）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

９日、10日は総務産業建設委員会、16、17日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第２委員会室で開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後２時00分散会

平成26年９月19日

山県市議会定例会会議録

（第　３　号）

平成２６年第３回

山県市議会定例会会議録

第３号　９月１９日（金曜日）

○議事日程　　第３号　平成２６年９月１９日

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君

学校教育課長　渡辺千俊君　生涯学習課長　佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　竹村勇司　書記　林　強臣

書記　大野幹根

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　一般質問

○議長（杉山正樹君）　日程第１、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位１番　石神　真君。

○５番（石神　真君）　議長のお許しをいただきましたので、それでは、一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、納税者に対するまちづくり振興券の利用はということで、市長並びに税務課長のほうにお尋ねをしたいと思いますのでお願いいたします。

納税率向上のために、前納報奨金制度というものがございました。これは昭和25年の地方税法施行のときに創設されまして、現在も制定されている制度であったんですが、これは地方税法第321条、市県民税、第365条の固定資産税のものをいっている制度のものでありまして、前納金制度、これはもう廃止になりました。これは各市町村の運営するための資金の預貯金の分の還元の分だと思っておりますが、これに対して、前納金制度が廃止されましたので、それに対して、少しでもまちづくりという面で振興券を利用したらどうかと。

もう一点、やはり消費税も上がりまして、それと、震災の復興税ということでそれぞれ500円ずつ上がって、１人1,000円という形で税金も上がりました。これはその銭を返せというのではありませんけれども、特に納税の課税率、これは市県民税がある一定以下の課税率の方でありまして、その人に対して還元をしてはどうかということで、それぞれ答弁を求めたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山正樹君）　奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君）　御質問にお答えします。

前納報奨金につきましては、ただいま議員が御発言ありましたように、税収の早期確保や納税意識の向上などを目的に、合併前の旧３町村で実施されておりました。市県民税、固定資産税を全期前納された場合に前納報奨金が交付されておりましたが、市県民税については、給与から引き落としされている特別徴収の納税義務者は制度の対象とならない不公平な制度となっている、納税資金に余裕がなく、全期前納が困難な方は制度

を利用できないなどの理由により、平成14年度までで廃止をされております。

もう一点の平成26年度から市県民税の均等割に1,000円分増額している件につきましては、震災復興税分でございます。この震災復興税は、東日本大震災に伴う復旧復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業について、その財源を確保するため、平成23年度に制定された地方税の臨時特例法で、個人市民税の均等割の標準税率を、平成26年度から10年間に限り、500円引き上げることとされました。

議員も御承知のとおりだと思いますが、平成24年山県市議会第１回定例会に山県市税条例の一部を改正する条例を提案し、この特例法の趣旨を踏まえ、臨時的に市民税の均等割の税額を500円引き上げる条例改正案の議決をいただきました。県民税についても同期間500円引き上げられておりますので、合わせて1,000円を均等割に加算しております。

この制度の趣旨は防災施策のための財源を確保することでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　私からもお答えをさせていただきます。

このまちづくり振興券の交付事業は、平成24年度に４事業で開始いたしました。そしてまた、25年度には６事業を追加いたしました。そして、本年度は４事業を追加いたしまして、現在では14の事業で実施しているところでございます。

そもそもこの事業の目的と申しますのは、市内の消費を促進いたしまして、商工業の需要等を拡大して、この山県市、地域の活性化を目指そうとして始めた事業でもございます。

市県民税が一定額以下の市民の方に還元することといたしますと、今般の均等割額の加算の趣旨であります、緊急防災・減災事業の財源を確保することが難しくなるものとも考えられます。

そうした中で、議員御発言の趣旨は、住みよいまちにするために、このまちづくり振興券を新たに拡大していこうとする御提案だとも理解をいたしております。今後におきましては、また何らかの形で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　それでは、再質問させていただきます。

税務課長、市長、それぞれの立場から、今、御答弁をいただきました。

震災復興税は、日本国民として当然これは納めていくものであり、また、平成35年ま

でと区切りが定めてありますものの、やはりこれは山県市においても対岸の火事ではないと、いつ何どきそういうことが起きるかわかりません。これは私どももしっかり承知しておりますが、かといって、そのほかにこのまちづくり振興券は、やはり市長が肝いりの政策の１つでもあって、皆さん御承知のとおり、こうして４事業から14事業までふえたということであります。

そこで、やはり拡大利用に対して御理解をしていただくようにして、その検討をした場合、その対象者、またその対象者に対する人数、金額、大まかでいいですから、税務課長のほうからどれぐらいになるのか、一遍お伺いしたいと。

また、それに、最初に申しました前納報奨金制度が廃止になった。これは当然、先ほど私も知っておりますと言いましたが、これについてはやはり制度的に難しいということであれば、これも数字を言っていただきたいと思いますが、やはり私が言いたいのは、先ほども言いましたように、国にしましても臨時交付金、臨時特例給付金というものが、厚生労働省、今年度単独ですね、こういうものを他市が行っております。

ということで、トップ判断、正直に言って、市長、市長に山県市単独の措置として、こういうことをしたらどうかと伺っておるのでありまして、できれば、また後から申しますかもわかりませんが、とりあえず一定額以下の方だけでもできるようにしてはどうかと、そんなふうに考えておりますが、答弁を願います。

○議長（杉山正樹君）　奥田税務課長。

○税務課長（奥田英彦君）　再質問にお答えします。

議員御発言の質問に対して実現に向けて検討した場合の対象人数、金額でございますが、年金が主な収入の方であるとすれば、公的年金の収入で70万円以上の収入金額の方は約5,700人でございます。そのうち、均等割、所得割の課税がされている方は、年金特徴のデータでございますが、1,685人、１人1,000円を振興券で還元するとなると168万5,000円となります。

次に、市県民税、固定資産税を全期前納された方でございますが、口座振替の件数でお答えいたしますと、市県民税を全期前納された方は411人、１人1,000円ですと41万1,000円、固定資産税の場合ですが、2,952人で、１人で1,000円ですと295万2,000円となります。

以上、合計しますと対象人数は5,048人、金額は504万8,000円となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

山県市単独での特例措置として、来年度、単年度に限って計画案をつくったらどうかということでございますが、先ほど税務課長が答弁させていただきましたように、約500万円の財源が必要になってまいりますし、また、対象人数も非常に多く、約5,000人ほどの多くの方が対象となります。

そういった状況の中で、どういった形でまたこの事業を拡大していくか等を総合的に判断させていただきながら、10月から各担当課の予算の立ち上げともなります。そういったことも踏まえながら、住みよいまちになるように、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　数字的に、税務課長のほうから約5,000人ほどということで、約500万ちょいかかるということでありますが、あくまでも前納の方も入れてですけどね。

ただ、前納というのは1,000円じゃなく、普通は納める中の５％か６％かが本当は還元されてきたという形で、1,000円のことではありません、私が本当に言っているのは。ただ、その方にもたとえ1,000円でも還元して、まちづくりに役立てていただければということでありますが、最初に私の言っておる趣旨もわかっていただけたということで、できれば所得の均等割、大体1,685人、こういう方々だけでも何とか振興券を利用していただくようなこと、単年でいいです。

復興税というのは35年までありますが、あくまでも、先ほど言いましたように、厚生労働省が出しているように単年度で、ちょうどこれから、先ほど市長が言われましたように10月から予算化します。単年度でいいですから、一度、本当にこういうことをやるんだと、山県市はこういう方々にも親切なサービスを、特にまちづくり振興券というもので還元していくんだということを、各担当課と調整しながらやっていただきたい。

それに対してどこまでやる気があるのか、市長、再々質問。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　まちづくり振興券の措置につきましては、私も積極的に取り入れていきたいと考えておりますし、ちょうど今年度と申しますか、来年度につきましては、財政的にも３年間で60億円の借金といいますか、公債を減らせましたし、また、今年度末には七十数億ぐらいになると思いますけれども、10年ぶりに山県市の起債も300億円を下回るという状況になってきております。１つの大きな苦しい山を越えたかということを考えております。

そしてまた、もう一点につきましては、合併の算定がえにつきましても、ある程度め

どがついたというようなこともございますし、そしてまた、借金が非常に多いという皆さんから御指摘もいただいておりましたし、また反面、基金につきましても、当初60億円ほどの基金でございましたが、今、全体で90億円近くになっておりますので、来年度の予算につきましては、それなりに積極的な予算を少しでも、予算の執行、予算を組んでいきたいということを考えております。

そういった中で、先ほども申し上げましたように、10月からそれぞれの各課からいろんな提案、来年度予算に向けまして提案があるかと思いますが、その中の１つに、議員御指摘の、先ほどの所得の均等割の1,600人ほどという、そういったことも含めながら検討してまいりたいと思います。

ただ、その前に回答させていただきました、財源として500万円を5,000人の方にお配りするというような、また反面、事務的には、非常に多くの方に配布させていただくということになりますので、そういったこと、提案の1,600人ということもございまして、まずはそれぞれ内容につきまして検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　それでは、次の質問に移らなくてはなりませんが、一生懸命精査をし、経費もかかるかと思いますけど、努力していただきたいと思いまして、次に移ります。

次に、高齢者に対する支援はと、大まかな質問事項でありますが、これに対してでございます。

今、我が国は、国が率先して少子化問題、少子化問題と結構うるさく、テレビでも言っております。少子化問題、少子化問題と言う反面、やはり各どこの市町村、都会でありましても、高齢者に対しての支援の仕方というのはなかなか耳に届かない。

そういう中でやはり病気をして、また介護にならなくてはならないまず前に、少しでも健康でいただくために福祉課なり健康介護課なりがいろいろ努力して、また、社協のほうにも努力していただきまして、山県市の高齢者の方々にも元気でいただくために努力しているところはわかっております。

そこの中で、各担当課で高齢者に対してどのように、元気でいただくために努力しているのか、また、医者へ通っている方、病気の方に関してはどのようなサービスをしているのか、各担当に御質問させていただきます。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

福祉課で実施しております高齢者に対します主な福祉サービスの内容について、御説明させていただきます。

１点目といたしまして、通院の困難な高齢者の方を福祉車両で、市内の医療機関への送迎を行います外出支援サービス事業がございます。この事業を利用できる方は、要介護、要支援の認定を受けている方で、家族の事情や経済的な理由により介護保険サービスを利用することが困難な方を対象にしており、セーフティーネットとしての事業を実施しております。この事業につきましては、山県市社会福祉協議会へ委託して実施しております。

２点目といたしまして、ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、緊急通報システム機器を貸与し、急病や災害時に役立てる緊急通報システム設置事業がございます。高齢者の方が通報装置の非常ボタンを押しますと消防署につながりまして、緊急時の速やかな対応ができます。また、相談ボタンというものがございまして、これを押しますと市へつながり、緊急な相談等ができるというようになっております。今後も装置設置の推進を図ってまいりたいと考えております。

３点目としまして、毎年４月１日現在で市の住民基本台帳に登録されました80歳以上の方で介護保険の要支援､要介護認定を受けておられない高齢者の方に､１人当たり3,000円分の山県まちづくり振興券を配付するげんき高齢者祝金事業がございます。これによりまして、高齢者の健康保持、福祉の増進を図っております。

このほかに、ホームヘルプサービス事業、家具等転倒防止器具設置推進事業、要援護世帯住宅用火災警報器設置推進事業、見守りネットワーク事業、山県市老人クラブ連合会、また、単位老人クラブへの運営補助、敬老会の実施など、地域社会から孤立することなく、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らしいただけるよう、各種の事業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

健康介護課で実施している高齢者に対する主な事業支援ですが、１点目として、家に閉じこもりがちな高齢者や、要介護状態等になるおそれのある高齢者が、地域のボランティアの協力を得て各種サービスを受けることにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態等になることの予防を図り、住みなれた地域で生きがいを持って暮らせることを目的とした、高齢者閉じこもり予防事業がございます。

この事業の中で、運動機能の低下を予防するためのかんたん筋トレ教室や、手芸、体

操、脳トレなど、介護予防に資するさまざまな活動を行ういこいの広場、さらに、男性同士が気軽に集い、趣味や健康づくりを通して閉じこもり予防や生きがいづくりを支援する男の生きがい教室を実施しております。また、平成26年度からは、新たに月曜メンズトレーニング講座も実施しております。

対象者の方は、おおむね60歳以上で要支援、要介護の認定を受けてみえない方でございます。

次に２点目として、在宅の高齢者の方に対して栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康保持を図るとともに、高齢者の安否確認を行うことを目的とした配食サービス事業を実施しております。

対象者の方は、調理が困難な65歳以上の高齢者単身世帯の方や、75歳以上の高齢者世帯の方、身体障がい者のみの世帯の方でございます。

次に３点目として、在宅において常時紙おむつを使用している寝たきりの高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部、月額8,000円を上限に助成し、日常生活の改善と経済的負担の軽減を図ることを目的とした紙おむつ購入助成事業を実施しております。

対象者の方は、在宅で１カ月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつを必要とする要介護認定者、要介護３以上の方でございます。

また、介護認定を受けてみえる高齢者の方々には、本人や御家族が希望される介護サービスの支援をしております。

このほかにも、予防接種法に基づき、インフルエンザの蔓延防止、重症化予防のために、65歳以上の方などを対象とした高齢者インフルエンザ予防接種を行っております。

今後も高齢者が住みなれた地域でいつまでもその人らしい生活ができるように支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　それぞれ主なものを取り上げていただいて、御説明いただきました。

まず、福祉課長に対してですけど、１点目、２点目、３点目、今言いましたように、主なものを取り上げていただきました。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などを対象にして、やはり緊急通報システム、こういう事業がある。これは年齢対象も、先ほどちらっと言いましたが、いま一度御確認をお願いしたい。

祝い金の3,000円をいただけるのは、要支援、要介護認定以外というのはわかりますが、これは介護課のほうに入るものだと思いますが、ほかに、医者にかかっている人ももら

えるのか、それとも、１年以内医者にもかかっていない健康な方がこの3,000円をもらえる、そういう基準はどこにあるのか。

それと、いろいろ全体を周知していただきました。それに対して努力していただきたいと、まず、大まかなものに対して御答弁を願いたい。

そして、介護課に対しては、同じようであります。高齢者の閉じこもり事業、それから男の生きがい教室、紙おむつ購入事業などのこういうことに対して、どんな場所で事業をしているのか、また、どのように周知して皆さんに利用していただいておるか、このことを各担当課長に御答弁願います。

○議長（杉山正樹君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　再質問にお答えいたします。

１点目の外出支援サービス事業の対象となります方は、主にケアマネジャーからの情報により把握しております。ケアマネジャーの方を中心にいたしまして、対象者の方への周知、把握に努めております。

このサービスの提供につきましては、事前に高齢者サービス調整連絡会議というものを開催いたしまして、介護施設、医療機関の関係者や民生委員の方をメンバーとしまして、サービスの必要性を充分に検討して、対象となる方を決めております。

次に、２点目の緊急通報システム設置事業につきましてでございますが、これにつきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、寝たきりの老人を抱える65歳以上の高齢者世帯の方などを対象としております。

周知の方法といたしましては、地域の身近な相談役として日ごろからお世話になっております民生委員、児童委員の方々に、対象者の方の情報把握、情報収集に努めていただき、設置の推進を図っております。

３点目のげんき高齢者祝金事業の対象となる方でございますが､これにつきましては、基準日が４月１日ということで調査をすることとしておりまして、基準日に病院にかかられたり、入院をされている方につきましても、基準日時点で介護認定を受けておられなければ、振興券の配付の対象としております。

なお、対象となる方につきましては、郵送で山県まちづくり振興券を配付しております。利用可能な取扱店は、現在176店ほどございます。

このほか、家具等転倒防止器具設置推進事業、要援護世帯住宅用火災警報器設置推進事業につきましては、ＮＰＯ法人山県市災害ボランティア・サポートセンターも事業の周知と申請書類、器具の設置の代行等をしておりますが、広報等で周知を図っておるところでございます。

福祉課で行っております高齢者に対します各種事業は、対象者の方が高齢者であることから、個々の高齢者の状況や世帯状況等に応じまして対応しているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　再質問にお答えします。

１点目の高齢者閉じこもり予防事業のかんたん筋トレ教室につきましては、市内５会場、市総合体育館では毎月第１、第３月曜日、美山中央公民館、谷合公民館では毎月第１、第３火曜日、伊自良支所、桜尾公民館では毎月第２、第４火曜日に実施しております。

また、いこいの広場につきましては、市内15会場、北山公民館、桜尾公民館、旧法務局では毎週火曜日、葛原公民館、谷合公民館、美里会館、高富公民館では毎週水曜日、青波福祉プラザ、西武芸公民館、富岡公民館、梅原公民館では毎週木曜日、美山構造改善センター、乾公民館、大桑多目的センター、伊自良老人福祉センターでは毎週金曜日に実施しております。

男の生きがい教室につきましては、美山中央公民館で毎週木曜日に、月曜メンズトレーニング講座は、市総合体育館で毎月第１、第３月曜日に実施しております。

各教室の周知方法につきましては、広報やまがたや戸別訪問時にチラシ等で案内をしております。

詳細につきましては、委託先のＮＰＯ法人どんぐり会や健康介護課まで問い合わせていただくようお願いをしております。

また、２点目の配食サービス事業や３点目の紙おむつ購入助成事業の周知方法につきましては、民生委員、児童委員やケアマネジャーの方々に周知し、対象者の申請手続等をお願いしております。

その他、高齢者の予防接種事業につきましては、広報やまがたやホームページ等で周知しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　石神　真君。

○５番（石神　真君）　いずれにしましても、少子化の世の中でございます。また、高齢者の方につきましては、やはり運転免許証も更新できない方も出てくるようになってきます。そうなってきたときのサービスというものは重大であります。

また、免許証がなくなれば、どこかへ出ていくにも不便だということで、この10月１

日から、山県市も障がい者、また小学生、それと高齢者の方は、一部地域ではございますが、バス、ハーバス大桑線、ハーバス伊自良線、ハーバス乾線、岐北線の神崎―谷合、神崎―徳永公民館前と、これだけ無料になるということで、高齢者に対しても今までお金がかかっていたと、少しでも還元しようということで、サービスしようということで、これは企画財政課ですか、この担当は、なかなか努力をされてみえると思っております。

そこの中で、私ごとでありますと、うちの親は両方とも元気でありまして、毎日毎日グラウンドゴルフなどで活躍しておる所存でございます。そういう元気な年寄りを育てるためにも、山県市の福祉課、健康介護課のますますの努力できちっとしたサポートをしていただいて、特に国保税が上がらないように努力していただくようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で石神　真君の一般質問を終わります。

通告順位２番　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、３点ほど質問をさせていただきます。

まず１点目、企画財政課長、お願いします。

男女共同参画の推進についてですが、いろいろ考えて書いておるうちに長くなってしまったんですけど、演説調になったかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。少子高齢化、核家庭化、共働き世帯の増加など、生活スタイルの急速な変化と多様化が進んでおります。特に人口減少の本格的な到来を迎え、地域経済社会活力を維持していくためには、男性も女性も年配の方も、全ての人が持てる力を発揮できる、全員参加型の社会の実現が必要不可欠かと思います。

ところで、我が国は、1985年の女子差別撤廃条約の推進を受けて、さまざまな不平等をある程度是正し、1999年、男女共同参画社会基本法を制定しました。その基本法の前文、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮するなどができる男女共同参画社会の実現を目指すとうたっております。そして、それを実現することによって、例えば職場に活気あふれ、あるいは家庭生活が充実し、そして、何より地域力が向上していくことを目指しております。

しかしながら、世の中の女性差別は、社会の仕組みや慣習、慣の中で、そして人々の意識の中でいろいろな形で存在していて、簡単に全てがなくなるわけではありません。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的役割分担意識がまだ根強く残

っている地域もあるように思われます。

さて、私たちが暮らす山県市の状況はどうでしょうか。国や県の上位計画が相次いでつくられる中、2007年３月、男女平等と共同参画の実現に向かって取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、山県市民の皆様の思いを形にすることで新たな活力ある山県市を目指し、山県市男女共同参画プランを策定し、さまざまな施策を進めてこられました。しかしながら、まだ男女共同参画が進んでいない分野が数多くあるのが現状だと思います。

そこで、今般、第２次山県市男女共同参画プランが、2012年から2016年までの５年間、計画期間として策定されました。しかし、一般市民の皆様には、男女共同参画社会という言葉すらなじみが薄く、まだまだ周知には至っていない現状にあると思われます。また、行政の窓口すらわからないといった声も多く聞かれます。

そこで１点目、プラン策定から５年が経過し、当初定めた推進計画期間が終わりましたが、現在の山県市男女共同参画の状況をどのように捉えているのでしょうか。

２点目、これまで推進計画に基づいた取り組みと、その成果についてはどうなんでしょうか。

３点目、今後、真の男女共同参画社会の実現のために取り組まなければならない課題はどのようなことであると認識されているのか。

以上、３点をお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　御質問にお答えいたします。

私も、議員御発言のように、特に21世紀の我が国におきましては、全ての人が持てる力を発揮できる全員参加型社会の実現というのは、大変重要なテーマだと考えております。

他方で、こうした考え方に対しましては、多くの方が総論では賛成されつつも、各論となりますとさまざまな異論を唱えられる、難しい課題の１つでもあると考えております。現に、今まで行ってきたアンケートによりましても、一個人の行動においてはこうすべきであると考えられていながら、現実にしていることとのギャップは大きくなっております。

こうしたことを踏まえまして、１点目の山県市の状況をどのように捉えているかということにつきましては、平成18年と平成22年に実施しました男女共同参画の市民意識調査結果を踏まえてお答えをさせていただきます。

この２つの調査の間の約４年間で、例えば、男性優遇と感じられた方が減る一方で、

平等と感じられる方の割合はふえております。また、子育てにおきまして、男らしく、女らしくと考えられる方が減る一方で、性別に関係なく、その子らしくと考える方の割合もふえてきております。また、家事の役割分担の理想としまして、前回調査では、女性中心という方が過半数でありましたが、今回の調査では、男女共同が過半数となっております。その実態としましても、家事の役割分担において女性中心という家庭が減る一方で、男女共同という方の割合はふえてきております。しかし、この理想と実態には、大きな乖離があるのも事実でございます。

また、市の男女共同参画プランがあることを知っているかとの問いに対しまして、約６割の方が知らないと回答なされており、議員御発言のように、こうした計画の周知のみならず、男女共同参画社会の正しい情報を、今後も引き続き、広く周知していかなければならないものと考えております。

次に、２点目のこれまでの取り組みと成果につきましては、仕事と子育ての両立を支援をするため、放課後児童クラブの拡充などにも取り組んできておりますが、特に男女共同参画に関する意識づくりに重点を置いてきているところでございます。すなわち、市から正しい情報を積極的に提供し、正しい御認識を持っていただけるよう努めてきているところでございます。具体的には、平成25年度の市広報におきまして、「あした天気になあれ」というコーナーで、全６回にわたって男女共同参画に関するテーマを連載し、意識啓発をしてきたことなどでございます。

また、前年度末には、男女共同参画に関するテーマを題材とした寸劇を制作すべく、演劇に携わっていらっしゃる市民の方の御厚意を頼りにいたしまして、そのシナリオ制作を依頼し、現在、市内の演劇グループに演じていただけるよう調整を図っているところでございます。そして、男女共同参画社会をより推進するための条例案につきまして、平成24年度から、懇話会により検討してきていただいているところでもございます。

最後に、３点目の今後取り組むべき課題についてお答えいたします。

さきの今後本市が取り組むべき重要施策についてのアンケートの、重複回答結果ではございますが、５割強の方が介護支援、約４割の方が子育て支援、４割弱の方でありますが、情報提供や学習機会と回答しておられます。

そこで、取り組むべき１つとしまして、男女共同参画に関する正しい情報を発信、それと、周知することだと考えております。男女共同参画社会を正しく認識する上で、重要なキーワードの１つでもありますジェンダーという言葉を知らない方は、県平均約６割ですが、本市では７割となって上回っており、男女共同参画という言葉自体、知らない方も約３割いらっしゃいますので、引き続き正しい情報の発信と周知に努めていかな

ければならないものと考えております。特に、40代の方の認知度が低いとなっていますので、こうした世代を対象にした周知も重要であると考えております。

２つ目には、家庭と仕事の両立を支援する環境づくりが大切だと考えております。無論、家庭と仕事の両立に関し、否定的な考え方をお持ちの方もいらっしゃいまして、各個人の価値観によって選ばれるべきであることは考えておりますが、その選択肢をふやすことは必要なことだと考えております。

よく言われるんですが、横軸に年代、縦軸に女性の就業率をとったとき、我が国のグラフの折れ線の形はM字カーブをつくると言われております。国の調査におきまして、子供ができても子育てをしながらずっと職業を持ち続けたほうがよいとする方が半数を超えてはおりますが、子供ができたら職業をやめ、子供が成長したら再び職業を持つほうがよいとの回答の方も３割ありまして、ここがへこむ形でM字カーブを形づくっているものと考えられます。

ところが、本市におきましては、国の調査とはちょっと違いまして、子供ができても、子育てをしながらずーっと職業を持ち続けたほうがよいという回答は、国の５割に対して市では３割で、子供ができたら職業をやめて、子供が成長したら再び職業を持つのがよいと考えられる方の回答が過半数を占めております。

ここでどちらがよいかを論ずるつもりはありませんが、それは個々の生活観の問題でありますし、地域性もあります。本市では、こうした特性があるということを念頭に入れながら、議員御発言のように、全ての人が持てる力を発揮できる全員参加型社会の実現を目指して、各種施策を推進してまいる所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、再質問いたします。

大変細かく説明いただきました。よくわかりましたが、女性登用が国のほうの見直しで平成17年に行われ、2020年までにそういった登用率を30％にしようとしているようですが、今回、国も女性を何名か登用されたように、山県市庁舎内も課長、あるいは課長補佐、主査といったようなポストをもっとふやすような状態にはなれないのか、今後の動向をお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　ただいまの御質問の、女性をこの役所の中で登用を、もう少し管理職に置くというお話でございます。

当然、私もそういった意識は持っておりますが、やはり適材適所ということもござい

ますし、そして、女性だから特別にという、男女共同参画でございますから、同じ能力でもって、そういった対処はしていきたいと考えております。基本的な形はそうでございますが、こうした象徴的なところもございまして、そういった積極的に登用するという意識を持ちながらの人事配置を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　質問がはっきりしなくて申しわけなかったですが、男女共同参画推進懇話会を募集されたということで、今後も推進フォーラムとかを開催して意識啓発を始めていっていただくよう要望いたして、次の質問に入ります。

２問目、健康介護課長にお願いします。子宮頸がんについてです。

平成22年第１回定例会の一般質問で、子宮頸がんの子育て支援の施策として、本市独自の助成制度の認識はどうかと問いました。当時の保健福祉部長は、今後、効果的な子宮頸がん対策ができるように対応をしていくと答えておられました。その後、24年11月、第４回定例会の一般質問の中で、子宮頸がんの予防接種の費用の助成の考えはとの質問に、当時、やっぱり同じ保健福祉部長は、個別検診については岐阜市内の産婦人科において受診できるようにしましたとの答弁をされておりました。

そこで、それ以後、平成22年では、子宮頸がんの受給者はあったのでしょうか。あれば何名ほどでしょうか。また、対象者の６年生より中学３年まで、内容をお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

子宮頸がん検診につきましては、現在、集団検診による市内巡回検診と、医療機関での検診と併用して実施しております。また、医療機関での検診につきましては、受診者の利便性などを考慮して、平成22年度から、山県市近郊の婦人科でも受診可能としております。

さて、御質問の子宮頸がん検診の受診者数は、平成22年度は1,226人、23年度は1,178人、24年度は1,148人、25年度は1,099人で、延べ人数は4,651人でございます。

また、二十から40歳まで５歳刻みでの節目の年齢の方々に、無料クーポン券を配布して受診勧奨をしてまいりました。そのクーポン券の利用者数は、平成22年度が150人、23年度が155人、24年度が126人、25年度が113人で、延べ人数は544人でございます。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、小学６年生から高校１年生までを対象に、計３回の接種に必要な費用の全額助成を平成22年度より始め、その接種状況

につきましては、平成22年度の接種者数は552人で、接種率は30.9％、23年度は1,100人で82.5％、24年度は406人で67.7％、25年度は66人で9.6％となっており、合計で2,124人の方が接種されました。

なお、平成25年度の接種率が低下した理由は、ワクチン接種による副反応が起こる可能性があるとの厚生労働省からの報告があり、当分の間は接種の積極的な勧奨を行わないよう勧告があったことから、これを受け、接種対象者や保護者へ積極的な勧奨を差し控えることとし、接種率が低下しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、再質問いたします。

小学６年生より高校３年生までを対象に、計３回の接種に必要な費用の全額を助成しているということですが、16歳の少女が打った瞬間から、国内の例ですが、痛みが始まり、後日記憶がなくなり、親も友達もわからなくなって、知らない、他人に思えるようになってしまったということを、テレビ放映も大きく取り上げておりました。

これは先日のあれですが、それに対する医師の方たちのお話では、脳の炎症により物忘れがひどくなるため、打ったときよりリハビリと心のケアをせよという恐ろしいお話でした。このようなことを踏まえて、健康介護課長は今後どのように進めていかれるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　再質問にお答えします。

山県市内においては、子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応報告は受けておりません。

厚生労働省の資料によりますと、副反応報告状況は、平成25年10月から平成26年３月までの半年間に全国で180人、岐阜県下においては、平成25年度中に９件の副反応報告があったと聞いております。

今後におきましては、厚生労働省からの指導、指示に従って適正に実施したいと考えており、今のところは、昨年の厚生労働省からの勧告を受け、子宮頸がん予防ワクチンの接種の積極的な勧奨は差し控えたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　半年間で全国で180人、岐阜県下で25年度中９件あったということで、山県市で副反応者はなかったということでまずは安心をしたところであります。

今後、より慎重に厚生労働省の指示、指導に従って、適正な実施を行っていただくことを強く望んで、次の質問に入ります。

最後ですが、市長にお尋ねをいたします。今後の山県市運営についてです。

山県市が合併し、10年がたち、さまざまな出来事があった中で、前平野市長の後継者として、３年５カ月にわたり市政運営を進めてこられました。

豊かな自然を有する山県市は山紫水明の地であり、多くの市民の皆様が住みよいと感じ、そしてまた、住み続けたいと感じていることと思います。このふるさと山県市をいつまでも住みよい地域として守り、発展させ、将来の子供たちに引き継いでいかなければならないと思います。

こうした中、市民が幸せに暮らしていくためには、市民と行政が一丸となって立ち向かっていく以外に方法はないと思います。このためには対話と共感がキーワードとして欠かせないものだと考えておりますが、市民と行政との対話、市民と市民との対話、職員と職員との対話の中から生まれてくる共感をもとにした行動が、山県市が目指すべく方向性を示してくれるものと信じております。

私は、ふるさと山県市を次世代に責任を持って引き継いでいくため、就任時に３つの政策を掲げ、公明公正な市政で、市民の皆さんと対話により持続可能な地域づくりを全力で進めると公約されました。

まず１つ目は、対話と共感で、協働の地域づくり。

市民の納得のできる行政のあり方を追求し、民間手法を活用したスリムな行政組織と信頼できる市役所づくりを目指し、公開性の高い、市民の市民による持続的な地域社会づくりを推進するということ。

２つ目、自然と共存、発展する地域づくり。

健全な市政の発展を目指し、市内の産業の活性化と市内の消費需要の拡大を推進するとともに、東海環状自動車道、国道などの早期の整備、優良企業誘致による雇用の創出と確保、自然の特色を生かした農林業の活性化、快適な生活環境の中での自然環境の保全を推進すると。

３つ目は、次代につなぐ安全・安心な地域づくり。

市民が住みなれた地域で安心して便利に暮らしていけるような、交通弱者に配慮した交通体系を整備し、高齢者が元気に暮らせる地域づくりと在宅介護を推進するとともに、ノーマライゼーションという、福祉的には、難しいんですが、障がい者と健常者を区別しない制度だと思いますが、男女共同参画社会実現を目指し、安全で安心な地域社会を確立していくために、消費生活上の防犯、犯罪の防止、自殺防止対策などを充実させる。

また、多くの市民が豊かな人生を送れるようにするため、多様な生活形態に対応した子育て環境の充実、豊かな心と生きる力を持ち、心身ともにたくましい子供を育てる教育、文化、芸能、スポーツ活動の推進、予防医療、早期治療の充実を推進する。

以上、就任時に３つの政策を掲げ、推進されてこられました。今日の厳しい財政環境のもと、市民生活に直結した多くの事業を推進され、山県市の基盤を築かれたことに対しては、高く評価するところでございます。

さて、３年５カ月の市政を担当された達成感はいかがでしょうか。また、来年４月には市長選挙も控えておりますが、あなたの基本姿勢は公平公正な行政を推進であると思いますが、市政の信頼回復に向けてはまだ道半ばかと思います。今後の山県市の市政運営についてどのような考えを持っておられるのか、そのお考えを真摯にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをさせていただきます。

私の市長就任後進めてきました各種施策につきまして、大変御理解をいただきましてありがとうございます。感謝を申し上げるところでございます。

私の思いは、議員が御発言いただきましたように、ふるさとの山県市をいつまでも住みよい地域として守り、そして発展させ、次の世代に責任を持って引き継いでいくために、対話と共感をキーワードとして進めてまいりました。市民と行政とが一丸となって、施策を推進していくことにあると思います。その内容につきましては、議員が御発言いただいたとおりでございます。

さて、今後の山県市の市政運営についての御質問をいただきました。

御案内のように、山県市は発足いたしまして11年が経過をいたしまして、昨年度、合併10周年記念ということで、さまざまなイベントも開催をさせていただいたところでもございます。また、今後、合併後のこれまでの10年間の山県市を振り返ってみますと、まず、小中学校の校舎の整備ですとか耐震化、そして、防災行政無線の整備ですとか、あるいは、一般廃棄物の処理施設のクリーンセンターですとか公共下水道の整備など、公共施設の整備に特に重点が置かれてきたと感じております。

また、そうした状況の中、今後におきましては、企業を含む市民の皆様とともに力を合わせて、活力あるまちづくりを推進していくことに重点を置いていかなければならないと考えております。特に、東海環状自動車道のインターチェンジの開通が、いよいよ現実的となってまいりました。そこで、私は活力あるまちづくりを推進する上で、この機を逃すことのないように本年度を都市計画元年と位置づけて、そういったお話をさせ

ていただいてきたところでもございます。

時に、本年度はまた市の総合計画の10年間の最終年度の年でもありまして、次の10年間に第２次総合計画を作成する年度でもございます。この計画には、そうしたことも視野に入れながら、市民と企業、自治体が知恵を出し合いまして、力を合わせて、より活力のある山県市を目指すとともに、市民の皆様が安心して住み続けていただけるようなまちづくりを目指す施策を積極的に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　それでは、市長に再質問いたします。

都市計画元年と言われますように、市民と企業、自治体が知恵を出し合い、力を合わせて、より活力ある山県市を目指すとともに、市民の皆様が安心して住み続けていただけるようなまちづくりを目指す施策を盛り込んでまいるということでありますが、最後に、私、単刀直入にお伺いをいたします。

そのような施策を持っておられる中、来春の市長選には、以上のような政策を全うするにも、出馬に向かっていかれることなんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをさせていただきます。

まず、現時点におきましては、10月から始まります来年度予算、各担当課がやってまいります。そういった中で、先ほどお話し申し上げましたように、東海環状の供用開始が始まるという前提で、企業支援室を設置したり、積極的な働きかけもさせていただいておるところでもございます。

そうした中で、次のという御質問でございましたけれども、現時点では、来年度の予算編成に向けまして、特に都市計画につきましては、新たな取り組みとしまして積極的な予算が、前の御質問にもございましたように、少しそうした物理的な予算的な環境も整ってきておりますので、来年度予算に向けましての積極的な取り組みをしていきたいということを考えております。

ただ、今の時点で次のをということにつきましては、答弁ということでございましたけれども、まだそういった段階ではないと考えておりますので、控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　影山春男君。

○１２番（影山春男君）　答弁をいただきたかったけれども、ちょっと難しいかなと思い

ますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で影山春男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時22分から始めたいと思いますので、お願いいたします。

午前11時07分休憩

午前11時22分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位３番　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして今回２つの質問をしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、本市の土砂災害について防災の取り組みについて、建設課長と総務課長にお尋ねをいたします。

雨は恵みももたらすが、災害も引き起こす。最近は、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨が目立ちます。地球温暖化で、洪水が今後も増加するとの指摘もされております。先ごろの広島の土砂災害は、都市の水害危機の深刻さが問題視されております。特に、広島市が避難勧告のおくれを認めています。

本市においても、土砂災害警戒区域は、ハザードマップが示すとおり広範囲にまたがっています。今、私たちは東海地震、あるいは東南海地震、トラフ地震等の想定に重きを置いておりますが、数々の自然災害を想定した本市の発令基準の明確化等、行政は防災実務の一層の改善に取り組むべきです。

そこで、次の点についてお尋ねをします。

１点目、本市の土砂災害警戒区域と特別警戒区域の箇所数。２点目、本市の警戒区域指定率は。３つ目に、市民に対する周知の現状は。４点目、地域住民の認識と避難場所の指定は。５点目に、土地災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の砂防ダム、排水路等の整備状況について。

以上５点についてお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　長野建設課長。

○建設課長（長野　裕君）　御質問にお答えいたします。

議員御質問の１点目、本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数と、２点目の本市の警戒区域の指定率及び５点目の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の砂防ダム、排水路等の整備状況に係る御質問につきましては、関連する建

設課において御説明をさせていただきます。

まず１点目の御質問についてですが、当該区域に係る調査、指定につきましては、岐阜県によりまして、平成21年度に伊自良地域におきまして調査が開始されて以降、市内全域で調査が順次実施されております。その結果に基づきまして、平成24年６月に伊自良地域が区域指定の告示となり、その後、高富、美山地域においても区域指定の告示に至っております。御質問の本市における箇所数でございますが、土砂災害警戒区域が845カ所、土砂災害特別警戒区域におきましては769カ所が平成26年３月までに指定をされております。

次に、２点目の御質問についてでございますが、平成14年度に岐阜県によりまして市内における急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険区域として公表いたしました箇所に対する今回の土砂災害防止法の規定に基づき指定された箇所の割合でございますが、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域につきましては130％、土砂流につきましては165％との回答を、県の担当部署より御回答いただいております。

そして、５点目の御質問でございますが、本市内の砂防ダム等の施設につきましては岐阜県におきまして施工、維持管理が行われておりますことから、整備の状況につきまして確認を行いましたところ、指定区域内の約20％の箇所におきまして砂防堰堤等の施設整備が実施されているとの報告を受けております。

なお、本市におきましては、伊自良藤倉地内の藤倉１沢、梅原地内の宮下西谷において砂防事業が現在施工中でございまして、さらには大桑椿野地内の急傾斜事業及び乾本郷地内での砂防堰堤事業が着手されるなど、着実に整備が進められておりますが、今後も未整備箇所への新たな事業着手及び事業推進に係る要望等を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　私からは、続きまして、御質問いただきました３点目の特別警戒区域等の周知状況と４点目の地域住民の認識と避難場所の指定についてお答えをさせていただきます。

まず、３点目の御質問につきましては、平成23年度から25年度の３カ年で、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして土砂災害ハザードマップを作成し、本年５月に市内全地区への配布を完了したところでございます。また、本市のホームページにおいても、随時、ハザードマップは確認できるように公表をいたしているところでもございます。

さらに、台風シーズンを迎えることや、広島市等における大規模な土砂災害の発生を踏まえまして、本市の土砂災害ハザードマップを再度周知し、防災意識の向上を図ることを目的としまして、防災行政無線と本市の地震・気象・防災情報ネットワークシステムを活用いたしまして、市民の皆様に周知を行ったところでもございます。

次に、４点目の御質問ですが、今回作成した土砂災害ハザードマップは、縮尺5000分の１で、自治会単位で近隣の特別警戒区域等が見やすく確認できるように作成をいたしましたので、多くの市民の皆様には御理解をいただいていると考えております。また、避難場所の指定については、市内には指定緊急避難場所を28カ所、さらには、指定避難場所を49カ所、災害の種別ごとに指定いたしております。

昨年度、市内の指定緊急避難場所等の見直しを行い、土砂災害特別警戒区域、あるいは浸水想定区域内にある避難場所を、崖崩れ、地すべり、土石流や洪水などの災害種別の指定から外しました。しかし、地震など他の災害種別においては、避難場所として活用することは可能と考えられますので､市内全体の総数としては変わってはおりません。今後は、新たな避難場所を確保することは難しいところもありますので、市民の皆様には、周辺地区の避難場所を利用されるなど、柔軟な対応をお願いしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　５点についておおむね理解ができました。本市の警戒区域指定率が、今回の調査で、平成14年より土砂災害警戒区域が30％、土石流については65％もふえているという県からの報告、指定区域内の施設整備率が20％ということ、いずれも県の行政管理、維持管理ということで、本市においては現状を的確に把握して、地域の安全を図る責務があります。

まちづくりの基本は安心・安全です。重ねて未整備箇所への新たな事業着手及び推進を積極的に県に要望してもらうことをお願いし、今回のこの質問は、他にも２人の議員が質問されますので、これで終わりたいと思います。

続きまして、平成26年度全国学力テストの本市の結果について、教育長にお尋ねをいたします。

学校別成績公表については、文科省は今年度から、学校と話し合った上での市町村教育委員会の判断でできるようになりました。既に一部では公表されていますが、このテストの本来の目的は、身につけておくべき基礎学力がどの程度行き渡っているか、至っていない点はどこかを把握し、今後の指導に生かすことにあると文科省は説明していま

すが、私は、学校別順位に一喜一憂するような光景は本意でないと思いますが、次の点について教育長の所見を伺いたいと思います。

１点目は、小学校の順位、岐阜県は43位、山県市は何位か、中学校はどうか。

２点目に、総合的な学習の時間を減らし、基礎学力に取り組んだ県、沖縄、この前は最下位でしたね、そして静岡県等は成績が向上したという、その後の努力によってですね。岐阜県は、ゆとり教育の方針は従来どおりなのか、また、本市はどうなのか。

３点目に、ゆとり教育の象徴である総合学習の必要性はどうなのか。

４点目に、生活習慣調査では、スマートフォンの使用時間と学業成績は反比例するという結果について、本市ではどうなのかを教育長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の平成26年度全国学力・学習状況調査結果につきましては、小中学校とも、全体として岐阜県の平均をやや下回っております。昨年度は、全体としてやや上回っていたことを考えますと、その原因を分析し、さらなる事業改善を進めなければならないというふうに考えております。

また、岐阜県も、本市も、小学校では下位に甘んじますが、中学校へ行くと上位に躍進するという傾向がございまして、それは今年度も変わりません。こうした傾向も本市の特徴と捉えながら、授業改善に努めたいと考えております。

ただ、報道にもありますように、各都道府県ごとの正答率の差は縮小しており、わずかな正答率の差で大きく順位というものが入れかわる現状でございます。マスコミが集計した順位結果に一喜一憂すれば、真の学力や教育の本質を誤ることになりかねないというふうに考えております。こうしたことに関して、大方の新聞社の発表でも、点数至上主義に陥らないよう冷静であるべきだとの論調が、本年度、主流となっているようでございます。

２点目のいわゆるゆとり教育と、３点目の総合的な学習の時間の今後について、あわせて答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、沖縄県の小学校の算数Ａの結果は、昨年度、最下位から今年度、一気に６位になっております。そのことに関しまして、沖縄タイムスは社説で、学校現場での取り組みを紹介しております。

それによれば、学校では、過去の問題、いわゆる過去問を解かせる、補習授業をふやす、運動会等の行事の練習時間を減らす、授業時間をふやすために家庭訪問を夏休みに実施するなどの方策がとられたようでございます。このようなテストのための方策を徹

底すれば、基本問題の正答率は上がることを示したのではないかというふうに思っております。

その一方で、沖縄県は冷静さも失わず、学力上位県とされる秋田県の学習方法を研究し、仲間と学び合う授業の必要性にも言及しています。また、上位県に学ぶということでは、福井県に派遣された６県の教員たちが学力上位の秘訣として挙げていることが、無言掃除、授業の決まり、給食前のいただきますなどの徹底などであると、大変興味深いことを言っております。すなわち、秋田県の例は、詰め込み授業から仲間と学ぶ授業への転換、福井県の例は、規律正しい生活習慣が学力向上に深くかかわることを示しております。

また、この全国学力・学習状況調査には２面がありまして、国語、算数の学力テストの部分のみが強調されますけれども、むしろ学習習慣や生活習慣の調査が重要であると考えます。その点、本市の児童の調査結果は、多くの項目で県や国の水準を大きく上回っております。

例えば、人の役に立つ人になりたいと願う児童は全体の83％おり、全国平均が73％ですので、11ポイント上回っております。同様に、自分にはよいところがあると答える児童は９ポイント、仲間とやり遂げた充実感があるという児童は11ポイント、計画を立てて勉強したいという児童が12ポイント、それぞれ上回っております。その他、先生がよいところを認めてくれることなども項目として上回っております。

こうした小学校時代の伸び伸びとした、規律ある学校生活や学習習慣、仲間と楽しく学ぶ授業の充実は、中学校に進んでからの生徒指導上の安定や楽しい学級生活、信頼し合う仲間関係を生み、中学校の学力向上につながっているというふうにも考えることができます。

岐阜県全体でも同様の傾向があり、体験的、探究的な学習の力となる総合的な学習の時間をもとに、各地域に合ったふるさと教育を１つの柱としています。もう一方の柱は、一人一人の子供たちの学習や生活習慣づくり、授業改善をもとにした学力向上方針になっています。本市も同様の方向となっております。

詰め込み教育、偏差値偏重教育や荒れる学校、落ちこぼれなどの社会問題を背景に、ゆとり教育が提唱され、じっくり向き合い、ゆったりと丁寧な教育へと変化してきましたが、一方で、学力低下が懸念されるなど、学校教育は大きく揺らいできました。その歴史を知っている私たちは信念を持って、地域総がかりで豊かな心とたくましい体力、学力を培うことができるよう、私たちがゆとりを持って懐の深い教育をしていく必要があると、私は考えております。

４点目のスマートフォンの使用時間と学力の関係については、使用時間が長いほど、正答率は10から20％ほど低くなることは既に明らかになっております。中学校では、スマートフォンの使用１時間以上が、全国で48％に対して本市では40％、使用時間３時間以上は、全国20％に対して本市は15％となり、県や全国と比較して若干少ない結果となっています。

しかしながら、夜間に学習に集中できない、メール等のやりとりで人間関係づくりに悩むなど、スマホ依存症の児童・生徒がふえ、本市でもその影響は出つつあります。憂慮しているところでございます。

スマートフォン使用にはさまざまな問題がございますが、夜回り先生こと水谷　修氏が過日、山県市で講演をしていただきましたが、その際、眠るときに、暗い不安な夜に、仮想現実の世界に入るのは危険です。自分を見失ったり、言わなくてもよい言葉で相手を傷つけたりします。夜９時から朝６時まではやめましょうと言っているというふうに、私たちにも話をしていただきました。

こうしたことから、生活実態や生活習慣そのものの様相を十分に私たちは把握して、真の学力向上を考えて、学校教育の推進を図りたいというふうに今考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　おおむね理解できましたけれども、再度質問します。

平成22年に一般質問で、既に私は山県市の学校教育を取り巻く現状と課題について、ゆとり教育の今後について所見を伺っておりますが、それから４年たちまして、現在、総合学習の内容は大きく変わっていないように感じておりますが、本市として、他市にない特色ある内容の学習はできないのか。

明治時代、個性あふれる偉人の多数出現したのは、寺子屋や藩校で盛んに行われた論語等の素読、暗唱教育の成果であると言われております。論語の一部、子いわく、学びて時にこれを習う、また喜ばしからずや。友あり遠方より来る、また楽しからずや。これは、私が中学校の３年生のときの国語の時間の漢文でよく暗唱させられました。

今、東京都杉並区の第八小学校では、小学校２年生の子供が校長室でこれを朗々とうたうと言われており、インターネットで調べました。子供がどれだけ理解できるかわかりませんが、小学校の伝統的な言語学習は、私たちの現在使っている言葉の長い歴史の中で育まれていることに続くと思います。

そこで、次の点について伺います。

１点目の平成26年度全国学習状況調査が全国下位の岐阜県の平均点よりも下回ってい

るという本市は、全国的レベルでないということはわかりましたが、その点について今後、何か方法を講ずるのか。

２点目、県下では、論語等、総合学習の中で特色ある学習をしている学校はあるのか。

３点目に、小学校では何か総合学習の中で取り入れる特色ある学習は考えられないか。

４点目に、もう一度、スマートフォンの使用時間制限を設けるべきと私は思いますが、具体的にできないか。

以上、４点について再度お尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　森田教育長。

○教育長（森田正男君）　再質問にお答えをいたします。

１点目の学力状況調査の結果でございますが、先ほど述べましたように、わずかなポイント差がございました。したがって、その結果を真摯に受けとめて、分析と対策を急いでいるところでございます。

全体としまして、基礎学力の定着が不十分であると考えますので、授業改善や家庭学習の充実を一層進めてまいります。また、本年度のみの特徴でございますが、正答率が平均点の半分以下という児童が多いことが判明しております。これは今、小学校で話をしておりますが、そんなような傾向が分析すると、途中ですけれども、見られます。落ちついて授業に集中できない児童・生徒は増加傾向にあり、学級全体への影響も大きいものがありますので、これらの児童・生徒に対しまして、きめ細かな個別指導が必要になると考えます。そこで、市の非常勤講師である学習支援員や教育サポーターなどの採用について、実態に合った目標を設定し、個別指導を充実させながら、学級全体の学習環境を安定させていきたいというふうに考えております。

２点目の論語等の学習についてでございますが、県内では、恵那市岩村、昔の岩村町だと思いますが、岩村で論語学習に近い取り組みが行われております。これは先人学習ということで、幕末に活躍した儒学者、佐藤一斎を顕彰して、その著書である『言志四録』を学ぶ活動をしております。私も授業を見てまいりましたが、暗唱だけではなく、内容も考えてやっているという風景でございました。そのほかに、大垣市が奥の細道結びの地であることを生かして、ふるさと学習をスタートさせています。

３点目の市内小学校で取り組む特色ある学習ということでございますが、郷土が誇る先人、偉人に学ぶ活動からすれば、まことに地味な活動ではありますが、学校コラボレーター事業を生かしたふるさと体験学習を一層充実させたいと考えております。昨年度は、いわ桜小学校が岐阜県ふるさと教育賞を受賞し、県庁で６年生の全ての児童が県の教育長と懇談をする様子が新聞で紹介されたと思います。各小学校でも、地域の皆さん

の経験や知恵を最大に活用した、さまざまな活動が工夫してあります。

これらの活動を支える学校コラボレーター事業は、全国的に見られる見守り隊による安全確保にとどまらず、さまざまな学習活動を支援していただいております。これは、老人クラブにも一声かけてくれと言っていただけるように、地域の子供は地域で育てるという日本の教育の原点というべき思いに支えられておりまして、昨年度、岐阜県教育委員会より、地域による学校支援活動の先進的な事業ということでこのコラボレーター事業も認められ、表彰を受けたという状況でございます。

４点目のスマートフォン等の使用時間制限については、現在、本市においても、山県市ＰＴＡ連合会ですが、保護者や学校、地域の協力を得て、他市の先行事例の成果や課題を研究しながら、市内統一した規則を作成中でございます。

また、県では岐阜県青少年健全育成条例が改正されまして、保護者は、有害情報から子供たちを守るためにフィルタリングサービスの利用が義務づけられ、本年10月１日より施行されます、もうすぐでございますが。本市におきましても、フィルタリングサービスが確実に利用されていくように進めていきたいと現在考えております。

スマホ対策に象徴されるように、児童・生徒を取り巻く環境の変化は著しいものがございます。確かな学力や豊かな心の育成を保障するために、支援員の増員による個別指導体制の充実とともに、保護者や地域が一体となって、静かで落ちついた環境づくりへの積極的な取り組みをすることが不可欠であるというふうに私は考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　藤根圓六君。

○１１番（藤根圓六君）　それぞれの点について、よく研究されている点については理解できましたが、最後に、少し時間がありますので、１つ要望をして終わりたいと思います。

４点目のスマートフォンについては、正しい使い方によっては情報交換等に大きな力となります。小中学校では時間制限等、規制を設けることに取り組むということを聞きましたので、保護者ともよく研究していただくように重ねてお願いします。

かつて、私たちの時代は、田舎の学校は都市部の学校よりも学力のレベルが低いと言われてきた。それは私も事実だと思っております。その要因は、地域の経済あるいは家庭環境にあったと思います。私たちの時代は、食べること、すなわちその日を生きることが精いっぱいの時代でした。

しかし、最近は、都市部より教育施設ははるかにすぐれ、恵まれ、少人数学級により、

教師の努力もあり、都市部より本市の教育レベルは総合力において非常に高いと私は思っております。今回の学力テストの結果は、結果として謙虚に受けとめ、他市に劣らない、総合力においてすぐれた特色ある学校づくりを目指してほしいと思います。

子供たちは本市の宝物であり、教育は人づくり、まちづくりは人づくりと言われるゆえんです。私たちは、山県市の子供たちのために、お互いに今後とも情報交換を密にし、ともに努力、精進していかなければならないと思います。これを要望して、私の質問は終わります。

○議長（杉山正樹君）　以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で１時から再開をしたいと思います。

午前11時55分休憩

午後１時00分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位４番　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問番号１番の中小企業振興基本条例についてお尋ねいたします。

昨年度から企業・起業支援室を企画財政課内に設置するなど、これまでの間、市内企業を支援して、企業の発展に寄与していたところと見受けられます。

支援方法は、これまでの山県市小口融資条例や山県市企業立地促進条例など、既に条例化されている支援方法や支援体制から、各企業に国や県の有効的な補助金を活用してもらうために、補助金申請のサポートや、事業拡大の際には工業用地の確保や公共残土の提供など、新たな取り組みがある一方で、それらの支援方法は明確な基準が定められていない現状です。

本市が実施する企業支援と同様に、全国の先進的事例を確認すると、多くの自治体から参考にすべき先進事例を確認することができます。具体的にどのような支援を行っていくのかを明確にし、条例化することにより、誰もが支援方法を確認することができ、平等に支援を受けることもできるとともに、本市の企業支援に対する目的や背景、支援方法や目標なども、多くの関係団体と共有することも可能となります。

また、今後の企業支援のあり方を含めて、市内企業を取り巻く環境にどのような課題があり企業支援を実施していくのか、いつまでに課題を解決していくのか、どのような手法で解決していくのか、スキームも含めて明確にして、市内企業の支援方法を条例化してはいかがでしょうか。

今後の企業支援のあり方とこれまでの企業支援の取り組みについて、副市長に４点お尋ねいたします。

１点目、本市における企業支援の現状についてお尋ねいたします。

市内企業を取り巻く環境について、どのように現状を調査し、課題を確認しているのか。企業支援を実施してきたことにより、課題はどの程度解決でき、成果をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

２点目、支援方法の決定についてお尋ねいたします。

支援方法について、金銭的な支援ではなく、行政だからできる支援を実施していくと過去の答弁でも耳にしました。市内企業が抱える課題を解決するための方法について、どれだけの選択肢の中から現在の支援方法を選択し、実施しているのかお尋ねいたします。

３点目、今後の企業誘致、企業支援のあり方についてお尋ねいたします。

さきの全員協議会でも説明がありましたが、企業誘致が本市でも本格的に進みつつある中で、現在は限られた企業の誘致ですが、今後、企業誘致や支援を継続していく中で、一定の費用対効果や金銭的な支援には上限などを定める必要もあると考えられます。また、企業を誘致する用地に関しても、その精査などの必要とされる基準も考えていかなければなりません。そのような点から、今後の企業誘致、企業支援のあり方についてお尋ねいたします。

４点目、企業支援に関する総合的な条例の施行についてお尋ねいたします。

企業支援に関連して、全国の先進事例を確認すると、多くの自治体で中小企業振興基本条例に関連する条例を施行しています。総合的に企業支援をするために、地元商工会や各種団体とも連携しながら、最新情報や課題の共有をするなど、現状の把握から課題の認識、企業支援の理念、支援方法、最終的な目標など、課題を解決していく具体的なスキームまで条例化していく中小企業振興基本条例を施行してはいかがでしょうか。

以上の４点について、副市長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　お答えいたします。

まず、１点目の企業支援の現状と、２点目の支援方法の決定に関するお尋ねについてお答えをいたします。

林市長就任後、平成23年秋ごろでございますが、市内の企業等を市長みずから直接訪問しまして、経営者の方々から直接お話を聞き始めたところでございます。経営者からは、資金援助はあるにこしたことはないとの意見がある中、各種許認可の円滑化等、行

政ならではの支援を求める声がございました。

そこで、平成24年度には、企業支援担当者を企画財政課に２名配置するとともに、岐阜市の企業誘致課へ職員を１名派遣いたしました。と同時に、県の緊急雇用事業を活用し、本市の魅力を市外へ発信しつつ、企業進出動向等の調査分析を行ったところでございます。また、市内事業所の需要拡大を促進するため、山県まちづくり振興券制度を開始しました。さらに、公共工事に伴って発生する残土の処理を紹介するなどの個別サポートも臨機応変に行ってきたところでございます。

平成25年度になりますと、企業支援室を設置いたしまして、企業に有益な行政情報を発信しつつ、企業の宣伝や企業間のビジネスマッチング等を目指し山県元気企業ナビというようなサイトも立ち上げたほか、水栓バルブ発祥の地としてのステータスを市内外に発信すべく、「美山語」というアニメーションも制作したところでございます。また、市役所のロビーに市内企業の製品を展示したり、広報の裏面に市内企業等の紹介をしたりするほか、山県まちづくり振興券制度の拡充を行いました。さらに、国等の補助金情報の提供や、企業の個別補助金申請のサポートも随時対応してきたところでございます。

今年度になりましてからも、製造業を主とする企業の従業員を確保すべく、市内企業の合同説明会や見学会、そして、有給でのインターンシップなどを実施、または今計画をしているところでございます。

こうした施策の多くは、将来に向かっての種まきのようなものでございまして、直ちに結果が出ると考えてはおりませんが、最近、企業進出や市内の企業拡張の相談事例がふえてきており、早くもこうした成果があらわれてきているのかと感じているところでございます。

次に、３点目の企業誘致、企業支援のあり方についてお答えをいたします。

企業誘致や企業支援をする上で金銭的支出を伴うような場合には、議員御発言のとおり、その費用対効果等を検証していくことは重要な視点だと考えております。ただ、いたずらに時間を費やしますと、スピードが重要な企業にとっては、市内での事業拡張や、市内への企業進出の機会を逃してしまうこともございます。

こうしたことも考慮に入れながら、今後も、特に公費を投入するような場合には、市民の方が納得されるようにバックデータを確保し、公正、的確に推進してまいるとともに、情報公開に努めてまいりたいと考えております。

最後に、４点目の企業支援に関する総合的な条例についてでございますが、国においては、中小企業基本法が昭和38年に制定されまして、平成11年には、基本理念が従来の救済型から自立支援型へと移行する抜本的な改正がなされております。また、地方にお

きましても、都道府県を省きましても、100以上の市町村が中小企業振興基本条例等を制定し、施行されております。

それぞれの条例の趣旨は、産業振興に主眼を置いたものや地域商業の振興に主眼を置いたものなど、個別に内容は異なっておりますが、中小企業が地域社会で重要な役割を担っていることを鑑み、地域内経済循環を構築し、地域社会を持続可能なものにしていこうとする趣旨は、同様のものがあると考えています。

こうした考えは、本市におきましても共通するところであり、中小企業を振興していくための条例制定は、有用な手段の１つであると考えております。今後、先進事例等もよく研究しながら、前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　ありがとうございました。

再質問といたしまして、もう三点ほどお尋ねしたいと思います。

先ほども答弁の中にありましたが、本市における企業支援や企業誘致の課題について、もう少しお尋ねしたいと思います。

費用対効果の点で、周知や、市民の皆さんに納得していただけるような方法をとっていくということですが、金銭的な支援ができないこと以外に、本市の企業誘致や企業支援の課題について、もう少しお尋ねしたいと思います。

現在、企業誘致の際には、あらかじめ誘致する特定の場所がなく、企業側の希望に合わせて対応している現状だと伺います。企業誘致のための特定の地域を造成しないまでも、今後の都市計画の見直しとともに、誘致の際に提供できる地域をあらかじめ決め、告知し、周知しておくべきではないでしょうか。

また、さきの答弁にもありましたが、費用対効果などもどの程度まで考慮して企業誘致に取り組んでいくのかを、具体的に定めていく必要もあると思います。企業誘致の折に、必要最低限の一定額の投資は必要となってくるはずです。そこで、条例に具体的な金額を明記しないまでも、要綱などでどの程度まで投資や金銭的な支援を実施していくのか、努力義務等とかで定めていくべきではないでしょうか。

以上のような内容を課題と捉えつつ、現在進行中の企業誘致がひとつ成功した際には、成功例も参考にして、以上の点も踏まえて、中小企業振興基本条例の中に考慮していただければと思います。

１点目の質問は、本市における企業支援や企業誘致の課題について、再度お尋ねいたします。

２点目で、現在実行中の副市長をトップとするプロジェクトチームを、課として位置

づけてはどうでしょうか。

これまでの企業誘致や企業支援の取り組みが形になりつつある中で、副市長をトップにプロジェクトチームを編成され、関係する課から横断的に職員を集め、企業誘致や企業支援に取り組んでいることは、大変期待するところでもございます。このプロジェクトチームは一定の成果が見込まれると思いますし、プロジェクトチームを１つの課にして、積極的に企業誘致や企業支援に取り組んではいかがかと思います。

１つの案件に担当課ごとに対応することにより、実施するスピード感や優先度も違ってきますが、１つの課とすることにより、課題や解決方法、優先度やスピード感も共有することができると思います。また、現在では企業支援にもかかわらず、支援内容に応じて産業課や企業支援室と、担当する課が違っている現状の窓口を一本化することもできます。

以上のような観点から、現在進行中のプロジェクトチームを１つの課として、積極的にこれからも取り組んでいただきたいと、質問といいますか、提案させていただきたいと思います。

３点目に、外部専門家制度の活用についてお尋ねいたします。

本市の職員のみでは人員的に解決が困難と考えられる課題や、専門性を有することから迅速に対応できない課題も見受けられます。そのような課題に対し、適切かつ最善な解決方法を提案できるように、総務省の事業であります外部専門家制度を活用してはいかがでしょうか。企業誘致や企業支援にかかわらず、新たな事業実施の際には数多くの規制が課題となることもあります。本市の企業誘致や企業支援でも、同様のことが言えるはずです。

そこで、この総務省の事業であります外部専門家制度を活用することにより、新たな取り組みの際に限られた職員をさらに人員を割くのではなく、民間の専門家や先進自治体の職員を招き、各諸課題に取り組むことができます。また、招いた専門家の人件費は、３年間、特別交付税で財源措置もしていただけます。

外部専門家制度は、企業誘致や企業支援のみでなく、地域経済の改革や地場製品の発掘、少子化対策や定住促進や観光振興、町なかの再生や若者自立支援など、数多くの分野で専門家を招くことができます。専門家に頼るだけでなく、この３年間の人件費を国が負担していただける間に、その知識や経験を本市の職員も学ぶことができ、課題の解決のみではなく、職員への教育やモチベーションの向上などにもよい刺激になるのではないでしょうか。

この外部専門家制度の活用や、プロジェクトチームを課として位置づけるなどの観点

から、３点、再度副市長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　再質問にお答えをいたします。

まず、１点目でございますが、本市では、企業の撤退時のリスク等を鑑みまして、企業団地の造成といったようなところに取り組むことなく、企業の希望に合わせて個別に対応しているのが現状でございます。

議員御発言のように、今の時代、企業を誘致するには、ある程度の先行投資が必要だと考えられます。その場合に、投資額の基準等をあらかじめ定めておければよいのですが、企業団地の造成のような手法でないと、そうしたことは困難であると考えております。

現在も具体的な候補地を幾つか選定しておりますが、誘致企業の規模や業種等が不明な場合には、各種の規制、制約等をクリアするのに必要な額も不明といったところです。そこで、現在は、具体的な個別の打診に対し、対応している状況であります。その際、迅速な対応を行うには、条例等であらかじめ定めておく必要があると私も考えております。

次に、２点目のプロジェクトチームを課にしてはどうかとのお尋ねでございますが、議員御発言のように、現在のプロジェクトチームのミッションは非常に重要であると考えており、それをさらに広げて新しい課を設置するのが、これの否かというところは、十分これから考えさせていただきたいと思います。

最後に、３点目の平成23年度からの総務省によりまして始められました外部専門家制度の活用につきましては、現在、スペシャリストとして300人余りが登録をされております。その中で、企業立地促進分野での登録者は残念ながら少なく、６名ほどでございます。しかし、地場産品発掘や観光振興の分野での登録者は多数おみえになりますので、その活用は、価値があるものと考えております。

そのほかにも、総務省では、３大都市圏に本社機能がある民間企業に勤務する、専門的なスキルや幅広い人脈を持ったシニア人材を活用しようとする事業などもございます。また、こうした制度に限らず、地域におられる優秀な人材の活用も視野に入れまして、組織の活性化等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　御答弁いただいてありがとうございました。

具体的な必要な額は不明ということですが、例えば企業団地であったりとか工業団地を造成できないにしても、一定のこの地域に誘致できるんじゃないかという場所はある

程度周知しておけば、余計宣伝効果にもなると思いますし、提案内容も共通認識もできると思います。

また、金額に関しては、具体的に幾ら幾らまで投資をしますよ、設備投資しますよという金額は示せないにしても、例えば、企業側が投資した額に対して何割の金銭的な援助をしますよとか、インフラ整備をしますよといった内容は示せるのではないかなと思います。

どういった企業を誘致するにしても、接続道路であったりとか、場所によっては上下水道やネット環境のインフラ整備というのは必要になってくると思いますので、ぜひその点も、将来性を見据えながら計画を立てていただき、条例化していただきたいと思います。

市内の企業が成長していくことや企業誘致を目標として、このプロジェクトチームを課としていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、外部専門家制度も活用していただきながら、中小企業の振興基本条例を制定し、積極的にこれからも企業誘致、企業支援に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この質問は終わらせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

質問番号２番の公共施設等の総合管理計画について、総務課長にお尋ねいたします。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、本市も平成24年度と25年度の２年間で、社会資本整備交付金を活用して、数多くの公共施設の耐震補強計画や実施計画、耐震補強工事を進めてきたと見受けられます。

国においても公共施設等の老朽化対策が大きな課題となり、インフラ長寿命化基本計画を参考に公共施設等の総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するように指針を出しています。

人口減少社会の中、公共施設等の利用需要が変化していくとともに、合併後の公共施設等の統廃合も検討していかなければなりません。今回は公共施設等の耐震補強工事を市の負担も少なく、国の補助金を活用して実施できたとしても、何十年後かには、再び修繕が必要となることは必然です。今後の人口減少を見据えるとともに、本市の進むべき方向性をしっかりと計画に示し、公共施設等の総合管理計画の策定を進めてはいかがでしょうか。

そこで、総務課長に４点ほどお尋ねいたします。

１点目に、本市における公共施設等の現状についてお尋ねいたします。

２点目に、公共施設の耐震補強計画、実施設計、耐震補強工事を実施した施設の選定基準についてお尋ねいたします。

３点目、公共施設の老朽化や人口減少社会にふさわしい、本市の公共施設のあり方についてお尋ねいたします。

４点目、今後の公共施設等総合管理計画の策定についてお尋ねいたします。

以上４点、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目の本市における公共施設等の現状と、２点目の耐震補強工事等の選定基準につきましては、関連をいたしますので一括してお答えをさせていただきます。

本市におきましては、庁舎、支所、保育園、公民館を初め小中学校等の主な施設が83施設あり、そのうち、昭和56年５月31日以前に建築をされました、いわゆる旧耐震基準に基づく施設が33施設ございます。この33施設のうち、耐震補強を実施しました施設が15施設、補強が不要な施設が８施設、未実施の施設が10施設であります。

また、耐震補強をした施設の実施基準につきましては、保育園、小中学校、公民館といった市民の皆様が多く利用される施設や、本市地域防災計画における指定避難所を優先するとともに、議員御指摘のとおり、国の社会資本整備総合交付金の有効活用も視野に入れて選定をし、順次耐震化を進めているところでもございます。

次に、３点目の本市の公共施設のあり方と、４点目の公共施設等総合管理計画の策定についてですが、こちらにつきましても関連しますので一括してお答えをしたいと思います。

本市は、旧３町村が合併する以前から保有をしておりました施設を引き継ぎ、使用している状況で、中には老朽化が著しいものや、類似する施設も見受けられる状況でございます。こうした中、合併後に小学校や保育園など一部の施設において統廃合等を行ってまいりましたが、本市の厳しい財政状況の中、少子化や高齢化などの社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応しつつ､現在の行政サービスの水準を維持していくためには、効率的な公共施設の配置、運営が必要であると認識をしております。

このため、昨年度より、副市長をトップに関係課長から構成される庁内検討会議と、関係課の主幹等によるプロジェクトチームを設けまして、本市の将来のまちづくりに向けて、市民ニーズに即した施設の利活用や施設の削減、長寿命化、再配置等を視野に入れて、各所管課が施設のあり方を検討する際に必要となる留意点や進め方を明示する、山県市公共施設見直し指針の作成に取り組んでいるところでございます。

また、議員御発言の国から示されました公共施設等総合管理計画策定指針の内容につきましても考慮をしつつ検討を進めているところでございます。

今後は、年度内を目途に本市の指針及び各公共施設の現状の取りまとめをいたしまして、次年度以降は、当該指針に基づきまして各施設の方向性を検討し、各所管課において施設の見直しに向けた具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　御答弁いただいて、ありがとうございました。

副市長をトップに関係課長から構成される庁舎内での検討会議とか、関係課の主幹によるプロジェクトチームや山県市公共施設見直し指針など、国の公共施設等総合管理計画策定指針の内容を考慮しつつ、国の指針と同時期から既に取り組んでいる、本市でのこれまでの取り組みには大変期待するところでもございます。年度内をめどに取りまとめられる山県市公共施設見直し指針に期待しつつ、次年度以降の各施設の検討や見直しには、将来性を見据えながら、具体的な計画を立てて実施していただきたいと思います。

国が示している公共施設等総合管理計画では、公共施設に限らず、道路や河川等の公共インフラや公共施設等の維持管理に係るランニングコストなど、当該施設が何年後にどの程度修繕費が必要となるかといった、将来に負担を先送りすることのない、10年以上の計画期間とすることが望ましいとされています。

しかし、このような公共施設等の総合管理計画を考慮しつつ山県市公共施設見直し指針を策定するには、専門家を交えつつ、一定の期間を有する計画になることも想定され、本市の検討会議やプロジェクトチームのように、限られた人員の中で予算化されていない現状の計画策定は、多くの負担がかかるとも感じられます。何年かに１度しか立てることのない計画だと思いますので、長期的な計画ですので、一定の予算を組み、精度の高い指針であったり計画にしていただきたいと思います。

公共施設等の総合管理計画の策定に要する経費のうち、専門家を交えた研究会の実施や、専門家の招聘に要する経費や、市民の方々への啓発活動に要する経費などは、平成26年度から３年間、特別交付税で２分の１まで財源措置していただけます。総合管理計画の策定に要する経費については、今年度は物理的に財源措置は難しいかもしれませんが、次年度以降の計画を見据えながら、ぜひ精度の高い指針であったり計画にしていただきたいと思います。

これまでの質問を踏まえて、次年度以降の具体的に取り組みを進めていく中で、その計画への思いを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

議員御指摘の公共施設を初めとした道路、橋、トンネル、水道施設など市で保有します社会インフラは、本市においても、人口の増加や高度経済成長といった社会情勢を背景として投資されたものであります。現在では、本市の市民生活や経済活動にとって、これが大きな礎になっているもので、大変重要な資産であるとも考えております。

また、私は、本市も本格的な人口の減少という局面を迎える中で、財政状況等を考慮しながら、また、東海環状自動車道の開通を契機といたします新しいまちづくりに向けまして、思い切ったインフラ整備を行いつつも、既存の社会インフラにつきましては、スリム化、複合化及び長寿命化による有効活用を図るなど、選択と集中による効率的な行財政運営を行う必要があると認識をいたしているところでございます。

そうした中におきまして、橋梁等につきましては、もう既に長寿命化に向けた修繕や点検を行っているところでございますが、まだ市内には数多く存在する社会インフラの中でも、とりわけ公共施設の運営等を今後マネジメントしていくためにも、山県市公共施設見直し指針は有用であると考えております。議員御指摘の観点も踏まえながら、鋭意努力して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　恩田佳幸君。

○１番（恩田佳幸君）　ありがとうございました。

将来性を見据えた具体的な計画と、あと、一番やっぱりこれから大切なのは、どの施設を統廃合していくのかとか、どれだけ長い年月をかけて維持していくのかということも、もちろんそうした各論も大事ですが、どういった理念でこれからの公共施設や公共インフラを維持していくのか、その理念が一番大切だと思いますので、ぜひ１年目の計画の指針を踏まえて、２年後以降の具体的な計画と理念を大切にしていただきながら、計画をつくっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

通告順位５番　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　それでは、議長から許可をいただきましたので、通告書に従いまして、自主防災組織が主になって行う防災訓練の実施について、総務課長にお尋ねをいたします。

ことしに入りまして、大雨でありますとか台風などの自然災害で大変多くの貴重な人命が失われております。７月の台風８号で３名、同じく12号で２名、そして、先ごろ８

月豪雨の被害によりまして、実に72名のとうとい命が失われました。

通告をしたときには、72名の方がお亡くなりになって、お二人の方が、行方がまだわからないという状況でございましたけれども、その後、１人が御遺体となって見つかりまして、きょうの新聞では、また新たな遺体が発見されて、ＤＮＡ鑑定をして、被害に遭われた方かどうかということを確かめるというような記事がございました。

本当に多くの罹災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、残念ながら命を落とされた方々に対して、心より御冥福をお祈りしたいと思います。

そこで、防災訓練についてですけれども、先ごろ伊自良中学校で防災訓練が実施をされました。大変暑い中、多くの市民、そして関係者の方々にお集まりをいただきまして、盛大に開催されましたけれども、その訓練が実際の災害時にどの程度役に立つのでしょうか。

昨年は梅原地区、そして、一昨年、美山小学校で防災訓練が実施をされております。毎年訓練が実施をされておりますが、そこで訓練が形骸化しているのではないか、そして、訓練のための訓練になっていないか等危惧しております。そこで、市全体として行う総合防災訓練ではなく、単位自治会による自主防災組織が主になって行う防災訓練についてお尋ねをいたします。

これは、防災訓練の本来の目的といたしましては、過去に経験したことのない災害が発生したときに、いかに落ちついて適切な行動をとることができるか、そのときどうすればよいかを知ることにあると考えます。先般の市の伊自良で行われた防災訓練の想定ですが、東海大地震の発生によって本市で震度６強を観測し、家屋の倒壊、ライフラインの切断等被害が発生したというものでございました。

場所が伊自良地区であるということは、そこで最も危惧をされるのは、伊自良湖堤体の決壊ではないでしょうか。今回の議案にもございますが、伊自良湖の堤体を改修する予定でありますので、住民にとって本当にありがたいことだろうというふうには想像しますが、もし今現在その災害が起きた場合に、恐らく先日のように各地区から伊自良中学校の避難所へ集まることはできないでしょう。そんなとき最も頼りになるのは、家族、そして御近所の方、そして単位自治会の皆さんだというふうに思います。

単位自治会で行う防災訓練に関しましては、いろんな訓練の方法があると思いますけれども、まずは安否確認を行う。そして、各自治会単位で避難所まで行く。それから、今、私の自治会にもひとり暮らしの高齢の方がおみえになります。民生委員の方々と連携して、そうしたひとり暮らしの方、高齢の方への対策も必要となると思います。

避難所におきましては、ライフラインが停止して、例えば市からの援助のない中で実

際に炊き出しを行ったり、そして水の確保を行ったり、また、けが人を想定した応急手当てを行う等、いろいろと考えることができます。

訓練というのは、繰り返し行うことでその精度を上げますので、市であるとか大きな自治体が行う公助の意味でも、今の総合防災訓練というのは引き続き行う必要があると思います。しかしながら、いざ災害が発生したときに、まずはみずからの命を確保するという自助、そして、最も身近な隣近所の方々で助け合うという共助、それが必要となってきます。市民の方々が安心して暮らすために、自主防災組織による防災訓練を今よりも充実させるということのために、以下についてお尋ねをします。

１つ、各自治会による防災訓練に対する市の考え方について。

そして、２つ目、市内155自治会のうち、防災訓練を実施している自治会数と、その防災訓練の内容について。

そして、３つ目ですが、その防災訓練に対する今後の啓発活動について。

以上、総務課長にお尋ねをします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の各自治会による防災訓練に対する市の考え方についてですが、私どもも、議員御指摘のとおり、大規模災害の発生時に一番重要なのは、地域の自治防災組織がいかに機能するかだと考えております。

平成７年に発生をいたしました阪神・淡路大震災では、家屋倒壊のため生き埋め状態となった方々は約３万5,000人で、このうち近隣住民の方が約２万7,000人を救出し、消防、警察、自衛隊などの公的機関が救出できたのは、わずか8,000人程度と言われております。このことからも、日ごろから大規模災害に備え、自助、共助に基づく地域防災力を高めることが非常に重要なことと考えております。

次に、２点目の防災訓練の実施状況とその内容ですが、本市では、自主防災組織の自主的な防災訓練等の実施促進を目的として、その訓練に要する経費の一部を助成する山県市自主防災組織活動費補助金を設けており、25年度には、４つの組織に対して14万1,000円の補助金を交付させていただきました。また、このほかに、自主防災組織に対して、訓練をされる際に防災備蓄用品を提供した団体が数団体ある状況でございます。

当該補助金の過去の交付実績を見ますと、自主防災組織の中には、毎年、防災訓練などの活動を継続して実施されている組織もある一方で、その大半は、役員などの体制は毎年整えられるものの、活動実績がないものと認識をしております。

また、自主防災訓練を行っている団体は、初期消火活動訓練、要援護者を含む避難誘

導訓練、非常食の炊き出し訓練及び応急手当て、搬送訓練など、多岐にわたる訓練を実施しておられます。

一方、市民の方々で組織されます自主防災組織である特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンターでは、災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催や、講演会、研修会の開催等、防災関係事業に積極的に取り組んでおられます。

次に、３点目の啓発方法ですが、組織の活動をいかに活性化させるかという視点からお答えさせていただきたいと思います。

自主防災組織の活性化には、まずはそのリーダーの育成が必要であると考えております。本年７月には、自主防災組織と深くかかわりのある市自治会連合会長の皆さんの研修の一環として、平成16年に新潟県中越地震に被災をされました小千谷市に伺い、職員の方から、予期せぬ大規模災害の被災時には、地域のきずなやコミュニティーの力が避難生活やその後の復興に大変役立ったとのお話を伺うなど、地域における災害への備えの重要性を学んでいただきました。

また、防災士の増加にも努めてまいりたいと考えております。本市では、防災士の資格取得費用の一部をまちづくり振興券で助成する取り組みを行っており、平成26年８月末現在で、市内には26名の方が資格を取得され、市職員２名も資格を取得したところでございます。

さらに、自主防災組織等が訓練を実施される際は、御要望に応じまして、市防災担当職員や消防職員の派遣、本市で備蓄しております非常食を提供させていただいております。

今後とも自主防災組織の活性化を通じた防災訓練の実施の啓発及び支援を柱として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　吉田茂広君。

○３番（吉田茂広君）　ありがとうございました。

一、二お願いを申し上げまして私の質問を終わりたいと思いますけれども、まず、今、総務課長の御答弁の中で、阪神・淡路大震災の際には３万5,000人が家屋等の倒壊で生き埋めになりというようなお話がございました。これ、若干の補足をさせていただきますと、３万5,000人が生き埋めになって、そのうち約６割が家族によって救出をされたと、そして、２割が近隣の住民の方々によって救出をされて、１割の方が、実は消防団によって救出をされたというふうに伺っています。

そこで、消防長にお願いしたいんですが、常設の消防署の職員並びに施設を充実させ

る、それは本当に大切なことだと思いますけれども、やっぱり災害が起きたときに頼りになるのは、近所の方々であり、地元の消防団であり、そういった方々であります。私が消防団員だったころに比べますと、団員の数もかなり減っております。それにはいろんな方が努力をされて、１人でも多くの消防団員をということで努力されておりますが、一層消防団として充実させるためにも、消防団員の確保を何とかお願いしたいというふうに思います。

そして、もう一つ、総務課長にお願いでございますけれども、先ほどの総務課長、恩田議員の御答弁の中で、指定避難所の話がございました。今、指定避難所というのは、市のホームページにも載っております。指定避難所であったり、それから、指定緊急避難場所でありましたり、自主避難所であったり、福祉避難所であったり、そういった情報がホームページに載っております。

その指定避難所には、先ほどの答弁の中にもありました、どういう災害のときに、どこの避難所がそれに対応できるのかという情報でございます。この中で見ますと、地震に対する災害の場合には、全ての避難所がその指定避難所になり得るというふうに丸が打ってございます。

ただ、その施設の中には耐震強度の足りない施設もあるように思われます。財政状況の厳しい中でございますけれども、いざというとき、本当にもしものときの備えとして、１日でも早い施設の充実を望みたいというふうに思います。

以上２つお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で２時５分から再開したいと思いますので、お願いをいたします。

午後１時48分休憩

午後２時05分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位６番　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をしております３点について質問させていただきます。

初めに、防災対策について、総務課長にお伺いをいたします。

他の議員も御質問されているようですが、重なる部分があるかもわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

防災対策については、これまでも何度も質問をさせていただいてまいりました。女性の視点から防災会議に女性委員の登用、避難所の環境整備や地図上での避難訓練（ＤＩＧ訓練）、避難所運営のシミュレーション訓練（ＨＵＧ訓練）、防災リーダーの養成として防災士資格取得の費用補助、また、非構造部材の耐震化、防災ヘルメットの配布など提案をし、推進していただきました。

防災・減災対策はさまざま実施されていると思いますが、今後の課題はどのように考えておられますか。

また、共助として、助け合いができるように、市民の意識の向上や防災リーダーとしての防災士の増加についての考えはどのようでしょうか。

また、自助として、家具の固定なども重要なことです。現状と取り組み状況はどのようでしょうか。

住居の耐震については、耐震診断が無料で実施されるようになりましたが、耐震工事には多額の費用が必要です。耐震診断で改修が必要とされても、工事が困難な方もおられます。以前にも質問をし、検討されると言われましたが、耐震シェルターの設置に補助するお考えはどのようでしょうか。

以上４点についてお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の防災・減災対策に関する本市の課題及び２点目の市民意識の向上と防災士の増加について、関連をいたしますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、本市の課題は大きく２つあると考えており、その１つ目は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、自主防災組織の育成であります。

災害の規模が大きいほど、救助活動を実施する行政機関も被災する可能性が高いと想定されます。また、道路の損壊や情報伝達の支障などにより、救援部隊の被災地到着にも時間を要することが考えられます。平成23年３月に発生をいたしました東日本大震災においても、多くの行政職員が被災し、行政による初動対応は困難をきわめました。

こうした大規模災害時に重要となってくるのが、地域の自主防災組織であると考えており、自主防災組織の活動を通じて、自分の命は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るといった自助、共助の概念や、防災意識の醸成がなされるものと考えております。

また、この自主防災組織の活性化には、自主防災組織のリーダーの育成も大切であると考えています。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、防災士は、本市におきま

して、26年８月末現在では26名の方が取得され、本市職員も取得をしている状況でございます。地域の防災リーダーとして活躍していただくためにも、防災士の取得者が増加することは、私どもとしましても大変ありがたいことでございます。まちづくり振興券を活用した資格取得費の助成などを通じて、今後も防災士取得の支援、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

課題の２つ目でございますが、迅速な防災情報の伝達です。

近年、台風に限らず、ゲリラ豪雨による豪雨災害が頻発している状況の中で、行政から市民の皆様への避難勧告等の発令のおくれを指摘されるケースが全国的に散見されております。

こうした中、本市では本年５月に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおいて、避難準備情報、避難勧告等の発令のタイミングの見直しを行いました。基本的には、岐阜地方気象台が発表いたします大雨警報、土砂災害警戒情報などの気象情報をもとに発令をいたしますが、そのほかにも、気象庁が発表する防災気象情報等も参考にしながら、総合的に判断することとしております。気象状況によりましては、自主避難所の開設なども含め、早目、早目の対応を心がけていきたいと考えております。

また、本市のホームページにも掲載をしておりますが、地震・気象・防災情報ネットワークという情報伝達システムがございます。このシステムは、市民の皆様がお使いの携帯電話のメールアドレスを登録していただくと、本市に発令された気象情報や地震の震度情報などが瞬時にメールにて届くシステムです。市内外で確認できますので、ぜひ御利用いただきたいと考えております。

さらには、私ども本市と携帯電話会社と契約をしております緊急エリアメール等も活用し、確実に市民の皆様に情報伝達を行ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の家具の転倒防止のための固定などについての現状ですが、山県市家具等転倒防止器具設置推進助成金の交付状況は、昨年度の交付申請件数１件に対して、本年度は、４月からの５カ月間で21件の申請がありました。過去の事例では、大規模な地震災害が発生し、家具の下敷きになり、命を落とされた方が数多く見受けられます。今後も、家具の固定の普及啓発に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、４点目の耐震シェルター等の設置補助については、平成24年第２回定例会でも御質問いただいておりますが、現在、県内では、当時より１市ふえまして、飛騨市、高山市、中津川市、岐阜市の４市で実施をされております。

耐震シェルターは、地震発生時に自力避難が困難である高齢者等の安全を確保する手段の１つとして有効なものであると考えています。民間企業によりさまざまな工法や製

品が開発されている中、製品の耐力基準も重要な要素であり、本市としては、製品や耐力基準の検討をしており、今後も他市町村の状況を注視しながら、耐震シェルター設置に対する助成の検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　ありがとうございました。

今、課題は２つあるというふうにお話しいただきました。１つに、自主防災組織の育成、２つ目には、迅速な防災情報の伝達ということでございました。そうした中、自主防災組織のリーダー育成として防災士資格取得を推進し、防災士資格取得の養成講座の開催を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

耐震シェルター等の設置補助を４月から岐阜市が実施されたということに対して、このことに関してどのように受けとめておられますか。

以上２点について再質問いたします。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　再質問にお答えをいたします。

１点目の御質問ですが、防災士の取得をするための講座は、県内では岐阜県が、平成25年度より、岐阜県総合防災リーダー育成講座を県内市町村との協力により開催しております。

この講座は、資格取得に必要となる講座を無料で受講でき、講座の最終日には任意で資格取得試験、これは受験料は有料になりますけれども、その試験を受験することができます。

そのほかには、県内10市町でも同様な講座が単独で開催されております。

一方、本市でも、議員御指摘のように、他の市町と同様に市単独での開催も考えられるところでございますが、カリキュラムの構築や専門家講師の招聘等の費用対効果を勘案しますと、現時点では岐阜県の養成講座の開催協力という手法が有効であると考えており、昨年度から、岐阜県に対しまして、本市での養成講座の開催を要望しているところでございます。

今後も、引き続き岐阜県へ養成講座の開催要望を行うとともに、市民の皆様には市広報紙等により周知することで、県の養成講座への参加を促進し、本市における防災士の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の御質問ですが、岐阜市の補助に係る主な要件を確認しましたところ、高齢者または障がい者を含む世帯が居住する住宅であることや、世帯全員の所得額が550

万円以下であることなどとなっております。ほかの３市につきましても、高齢者や障がい者などを主な対象要件としていますが、設置に対する補助実績数は、３市で１件と聞いております。

先ほど申し上げました製品や耐力基準も非常に重要な要素ではございますけれども、同時に対象要件設定につきましても、他の市町村等の状況を注視しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　ありがとうございました。

防災士の資格取得、県との共同開催をということでございました。より進めていただければというふうに思います。

耐震シェルターの補助については、より検討をしていただいて、前向きな状況になればというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

２点目の質問です。認知症対策について、健康介護課長にお尋ねをいたします。

先ごろ認知症の人と家族の会などのアンケート結果が発表され、家族に物忘れなどの異変があらわれ、認知症を疑いながら、医療機関を受診するまでに平均で９カ月半かかっているということがわかった。また、厚生労働省は、2013年度から認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）を初め、専門員の育成など、早期診断に向けた取り組みを進めております。今後、認知症の人が増加すると予測されています。早期発見が重要です。

そこで、認知症チェックができるチェックシートを利用し、点検や相談につなげていくことが必要なことと思います。今、鬱病や自殺予防のチェックシートのこころの体温計がホームページに掲載されています。認知症チェックシートもホームページに掲載し、早期発見につなげていくことが大切なことと思います。

現在のこころの体温計へのアクセス状況はどのようでしょうか。また、認知症のチェックシートのホームページへの掲載のお考えはいかがでしょうか。そして、認知症を理解し、サポートしていただけるように認知症サポーター養成講座がありますが、講座受講生の推移と今後の計画はどのようでしょうか。

以上３点についてお伺いいたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　御質問にお答えします。

１点目ですが、ホームページにありますこころの体温計は、携帯電話やパソコンなどから気軽に確認できるメンタルヘルスチェックで、本人の健康状態や対人関係などのストレス度や落ち込み度を表示するもので、現在は、トップページに掲載し、スムーズにアクセスできるようになっております。

さて、こころの体温計のアクセス状況ですが、平成24年８月から導入し、24年度は２万1,386件、25年度は２万5,159件、今年度は、８月末までに8,129件のアクセスがございました。

次に、２点目ですが、認知症の簡易チェックは、インターネットで検索しますといろいろなところで行うことができ、これを利用し、認知症を早期に発見し、薬などで進行をおくらせることも可能であると考えております。今後は、先進的な自治体などを参考に、本市のホームページでも簡易チェックできるように検討してまいりたいと考えております。

次に、３点目ですが、認知症サポーター養成講座を受けられた方は昨年度までに1,000人を超え、今年度も講座受講生が100人を超えております。養成講座の講師は、キャラバン・メイトが行っており、今後も講師の派遣等を行ってまいりたいと考えております。

今後も認知症対策として、認知症サポーターの養成を行い、多くの方々に家庭や地域で認知症の方を見守っていただけるように進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　ありがとうございました。

今、こころの体温計へのアクセス数が多くあり、早期チェックができているというふうに感じました。また、認知症の簡易なチェックシート、ホームページにアップできるように検討するということでしたので、早期に対応していただくことを要望しておきます。

再質問させていただきます。

認知症サポーター養成講座受講生が1,000人以上おられるということですが、キャラバン・メイトの方はどのくらいおられるのでしょうか。また、認知症サポーター養成講座の開催は、年にどのくらい開催されていますか。認知症サポーターのフォローアップはどのように考えておられますか。

以上３点について再質問いたします。

○議長（杉山正樹君）　中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村　孝君）　再質問にお答えします。

１点目ですが、キャラバン・メイトとは、認知症サポーター養成講座の講師として活動していただく方で、県の研修を受けられ、キャラバン・メイトの資格を取得した方でございます。現在34名の方が登録されており、今年度も市の職員の参加を予定しております。

次に、２点目ですが、認知症サポーター養成講座の開催については、講座依頼のあった団体などへ随時キャラバン・メイトが出向いて講座を行っております。今年度は、３カ所で講座依頼があり、166名の方に受講していただきました。

次に、３点目ですが、認知症サポーター養成講座は、家庭や地域で認知症の方やその家族を見守り、支援していただけるように、多くの方に認知症を正しく理解し、応援者となっていただけることを目的としており、特に、講座修了後の認知症サポーターのフォローアップは、現在は行っておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　ありがとうございました。

キャラバン・メイトの方の活躍が多くあるということでございました。

認知症サポーターのフォローアップはないということでしたので、認知症サポーターの養成を、今後も推進していただくように要望しておきます。

次の質問に移ります。

３点目の凍結予防のカーブミラーについて、企画財政課長にお伺いいたします。

冬になると冷え込みが厳しくなり、カーブミラーが曇ったり、凍結して白くなり、何も見えず危険な思いをすることがあります。そこで、凍結しないカーブミラーの設置を考えてはと思います。

ＮＨＫで紹介された凍結予防のカーブミラーは、ローコストで仕組みもシンプルなものだとのことで、全国の市町村に導入が進んでいるようです。市内には安心・安全のためにカーブミラーが多く設置されていますが、設置状況はどのようでしょうか。また、凍結し、見にくくなっているものがありますが、凍結予防のカーブミラーの設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　御質問にお答えいたします。

冬季に凍結などして、見にくい箇所が市内に散在している認識はございます。また、私も、カーブミラーが交通安全上極めて有用な役割をしているということは、若いころから認識しておりまして、私自身、青年団員であったころにも、カーブミラー清掃にい

そしんでいたことを記憶しております。また、現在も市内各所で、カーブミラーの清掃をボランティアで行っていただけている市民の方々もおられ、感謝の念がたえないところでもございます。

それでも、議員御発言のように、多くのカーブミラーは、鏡面の凍結ですとか雨天時の曇り等が起き、大変見にくくなって、その機能が低下してしまうような状態があることもあり得ます。そうした中、議員御発言の凍結予防のカーブミラーにつきましては、私もその存在と、その効用の大きさについては認識しております。

ただし、当然のことながら、その原価は通常のものより高くなっておりますが、今後、交換することも含めまして、特に新規に設置する場合におきましては、改めて考慮する必要があると考えております。

今現在どのような状況かというお尋ねがございまして、今は詳細な資料を持っておりませんが、試験的に過去に取り入れられたところがありまして、私もそこを確認しておりますが、やはりきれいに映っている状態であります。ただ、何年もつかというのを今試験的に試しているところでありまして、10年以上前に設置したところ、いまだに効用を持っておりますので、十分価値があるものというふうに考えております。

ただし、こうした凍結防止の製品は、さまざまな種類のものが開発されておりますので、本市の地域の気候特性におきまして、よりコストパフォーマンスの高いものを研究し、試験的な導入もしながら、交通安全の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　尾関律子君。

○８番（尾関律子君）　ありがとうございました。

よりコストパフォーマンスの高いものを研究しということで、試験的な導入も考えて安全の向上に努めていくということでございましたので、早急に進めていただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位７番　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　それでは、議長よりお許しをいただきましたので、大きく３点、通告書に沿いながらお尋ねをいたします。

最初に、山県市の総合計画の策定について、市長並びに担当課の企画財政課長にお伺いをいたします。

山県市は、現在、平成27年度から向こう10年ほどを見越して、まちづくりを見据えて

その方向性を定める総合計画の策定中であると思います。そういう山県市が今置かれている状況、環境というものを考えてみますと、非常に厳しいものがあるのではないかというふうに思っております。

特に、先ほどから出ておりますように、人口減少問題、現在の総合計画では３万人維持というふうに描かれておりますけど、この８月１日現在の人口を見ますと、２万8,895人と２万8,000台に入ってきております。また、少子高齢化、児童数も減ってきておりますし、また、高齢化率も、国の65歳以上が４分の１というのに近づいているというふうに思います。

また、情報によりますと、国から市へおりてくる地方交付税も、定かにはなっておりませんけど、向こう10年ほどで10億円近い削減があるのではないかと、これよりも減ってくることを願っておりますけど、削減ということは間違いないのではないかというふうに思います。

また、税制の問題で、非常にかかわりの深い景気の動向も予測しがたい、難しい状況というようなことで、非常に困難で予測が難しい、こういう社会経済状況にあるというふうに踏まえる必要があると思います。

そういう中で、合併から11年、12年目ぐらいに入ってきますか、この検証も必要ですよね。総合計画に基づいてやってきたわけですから、これをいかに検証するかということも大事だと思います。また、あわせて、非常に不確定要素の多い経済社会状況の中で、今後10年を見据えてどうまちの姿を描くかという、そういう視点でいうと、非常に重要な総合計画であるというふうに言えるのではないかと思います。

そういう中で、私たち議会は、現在議会基本条例策定に向けて検討を重ねてきております。もうその最終段階に入っておりますけれども、その中で、総合計画を議会の議決事項ということで加えるという規定を想定しております。それだけ重要視しているということになります。

そういったものを踏まえて、以下の点についてお尋ねをいたします。

まず１点目は、現在までに行われてきた総合計画策定審議会、その進捗状況について、簡潔明瞭にお答えをいただきたいと思います。

２点目は、首長の考え方というか、総合計画に対する思いというものは非常に重要なものというふうに言われておりますけれども、これまでにどんなプロセスで、どのような考え、どのような考えというのは難しいかもわかりませんので、できましたらヒアリングの回数でも結構でございますけれども、そういったものを御説明いただきたいと思います。

３点目は、今年度中ということになりますと時間も余りないわけでございますけど、今後どういうような計画で推進されていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

４点目は、私たち議会は大変重要視しておりますけど、議会に対して、途中の形で、こんな冊子になったものを示していただいたって、その内容について、なかなか審議してどうのこうのといっても難しいわけでございますので、その過程の中でお考え等をお示しいただいて、私たちの議会側の考えも聞いていただけるような、そういったものを考えていらっしゃるのかどうか、以上の点についてお尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

本市も合併をいたしまして10年以上が経過して、いよいよ新たな第２ステージの幕あけとなっております。こうした中におきまして、まちづくりにおきましては、安全・安心という重要なキーワードは欠かすことができないと考えておりますが、これからは、さらに、元気で活力ある地域づくりというのも重要なキーワードにしていかなければならないと考えております。そこで、本年度を都市計画元年と位置づけまして、東海環状自動車道のインターチェンジの開通を見据えた各種の事業を推進しているところでもございます。

さて、総合計画への私の考えの反映ということでございますが、基本構想の作成に取りかかる前、本年の１月８日でございましたが、副市長を委員長とする庁内の策定委員会の場で確認いたしております。また、先ほど申し上げましたような考え方を軸にいたしまして、毎月最低１回は開催をしております、市の幹部職員による政策調整会議等におきましても、それぞれ個別に指示をいたしているところでもございます。

計画の素案づくりに先駆けて、トップインタビューをするなどの方法もございますが、これまでに私の方針を示したまちづくりビジョンですとか、内部的に示した資料等によりまして、さきの計画の検証をもとにして、これから10年ほどの計画を立てるように指示をいたしているところでもございます。

とはいいましても、基本構想の素案が固まってきた段階と、基本計画の素案ができた段階では、改めて確認をし、必要に応じて指示していきたいと考えております。

その他の現在の進捗状況ですとか今後の進め方につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　それでは、私のほうから、質問いただきました１点目、

３点目と４点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず１点目の市総合計画策定審議会での進捗状況についてでございますが、まず１回目の会議は、昨年10月７日に開催をいたしました。そして、２回目を本年の１月17日、３回目を３月26日、４回目を６月６日に開催したところでございます。

これまでの審議内容としましては、まず、一昨年に実施しましたアンケートと昨年実施しました団体のヒアリングの結果を踏まえまして、現状の課題等を御審議いただきました。そして、計画の骨にもなります計画の期間、それと、人口見通しですとか目標人口のフレーム、それから基本理念、それと目指す将来の姿などを御審議いただきつつ、基本構想の素案についても御審議いただいてきているところでございます。ただし、いずれも収束していってはおりますが、まだ完全に固まったものまでとはなっておりません。

３点目の策定までの今後のあらましについてでございますが、各課等におきましては、基本計画の素案をつくるためのワークシートの記入を完了し、現在、委託しておりますコンサルタントのほうによりまして、基本計画のたたき案を作成している段階でございます。

議員御発言のように、今年度中ということで余り期間はないのでございますが、コンサルのたたき案が提出されましたら、市長等とのすり合わせを行うと同時に、庁内各課をまたがって設置してありますプロジェクトチーム等にてよく検討し、原案の作成をし、副市長を委員長とします庁内の策定委員会での審議を経まして、策定審議会で御審議いただく予定でございます。できましたら、年内には策定審議会のほうから答申をいただきまして、年明けにはパブリックコメント等を実施しまして、来月３月の議会で御審議、または報告させていただきたいという予定を持っております。

４点目の議会からの意見聴取等につきましてですが、私どものほう、行政のほうといたしましては、一定の事項についてインフォーマルな形で意見交換をした後に、それを踏まえてパブリックコメントの実施ができないかと、現段階では考えております。

なお、議員御発言の、議会基本条例の中で、市総合計画を議決事項として規定される構想ということでございますので、その際には、どの程度の内容のものが議決案件となるのか、現時点で私は承知いたしておりませんが、こうしたことを経たものを、インフォーマルな意見交換、それとパブリックコメントを経たものを、議会のほうへ上程し、仮にこれが議決案件とならなくても、一定の形で議会のほうへは報告させていただく必要があるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　一番私が重要視している点は、地方自治法の96条２項に掲げられている議決事項、これが２年ほど前ですか、削除されてきました。その背景について私なりに勉強してみますと、この削除の背景には、首長の自由裁量度を高めたんだというようなことで説明がされておりました。

市長のほうはそれでいいわけですけど、議会のほうはどうかといいますと、市民の負託を受けて出てきて、総合計画についてはほとんど審議に加わらないということでは、やはり責任が問われると私は思います。二元代表制でございますので、やっぱりそのプロセスに市議も参画して、考え方をきちんと伝えていく。そして構成されたものが、向こう10年間ほどの総合計画になるべきだというふうに思います。そういった視点からも、議会基本条例の中できちんと規定を設けてきているわけでございます。

高山市へ先般行って、いろいろお話を聞きますと、高山市の場合は、もう既に議会基本条例ができ上がっておりますので、その規定にのっとって、作成の途中で市長に説明を求めて、そして、専門的な分野の委員会において審議をして、10の提言内容にまとめて、そして提議していると。非常に膨大な資料をいただいてきて、読んでおりますけど、非常に内容も濃いものになっております。

それだけ責任を感じて議会も動いているということでございますので、今ありましたように、期間はありませんけれども、どこかでお示しいただいて、議論したほうがいいのではないかということを思います。また担当者と御相談いただきまして、そんな機会を設けていただけたらというふうに要望して、この質問は終わります。

第２の質問をいたします。

伊自良湖周辺の整備について、市長と担当課の産業課長にお伺いをいたします。

伊自良湖に、北に面して釜ヶ谷山、700メーターぐらいの標高でございますけど、あります。ここは、明治以降にいろいろな歴史が歩まれた記録がございますけど、大きくは、ここを伊自良地域の住民が活用すると、生活に直結した資源山として活用してきたという歴史がございます。私の子供のころは、いろんな角度で鉄線が張られまして、そこへ滑車で上からどんどんとしばや割り木が落とされて、それを荷車に積んで村へ帰ってくるという光景が見られました。

しかし、エネルギー革命によってしばとかまきとかがなくなって、電気やガスにかわりまして、様相が大きく変わってきた。

その後は、老若男女が楽しむ登山の山としてにぎわってきたと思います。しかし、伊自良青少年の家の廃止に伴って、登山客も減ってきたという現状がございます。

また、キャンプ場の開設につきましては、昭和32年だったと思いますけど、伊自良に生まれて、岐阜市にお住まいになって、そして、岐阜市の真砂町あたりから選出されて、県会議員なられまして、６期務められました上野文一さん、議長もやられましたけど、この人が発案されて、あのあたりの開発をするということで始まったのがバンガローでございます。記録によりますと、たしか45年だったと思いますけれども、１万1,000人が利用したという、そういう記録も残っております。

伊自良湖につきましては、皆さん御案内のとおり、44年に農業用のため池として竣工しております。私たちの子供のころは、伊自良は雑木林が多くございまして、そして、雨が降りますと一気に伊自良川へ流れ込んで、雑木林を流れるというような光景も何度か経験しました。

農業の食料難の時代から、そういったものを何とか水田に変えられないかということで、長年の尽力によって水田ができるようになりました。しかし、それも20年ほどで、また農業構造の変化によって大きくさま変わりして、今は観光用の人工池というような形で推移してきているということが言えるのではないかというふうに思います。

私は、平成18年３月に山県市が出した都市計画マスタープランというのを出して、ずーっと読んでみましたら、そこにこう書いてありました。伊自良湖を中心にして、水と緑の触れ合い、それから、交流地域づくりを目指す。

皆さん、これを読んでどういうのをイメージされますか。私は全くイメージできない言葉だなと、単なる日本語を障子の切り張りのように張っただけではないかというふうに読みましたけれども、こういうものは、イメージできなければだめだと思いますよね。だから、政策的にも、合併以後ほとんど、新しい政策が施されたという経緯はありません。

そこで、私は、自分の提言的な内容を含めて、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず１点目は、釜ヶ谷山、あそこにはシャクナゲの群生地がございました。昭和40年の初めでございますけど、伊自良誌をつくるのでということで、岐阜市にお住まいだった桑原道衛さんという植物学者のような方がいらっしゃいまして、その方と一緒に、私、リュックサックをしょって検査したことが、探査といいますか、経験がございます。そのときは、群生地は残っておりました。頂上から少しおりてきて、右側のほうだったと記憶しておりますけれども。

その後、私は11年と12年に自然の家に勤めておりましたので、年間15回以上登っておりますけど、これがシャクナゲかなというふうに思っておりましたら、ある登山者が、こんなものセイヨウシャクナゲばっかりやと、ニホンシャクナゲはどこかへ行ってしま

ったぞという話でございました。

どこまで残っているかは定かではありませんけど、再生するとすばらしくいいのではないのかと。なぜなくなったかといいますと、乱獲ですよ。いろんな人が来て、いい花だということで持っていく、そういう情報は何回か聞いておりましたので、間違いなく、そういうものによって極めて少なくなってきた。

これを再生したら、非常にいいのではないかと、東海環状西回りが開通したら、ぜひシャクナゲを見てこようかというような話題づくりができたら、これ、もってこいじゃないかというふうに私は思っておりますが、そういったものについて、どういうふうに考えられますか。

２点目は登山道の整備でございますけど、あそこは頂上から、天気のいいときは伊勢湾が見えます。しかし、樹木が生い茂ってきまして、なかなか見にくくなっておりますし、登山道の看板も古くなっております。そういったものを整備したらどうでしょうかということが２点目。

３点目は、伊自良湖のワカサギでございますけど、11月ぐらいからぼちぼち始まりまして、２月、３月は結構、舟で釣っておみえになります。私も何回か見に行っておりますけど、休日は本当に多い日が多いんですけど、平日は少ないんです。あそこにボートが57そうございますけど、57そう全部出ていることはほとんど、少ないわけでございますけど、その原因は何かということを聞いてみますと、釣りに来た人に聞いたんですよ、本当のことは知りませんけど。賤ヶ岳の北側に余呉湖がございます。これは非常に有名なんですね、ワカサギ釣りで。そこに比べますと、伊自良湖のは小さいという話なんです。だから、みんな向こうへ行くんだよという話をされておりましたので、一度専門家の方に本当にそうなのか、生殖状況も調査して、伊自良湖、そんなことはないよということになれば、また繁殖も、ふえてくると思いますし、大きなものが釣れる。私も何回か釣りましたけど、すっと垂らすと、５匹ぐらい一遍にばっと釣れてきましたので、その楽しみというのは、ワカサギ釣りの人は非常に楽しいと言っておりますので、そういったことも研究していただいたらどうかなということを思います。

４点目はまた魚の話でございますけど、あそこはヘラブナがよく釣れたんです。私が勤務をしておるときには、あそこの周りを昼休みに回っておりますと、ヘラブナ釣りの人が結構来ていました。座っていろいろお話を聞いたこともございますけど、ヘラブナ釣りのコツは、練り餌そのものの練り方と材料にあるんだそうでございますけど、非常に楽しんで釣れます。ただし、あれは５年間ぐらいかかるんでしょうかね、大きくなるのに。水を抜きますと、全部流しますので、その辺が課題でございますけど、釣り場を

設けたり。

それから、これは伊自良の魚釣りの好きな人が言っておったんでございますけど、上野さん、あそこに橋をかけるといいよと、どんな橋でもいいからという話もございましたが、釣りのできるような状況というのは、ぜひお願いできないかなということが４点目でございます。

５点目は、遊歩道の整備でございます。あれ、国から村へ移管されまして、当然のように市へ移管されているわけでございますけど、管理地でございますので、きのうも私、歩いてきたんです。質問の前に整備されているといかんと思いまして、ずーっと歩いてきましたけど、非常に、こんな石も落ちておりますし、それから、ちょっとした公園がありますけど、ひどいさび、ひどいものですよ。とても遊歩道には適していないなと思いましたので、ぜひ、何年かかってでも結構ですので、管理地でございますので、整備をしていただきたいなというふうに思います。

最後ですけど、あそこ、草刈りを管理組合のほうでやっておってもらうわけですけど、人口減少とか老齢化で問題もあるというふうに聞いておりますが、そういったものを、中長期的で結構ですよ、今すぐということではございませんけど、今後どういうふうにしていくのかということもあわせて考えていただきたいというふうに思いますが、以上６点、お尋ねをいたします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

幾つかございますが、私に御質問いただいた点にお答えさせていただきます。

まず１点目の釜ヶ谷山のシャクナゲの群生地への再生についてでございますが、先ほどもお話にございました伊自良誌によりますと、釜ヶ谷山の頂上付近に１カ所群生しており、昭和47年度に完成した1,600メートルの林道とともに、観光地としても絶好の景勝地として脚光を浴びることとなると記載されておりました。

私も先週でございますが、この釜ヶ谷山の登山を行いまして、現況を見てまいりましたが、頂上の小屋の少し東といいますか、そちらの方向に群生地があるということでございましたけれども、確認はできませんでした。

また、この麓には、老人クラブの皆さんによりまして植栽されましたセイヨウシャクナゲと思われますが、数えますと十数本でございましたが、有刺鉄線に囲まれて保護されておりましたけれども、管理人の方にお聞きしますと、かなりのシャクナゲが、下の部分でございますが、心ない人に持ち去られたというようなお話がございました。

シャクナゲは花の女王と言われますように、花の気品ある美しさは、誰もが魅了され

ることと思います。今後、山の所有者や専門家などの意見を聞きながら、できることならば、群生地への再生について考え、検討していきたいと考えております。

次に、３点目の伊自良湖のワカサギ釣りについてでございますが、この伊自良湖のワカサギ釣りは、毎年９月の中旬に解禁となりまして、翌年の５月のゴールデンウイーク明けまで楽しむことができます。ワカサギ釣りは、伊自良湖農産物出荷直販組合と市との間で伊自良湖湖面利用施設賃貸借契約を締結いたしまして、営業されています。

この直販組合では、改善等を重ねながら、独自の方法でワカサギのふ化から釣りまで全て営んでおられます。現在のところ、何ら問題はありませんとのことでございましたが、専門家などへの協力依頼などの御相談がありましたら、積極的に対応させていただきたいと考えております。

また、ワカサギ釣りのピークを迎える12月から１月ごろには、冬の風物詩としまして各メディアでも取り上げられております。県内外から多くの釣り客が訪れ、ワカサギ釣りの名所として知られていると考えております。今後におきましても、積極的に伊自良湖のワカサギ釣り、このワカサギのメッカとして、今まで以上にＰＲをしてまいりたいと考えております。

次に４点目でございますが、現在、本市では、毎年ヘラブナを200キロ、伊自良湖へ放流しておりますが、岸からの釣り客は少なく、ボートを利用した釣り客が多いと聞いております。

御質問の釣り場ですとか橋の新設につきましては、27年度から28年度にかけまして伊自良湖の堤体の耐震工事が行われます。水抜きが行われまして、工事が進められますが、そういった状況の中で、直販組合の皆様ですとか、実際に釣りを楽しんでみえる方、来場者の方にアンケート等をとるなどしまして、そうした形での釣り場が必要なのかどうか、今後の方向性を見きわめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君）　御質問にお答えします。

２点目の登山道整備や案内看板などの新設についてですが、釜ヶ谷山の登山道につきましては、奥の院コース、竜神コース、山びこコースの３コースがあります。平成25年度より事業展開をしております名山めぐり事業により、事業開始前に比べ多くの登山者でにぎわっております。

名山めぐり事業によりまして、この釜ヶ谷と相戸岳と舟伏山の３つの山を登っていただきますと認定証を交付しておりますけれども、25年度の実績を見ますと、163人の方の

認定がございました。市内の方が19名、県内の方が130名、約８割を占めますが、県外の方が14名というところでございます。

しかしながら、登山道においては、台風や大雨などにより、登山客よりたびたび危険箇所があるなどの御指摘を受けております。適宜整備を行っておりますが、整備を継続して実施していきたいと考えております。

先ほど議員から御質問がありましたように、伊勢湾が見えましたよということですが、私も先般、市長と一緒に登山をさせていただきました。山頂の付近には、やっぱり木が生い茂って、なかなか伊勢湾のほうまで見えるような風景ではございませんでしたので、市長と話しまして、これは整備せないかんなということを思いましたので、進めていきたいと思っております。

また、案内看板の設置状況ですけれども、登山道や分岐点の看板などは、登山者への情報発信としてはとてもささやかなものですので、整備をしてまいりたいと考えております。

次に、５点目の伊自良湖周辺の遊歩道の整備についてですが、平成10年度に、県営水環境整備事業により遊歩道が整備され、伊自良湖管理組合と市との間で委託業務契約を締結し、管理をしていただいております。管理組合では、随時遊歩道の清掃や点検などを行っており、異常の有無や補修箇所等の報告をしていただいております。管理組合と相談しながら、伊自良湖畔における美しい景観づくりや、遊歩道、交流広場等の周辺施設や整備の充実を図ってまいりたいと考えています。

最後に、６点目の伊自良湖周辺の草刈りについてですが、管理組合と市との間で、これも委託業務契約を締結し、年に２回除草をしていただいております。草刈りが難しくなってきているとのお話は聞いておりません。今後も引き続き管理組合に委託してまいりたいと考えております。

なお、御相談がありましたら柔軟な対応をしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　再質問はいたしませんけど、私は、今幾つか申し上げましたんですけど、ある面ではチャンスではないかというふうに思っております。

この間も石破大臣が地方創生で、地方がこれからはアイデアを出す時代だよと。アイデアを出したところにはお金も出します、人も出しますと。アイデアも何も生まれてこんところには、お金も人も出しませんよ。また、市長がそういうところに消極的なまちは、そういう市長を選出した市民に責任があると言って、ひどいことを言っておるなと

思いましたけど。

今、お話を聞いておりますと、林市長は一生懸命やっておっていただいています。今、お聞きしますと、課長と一緒に登山までして、汗を出していただいたので、その次は知恵が出てくるだろうと思っておりますけど、やっぱりそういう取り組みのチャンスだということをまず私は思っております。

あわせて、国が６月に花卉振興法ですか、議員提案で行いまして、この９月に岐阜県は、議会提案で花卉振興条例を出すという新聞報道がされております。今、花卉振興の内容は何かというと、ちょっと勉強してみましたら、簡単に言えば、心身を癒やし、健康を増進する、それに絶好だというふうに書いてありましたので、非常にいいんじゃないんでしょうかね。

特に、今も市長がお答えいただきましたように、シャクナゲは花の女王と言われております。しかも、いいのは、あれは葉っぱが毒性を持っておりますので、鹿が食べたりはしません。そういう意味で、上手に管理すれば自然に育っていきますので、そういった花をめでるということになれば、非常にいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ知恵を出して、よろしくお願いをしたいと思います。

３点目の質問に移らせていただきます。

３点目は、小中学校の空調設備設置と、それから、通学路で結構なんですけど、道路整備という観点でお尋ねをいたします。

新聞報道なんですけど、各務原市は、来年度から小中学校にクーラー設置を計画的に進めるということが載っておりました。

ある市民が、上野さん、岐阜市の学校の近くの道路はカラー舗装になっておるよということを言われましたので、私、びっくりして見に行きましたら、通学路の十字路がカラー舗装になって、白線もきちんとして、非常に変わってきました。私の勤めていたところへ行ったらびっくりしましたけどね。非常に安全に配慮していいなと思いました。

こういうことを耳にしますと、本市と、このままであると格差が出てくるというふうに思います。子育て支援という広い立場から考えましても、やっぱりきめ細かな施策というのが必要になるのではないかというふうに思います。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

第１点は、空調設備、金が要ると思いますけど、計画的にやっていただけないかなということでございます。地球温暖化で平均気温は２度ぐらい上がっているということでございますし、既にもう６月ぐらいから夏日がやってくるというようなことで、非常に夏日も多くて、夏の期間が長くなっている。

そういう中で熱中症を心配して、小学校では運動会を、９月のものを５月に実施しているところも出てきております。しかし、１年生の子にとって、入学したらすぐに運動会の練習というのは、これもなかなか大変なことがございます。また、学習も、そういった夏日の多い中で快適な環境でやるということからいっても、これはぜひ必要なのではないかなというふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか。

２点目は、先ほど申し上げましたように、学校の近くの通学路ですよ、通学路の十字路あたりはカラー舗装になっておりますので、ぜひこれも順次やっていただいたらと思います。学校は管理下の責任者でございますので、管理責任がございます。当然、学校に管理責任があれば市の責任もあるわけでございますので、通学路については、安全なことが非常に重要になってくると思います。どういうふうに考えられておりますか。

それから、３点目は、同じ通学路関係でございますけど、路側帯の白い線が非常にわかりにくくなっておりますし、消えているところもございます。ああいったところ、白い線で引きますと、運転者にとっては非常にいいんだそうですよ、安全という面で。

ある市は全部引き直したという報道もされておりますが、私もずっと見ていきますと、県道などはまだ引かれていないところがあります。しかし、県道から学校へ向かっては、白い線できちんと引いてあります。何でしたら、方県小学校などを見ていただくとよくわかりますよ。

網代小学校を見てまいりましたが、網代小学校の周りの通路というのは非常に広いものですから、そこは引いてありません。しかし、そこから一歩入った細い道を白線でびゅーっと引いてあります。そのぐらい、やっぱりやろうと思えば計画的にできるのではないかと思いますので、その辺の考え方についてお聞きをいたします。

市長にお伺いします。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目の、小中学校の空調設備の整備につきましては、平成23年度までに市内の全小中学校の普通教室ごとに、各３台の扇風機の設置が完了しております。また、ランチルーム及びパソコン教室、図書室には、エアコンの設置が完了しております。

普通教室へのエアコンの設置も検討を開始していますが、現在、学校施設の安全性、防災機能の充実を最優先事項として取り組み、施設の耐震化を平成24年度に完了いたしました。また、学校施設は、災害時には地域住民の避難場所となることから、和式トイレから洋式トイレへの改修並びに多目的トイレの整備を順次進めているところでございます。

エアコンの設置が、近年の猛暑対策、熱中症対策の有効な方法の１つであることは認識しておりますが、市内小中学校の普通教室約200室全てに設置をいたしますには、現在の国庫補助制度を活用いたしましても、数億円の予算が必要となります。設置の方法にも、従来型の直接施工方式やリース方式等があり、かかる経費も差がございますので、電気代や修繕費等のランニングコストを含め、他の自治体のエアコンの設置の先行事例をもとに、本市の財政状況とも勘案しながら、最も適切な設置時期、設置方法を調査していく必要があると認識いたしております。

次に、２点目の学校周辺の通学路にある横断歩道のカラー舗装化につきましては、学校周辺の交差点は、登下校時に児童・生徒が集中することから安全対策を講ずる要素は高いものと認識しております。

議員御指摘の横断歩道部分のカラー舗装化につきましては、通行する車両への安全の喚起と歩行者の安全な横断を確保するために非常に有効な対策でありますので、今後におきましては、横断歩道を管轄する山県警察署との協議を行いまして、実施に向けた検討を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の通学路における路側帯の白線についてでございますが、路側線の維持管理は、市内全域の市道における路側線の状況を確認した上で、白線の引き直しなどの対応を例年実施しておりまして、本年度につきましても、延長４キロメートルについて施工いたします。

議員御指摘のとおり、道路の路側線は歩行者と通行車両の通行を区分することから、児童・生徒に限らず、道路を通行する全ての歩行者及び車両の運転者に安心感を与えるものであり、夜間や降雨時など通行の視認性が低い場合におきましても、安全な通行の確保には非常に有効な存在であることから、学校周辺の通学路も含め、市道の路側線の現状を早期に把握した上で、対応してまいりたいと考えております。

なお、本市における通学路の安全対策につきましては、教育委員会、警察署、道路管理者などの関係機関が連携した通学路の緊急合同点検を実施するなど、安全対策について協議を行ってきており、ことしの７月には、通学路の安全確保について関係機関で組織的かつ継続的に取り組むための通学路安全推進会議が組織され、同会議による山県市通学路交通安全プログラムが策定されております。

今後におきましては、このプログラムに基づいた通学路の安全確保と対策後の効果、改善などについて継続的に検討、検証を行うことにより、通学路の安全性の向上を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　上野欣也君。

○４番（上野欣也君）　質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で３時25分から再開をしたいと思います。

午後３時11分休憩

午後３時25分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位８番　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、通告したように、一般質問を行います。

３つの問題についてお尋ねしますけれども、まず最初に、市の入札制度改革と課題、今後について、市長と企画財政課長にお尋ねします。

市は、昨年、2013年の秋に入札制度を改めました。ことしになって、公共下水道事業関係において弊害とも受けとめられる状況も生じたので、現状の整理と方向性の見きわめが重要だと考えます。このときに、透明性、競争性、業者育成などの観点も必要です。

まず、入札担当の企画財政課長にお尋ねします。

１つ目ですが、2013年秋の入札制度を改めた趣旨、目的、主たる変更点はどのようでしょうか。

２つ目ですけど、本年度の公共下水道事業に伴う仮設管布設工事、同じく、配水管布設がえ工事において、指名業者が前年度と大きく変わりました。その趣旨と内容はどのようだったでしょうか。

３つ目ですが、発生した問題点の例として挙げますけれども、仮設管布設・配水管布設がえ工事では、入札不調が相次ぎ、全体の工事の進捗に支障が出かねないと懸念されました。入札不調は、どのような対応だったのでしょうか。その原因をどう考察し、推測し、同種のことが生じないように、今後の対応をどう考えるのでしょうか。

水道などは、24時間、市民の生活に不可欠なインフラであり、水道の短期的断水にも、災害時の復旧にも、業者の速やかな協力が欠かせません。水道の特殊性として、遠方の業者では、速やかに地域密着の対応を期待することは困難であるという点があります。緊急時のことを考えれば、業者の育成や維持は重要です。今回の入札不調の連続からして、どのような発注の仕方や入札制度が望ましいと考えるのでしょうか。今後はどうしますか。

５つ目として、市民生活の日々の利害に直結することなので、市長にお尋ねします。

市民の病気やけがなど緊急時のために、地域の医療機関は当番医的なシステムをつくり、行政も積極的に公表して、医療機関の負担軽減や市民の緊急対応をこなしています。同様にして、水道管の破断などの緊急事故の速やかかつ合理的な対応のために、市内の業者らはずっと以前から、当番業者の一覧表をつくり、市に提出。市はこれを利用して速やかな復旧を図ってきました。

市民にも速やかな復旧はありがたいことです。しかし、この当番業者の一覧表があるにもかかわらず、本年度は、市はあえて利用していません。どのような意図で利用せず、結果としてどのようなメリット、デメリットが生じているのでしょうか。今後はどうするのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　１点目の、昨年秋の制度改正の趣旨等の御質問にまずお答えいたします。

市税を効果的に使わせていただくためには、同じ公共工事であれば、その発注額は安いにこしたことはないものとも言えます。しかし、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加えまして、公正な取引秩序をゆがめ、建設業等の健全な発達を阻害するおそれがあることから、国のほうからは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルという算定方式にて運用するよう求められてきているところでございます。

そこで、本市におきましても、ダンピングによる品質低下を防ぐとともに、中長期的に市内業者の体力減衰を防ぐべく、基本的には、国の運用に準拠した制度を導入したものでございます。

具体的な変更内容につきましては、１つは、予定価格が3,000万円未満の、いわゆる土木系５工事につきまして、最低制限価格を下回るものについては失格とすること、そして、２つ目は低入札価格調査制度におきまして、調査することなく失格とする基準額を設けたというところが変更点でございます。このことによりまして、契約内容に適合した履行がなされないおそれがある者を適切に排除することにより、制度の実効ある運用を確保しようとしたものでございます。

２点目の、公共下水道事業に伴う仮設管布設工事、そして配水管布設がえ工事につきましては、まず、金額による等級格付を区分する発注標準というものがございまして、これは変更いたしておりません。

ただ、発注の方法としまして、昨年度は、仮設管と本管を別々に発注していたものを、今年度は工事の効率性というのを考えまして、一括発注したという違いがございます。このことによりまして、前年度よりも発注する金額が大きくなり、本年度は昨年度よりも客観点数が高い業者を指名したという点が異なっております。

次に、３点目の入札不調につきましては、公共工事の入札において、不調、もしくは不落というものが全国的には急増しており、その理由は、一般的には、労務・資材費の高騰による予定価格と実勢価格の乖離ですとか技術者の不足などと言われております。

本市におきましては、本年６月24日に執行した入札で２件の工事が不調となり、指名業者を入れかえて、同年７月23日に再度執行した入札におきましても、そのうち１件がまた再び不調となりました。最終的には、この１件につきましては設計書を組みかえ、３度目となる入札を８月27日に実施し、現在は契約することができております。

この原因につきまして、詳細には分析いたしておりませんが、６月24日の１回目の不調は、指名業者が比較的評点の高い業者であったことを鑑みれば、全国的に言われている予定価格と実勢価格との乖離によるものかとも考えられます。逆に、２回目の不調につきましては、入れかえた業者が入れかえ前の業者よりも評点の低い業者であったことを鑑みますと、技術者の不足が原因であったかと考えられます。

そこで、今後につきましては、１つは、なるべく多くの業者が参加できるよう、また、市内業者が参加できるよう発注の規模を小規模化すること、そして、もう一つは、予定価格と実勢価格との乖離のないよう、なるべく設計単価を最新のものにしていくことなどが考えられます。

ただ、発注規模を小規模化いたしますと、割高になってしまうということもありますので、今後はこうしたことも視野に入れて、発注担当課とよく協議し、適正な契約事務に努めてまいりたいと考えております。

４点目の今後の望ましい入札制度についてでございますが、まず、議員御発言の市内または近郊業者の育成や維持が重要であるとの御認識には、私も全く同感であります。特に市内業者におきましては、例年、市総合防災訓練においても御協力をいただいておりまして、山県市力を高めようとする上でも重要な点だと認識いたしております。

そうしたことも踏まえまして、今後どのようにしていくかということに関しましては、中長期的な視点を考慮に入れ、発注担当課とともに、上下水道の、これを例えば分離して発注する等の考え方ですとか、設計書の組み方、また、先ほど申し上げましたように、適正な発注規模等を発注担当課のほうとよく協議しまして、適切な入札契約事務に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　続きまして、５点目の水道の当番業者のあり方についての御質問には、私からお答えをさせていただきます。

お盆ですとか年末年始の休日当番表は、その都度、提出していただくよう山県市管工事組合に依頼して提出していただき、緊急時の体制を整えております。また、通常の緊急修理におきましても、月ごとに緊急修理当番表の提出をいただいて、有効に活用させていただいておりました。

前年度までは、日がわりでの担当業者の当番表でございましたが、今年度からは、より一層早期に復旧をするため、地区割り表を提出していただき、緊急時の体制を整えているところでもございます。

こうした当番業者の一覧表は、現に活用させていただいており、今後も引き続き活用させていただく所存でございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　企画財政課長に再質問いたしますけれども、先ほどは下水道とか水道の関係についてお尋ねしたわけですけど、入札制度は全般の改革がされたということで、先ほど具体的に挙げた水道以外の市の他の公共工事における入札において、何か担当課として問題点の認識、あるいは、関係者からの指摘とか、そういったことについては、いかが認識されていますか。

そのあたりがないと、全体の改革をどう進めるかというところが見えてこないので、そこについての認識をお聞きしたい。そして、そこが出てくれば、対応もイメージされていると思うので、そのあたりをお伺いします。

○議長（杉山正樹君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　昨年秋に、低入札制度、最低制限価格制度を設けました。

ただ、工事におきまして、工種によって問題がさまざまだと思います。

私は、建設工事と今の下水道等については、着眼点が違うと思っています。特に、これは主観になりまして、私の推測部分もありますが、水道においては、上水道と下水道を同時にやることによる弊害というのもありまして､そこらが問題であったというのは、改めて今回、庁内でも十分議論しており、来年度に向けて、方法を十分検討いたしておるところでございますが。

特に舗装ですとか、舗装は一時期、市民の方にも大変御迷惑をおかけしましたが、舗装の方法につきまして、今回、粗悪な工事を排除するんだということで、ともすれば、価格競争によりまして粗悪な工事をつくる要因を招きかねないということで、昨年度は、最低制限価格で余りにも市場価格と乖離しているものについては排除するという方法を、思い切って市長の英断のもとに取り入れたものであります。

それでも、実は今年度になりましてからでも、低入札価格の調査制度にひっかかる案件がありました。

そこで、業者さんを呼びまして、ヒアリングを行ったところでございますが、特に市としては、税金をより有効に使うために厳しい検査体制でやるので、業者のほうも適切な工事をしていただく、品質確保に十分努めていただきたいということを担当課とともに指導したところであります。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に再々質問したいところですが、時間の制限が厳しいということを言われていますので、ちょっと長目の次の質問に移ります。

２問目ですが、市の選挙で、山県市の委員や補助団体を利用してよいのかという観点で市長にお尋ねします。

山県市の商工会は、市の多額の補助金を受けています。商工会法という法律は、第５条の２項で、「商工会でない者は、商工会という名称を用いてはならない。」とし、第６条の第３項で、「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」としています。

ところで、林市長の市長選挙のための政治活動用の文書に、商工会長○○と、第三者が見れば、応援、支援の意味でとれるよう記されていました。

市民、有権者の誰から見ても、当然、林氏と商工会の両者の一体感を示していると受け取れます。この林氏の当初の政治活動用の文書を見て、適正さに疑問を持った市民の方が県の選挙管理委員会に、市の補助金を受けている団体の会長が特定候補を推してよいのかとの趣旨で質問をしたところ、極めてまずいことという旨の回答があったと聞いています。

さらに、商工会の代表や役員は、そのポストゆえに、市の審議会や会議などの多くの役職の任命を受けており、市政の具体的な部分に深いかかわりを持っています。山県市総合計画審議会委員など、その典型です。

ところで、林市長が総務部長だったとき、当時の市長が議会に提案して可決、成立し

た山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例は、第３条、政治倫理基準等の第１項６号において、市から委託され、または補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならないとしています。

そこで、順次お尋ねします。

まず１番目ですが、平成22年度、前の選挙のころから26年度の市から商工会への商工会への補助金の総額及び使途の概要はどのようだったでしょうか。

２番目ですけど、総合計画審議会について見れば、商工会長は、市の条例で定める非常勤の職員として報酬も得ている立場です。その会長名を使ったから、公職選挙法で禁止する地位利用との関係も生じてきます。

市の各種委員である商工会長○○として、選挙もしくは事前の政治活動での支援を受けたことは、倫理上の問題、道義的な問題があるのではないでしょうか。

３つ目ですが、山県市の倫理条例は、合併前の旧高富町の条例とほぼ同一です。

高富町議会2001年、平成13年３月の定例会における一般質問で、私は、高富町倫理条例第３条６号は、町から委託または補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならないとしている。町内の自治会はこの団体に当たるか、ほかにはどのような団体があるかと質問しました。

これに対する選挙管理委員会の事務責任者である総務課長の答弁は次のとおりです。

倫理条例に関し、政治家の行為の相手方として自治会はこれに当たる。議員及び町長等は、自己の利益のために不正な方法で自治会を利用してはいけない。ほかには、一般的には補助金についての裁量権の余地があり、地位利用することができるような相手方が対象となるもので、老人会や商工会などがあると考えられるという答弁でした。

市長は、選挙もしくは事前の政治活動において、商工会長○○、あるいは前商工会長○○などの肩書で支援を受けたことの倫理上の問題､道義的な問題があることについて、どのように考えておられるのでしょうか。

４つ目ですが、市長として、政治倫理条例が直接適用される身分です。商工会及び他の市の各種団体を利用することは条例に抵触し、市民が公正さを疑えば、速やかな市民の審査請求権、条例の第５条の行使が想定されます。そのようなことがあったらどう対処するのでしょうか。それとも、審査を請求されてよいと答えるのでしょうか。

最後に、５つ目ですけど、今後どうするのでしょうか。１つは、商工会の補助金をやめ、かつ市の委員を任命しない、もしくは政治的に利用しないか、いずれでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目の、市から山県市商工会への補助金額の決算額は、平成22年度は2,650万円、23年度は前年度と同額の2,650万円、24年度は550万円減額し2,100万円、25年度は前年度と同額の2,100万円でございます。平成26年度は、山県市商工会合併10周年記念事業の補助金として100万円増額いたしましたので、2,200万円の予算額でございます。また、商工会への補助金の５年間の総額見込みは１億1,700万円になります。

次に、使途の概要についてでございますが、平成25年度を例に挙げますと、経営指導員・補助員設置に要する費用などの人件費や経営改善普及事業費が約1,000万円、地域振興、商業振興、工業振興などの地域総合振興事業費が約400万円、会館の維持や各種負担金などの管理事業費が約700万円となっております。

次に、御質問の２点目と３点目でございますが、まず、さきの市長選挙で地元の経済界の方々から支援をいただきましたのは、商工会ではなく、岐阜県商工政治連盟でありました。これは、私から支援をお願いした経緯もございませんし、私の掲げた施策に対する賛同の趣旨から、自発的に支援をいただいたものと考えております。このことは、本市商工会にもお尋ねいたしましたが、商工会としては、商工会法の規定に基づき、選挙運動へのかかわりは行っていないとの回答でございました。

さて、議員お尋ねの地位利用でございますが、公職選挙法第136条の２第１項に、次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙をすることができないとあり、ここでいいます地位を利用してとは、その公務員としての地位にあるがために、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力、または便益を利用する意味でありまして、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合をいうとされております。

議員は、本市審議会委員である商工会長が商工会長名で選挙運動を行うのは、公職選挙法に抵触するのではとの御指摘でございますが、公務員の地位利用による選挙運動等の規則について、自治省局議決定の通知によりますと、推薦状に単に職名、何々大臣ですとか、何々県知事を通常の方法で記載し、演説会において単に職名を名乗ることは、直ちに地位利用とはならない。一般社交場の礼儀として地位を記載し、名乗る場合には、これに該当しないとともに、単に社会的地位の高さ、名声を示すために公的地位の名称を使用することがあっても、地位利用とは言いがたいとあります。

こうした考え方を踏襲しますと、商工会の会長名の使用は、社会的地位もしくは公的地位としての名称使用であり、また、個人としての支援の意思表示だとも推察され、私は、公職選挙法に規定される地位利用に当たるとは考えておりません。当然、商工会への補助金等の交付等について、選挙期間中に、私から商工会関係者にお話をした事実は

全くございません。

また、そもそも地位利用の地位とは、公務員たる本市審議会等委員としての地位であり、商工会長という地位とは異なるものと推察されますし、商工会長は、公職選挙法で選挙運動等を禁止される地方公共団体の公務員には該当しないものと考えております。私は、商工会への補助金の交付実績等を見ても御理解いただけるかと思いますが、自己の利益のために不正な方法で利用したことはございませんので、本市条例に規定される倫理上、また道義的に問題があるとは考えておりません。

次に、４点目の山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第５条の規定は、市民の皆さんの権利であることから、条例に従っていただければよろしいかと考えております。

最後に、５点目の御質問ですが、例えば商工会は本市の商工業発展のために一翼を担う業務を実施されておりますので、このような業務を続けられる限り、その支援に努めてまいりたいと考えておりますし、本市の各種審議会等への委員として、商工会長からその見識を生かした助言をいただくことは、私の政治信条でもあります対話と共感による地域づくりには欠かせないものと考えております。今後も御意見等をいただきながら、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に再質問しますけど、まず、欠かせないという立場の人だということですが、それはそれでいいんですが、そういう人をみずからの政治的なときに利用することがどうかということが今回の質問の大きな趣旨でありまして、市長の答弁の１つ、それは国の見解があって、大臣や知事が肩書を使うことぐらいはというのはありますよ。それは政治家だからそうなのね。それが商工会法に規定される商工会長という肩書をつけて、誰々さんとつけたときには、意味が違うんですよね。市長のその解釈は、私は全くおかしいと思うし、それから、個人としても、手伝ってもらえるならということでしたけど、そうではない。

そこは市長との見解の相違をこれ以上ここで議論する時間はないので、もし今度、そういう使われる文書があった場合は、公選法違反ということも、他の法律違反も含めて告発しますよ。そこで決着をつけましょうね、この見解の相違を言っても仕方がないから。

ということで、お聞きしたいんですが、市長は12月議会で立候補表明するという風の便りも私は聞いていますけれども、今後、商工会との関係を。補助金はいいですよ、私

も。でも、政治的に利用すべきではないというふうに考えますが、どういうふうに考えるか、改めて簡潔にお答えいただきたいということ。いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　再質問にお答えをいたします。

商工会の関係ということでございますが、私が先ほど答弁させていただいたとおりでございまして、そのことと、もう一つ、先ほどの寺町議員の御質問にございましたように、林氏の市長選挙のために政治活動の文書に商工会長○○と、第三者が見れば、応援、支援の意味でとれるよう記載されているということでございますが、私もそういったことは認識しておりまして、内容につきまして私の発した書面等を確認しましたが、そういうものはございませんでした。

ただ、選挙といいますのは、私の意思にかかわらず、いろんな形でいろんな人が支援していただく段階で、そういう過程の中に、そういったものが実際にあったとしたならば、今後どうなるかわかりませんが、私に限らず、皆様も選挙される方の認識として持っていただきたいということもありますし、そして、具体的に記されているということを言ってみえるわけですから、そういったものをお示しいただければ、同じような轍を踏まないようにしたいとも考えておりますので、反問ということはございませんが、そういった具体的に指摘をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　市長に再々質問しますけど、私も実はそれを持ってこようと思ったんですが、持っている人が長期出張で連絡がとれずにということで、また改めてにします。申しわけないけど。

再々質問ですけど、今回、私がこの２回目にお聞きしているのは、市長として、政治家としての倫理はどうかというところにあることは、十分わかっていただいていると思います。

私は、１つその関係でお聞きしたいんですが、市長は市長選の前、2012年の12月、ここの総務部長を退職されて、１月に立候補表明された。そのときに、市役所で立候補表明されました。一市民であるのに、市役所で立候補表明するということは、これは公私混同も甚だしいと私には映るんですが、当時一市民であった林さんが市役所で立候補表明するということを、あなたはどう考えられますか。今だったら市長だから、議場でやろうと、市長室でやろうと、それは通るんだろうけど、一市民のときに市役所で立候補表明することの倫理上の問題、いかがですか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　私がこの市役所で、具体的にどこで表明しましたか。

〔「新聞記事には、市役所で前日行ったという記事がありますが」と呼ぶ者あり〕

○市長（林　宏優君）　よく覚えておりませんけれども、今後におきましては、そういったことにつきましては十分留意をして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　新聞記事がありますけど、これもきょう、持ってきていないんですけど、覚えていないということはともかく、時間ですので、次に行きます。

最後の３問目ですけど、情報公開の基本姿勢と推進についてということで、市長と総務課長にお聞きします。

山県市の情報公開条例は、第１条の目的で、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市民の知る権利を尊重し、かつ、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとされています。

一般に、ある人が情報公開請求しようとするときは、今、このことに関する市の情報を知りたいと思うときであって、それは、いつになってもよいからというケースは極めて少ないものです。今知りたい、そういう特徴があるのが情報公開制度です。

現在、全国のほぼ全ての市町村に情報公開条例があります。しかし、制度はつくったものの、情報公開に後ろ向きな自治体は、条例に14日以内に公開と定めてあるから、14日で公開すればいいという雰囲気が強いものです。それに対して、前向きな自治体は、できるだけ速やかに文書を検索し、公開するように努力しています。

まず、総務課長にお尋ねします。

山県市の公開決定までの日数についての、市の基本姿勢はどのようでしょうか。直近３年度の実績のうち、公開請求の総件数、公開決定までの日数の分布はどのようでしょうか。その日数の実態についてどのように解釈しますか。

２つ目ですけど、非公開の場合の理由の書き方、これを理由付記というんですけれども、これはとても重要です。現在の市の理由の書き方は、山県市情報公開条例第５条第２号に該当、理由、法人に関する情報であるためとか、山県市情報公開条例第５条第４号に該当、理由、審議、検討に関する情報であるため等と極めて簡略です。

これは、理由の付記なきは違法との大原則を示した最高裁判決、平成４年（行ツ）48号、平成４年12月10日最高裁第一小法廷判決ですが、これに照らせば、付記すべき理由の程度が足らず、この記載方法だけでも限りなく違法な処分だと私は考えます。市は、取り消し訴訟を提起されても勝てると考えているのでしょうか、見解はいかがですか。

３つ目ですけれども、非公開、部分公開処分にする場合の決定通知書の理由の記載については、ボーン・インデックス、つまり、非開示とした情報の内容について、その情報の表題、記載された事項の項目及び不開示とした理由について、分類、整理することとされていますけど、これに準じた表示方法を取り入れるべきではないでしょうか。

情報非公開訴訟を多数経験することになった岐阜県では、これに類するとも言える記載方法がずっと以前から試みられています。市は今後、取り入れる考えはあるのでしょうか。

４つ目として、市長にお尋ねしますけれども、市民団体が行う情報公開度のランキングでは、山県市は岐阜県内の市では上位を維持しています。しかし、議会のテレビやインターネット等を通じての情報公開度は県内で最低ランクであり、山県市全体としての順位のマイナス要因になっています。山県市議会は、2013年度途中から本会議の一部をテレビ放送するようになったので、その調査に照らせば１点だけふえますが、これでは大勢に影響はありません。

議会ではさまざまな改革が検討されています。そのうち、テレビやインターネット等を通じての議会の情報公開度を高めるには、相応の設備や機材費、改修費などが不可欠です。とはいえ、議会は独自の予算を持たないので、市長の予算の配当を受けるしかありません。

議会がどのような公開方法を進めていくかは議会の議論の結果であるのは当然として、そもそも市長としては､議会から求められたら予算をきちっと配当する意思はあるのか、それとも、抑制的、減額方向に対応するつもりなのか、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　御質問にお答えをいたします。

１点目の市の公開決定に要する日数の実績と市の基本姿勢についてですが、平成23年度から25年度における開示請求の総件数は67件で、請求から開示決定までの平均日数は9.7日でした。

本市としましては、山県市情報公開条例第10条では、開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないと定めていることから、その期限となる14日目で公開すればいいとの考えはなく、同条例第１条に規定される目的を踏まえ、できる限り早く開示決定できるように努力しております。

なお、３年間の実績を見ますと、開示請求を受理した日の当日や翌日に開示決定をしたケースも幾つかございました。

また、開示請求の内容によっては、開示文書が大量に存在する場合、該当文書が多く

の担当課にまたがる場合及び不開示部分の検討に時間を要する場合等には開示決定までの日数を要するのが実情ですが、今後も早期の開示決定に努めてまいります。

次に、２点目の非開示決定の理由付記の程度及び３点目の文書公開決定通知書における非開示部分の記載方法について、関連しますので一括してお答えをしたいと思います。

本市が文書開示決定通知書に記載をしております文書の全部を開示しない原因については、先ほど議員の御質問文の中にもございましたように、例えば、山県市情報公開条例第５条第１項第１号に該当。理由として、個人に関する情報であるためと記載をさせていただいております。

根拠条文と請求者が特定できる不開示理由を記載しておりますので、これをもって直ちに違法性があるとは考えておりませんが、市民の知る権利を尊重し、かつ市の保有する情報の透明性を担保しつつ、請求者にその根拠条文に該当することの根拠をより明確に示すことが、市政に対する理解と信頼を深め、市民の皆様への説明責任を果たすことにつながるものであるとの認識を持っております。

具体には、先ほどの事例では、根拠理由を個人に関する情報であるためと記載するのではなく、どの情報が個人情報に該当するのかいった点につきましても補足、追記することで、開示請求者に対してその根拠をより明確に示すことができるものと考えております。

このため、非開示部分の理由記載の分類、整理につきましても、先ほどお話ししました早期開示決定と情報公開制度の趣旨を踏まえまして、岐阜県や他自治体の記載方法等を研究し、より具体的な理由付記の記載方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

４点目の本市議会の情報公開に関する予算措置についてでございますが、これは、現在の地方自治制度が二元代表制をとる中、地方自治法の規定により、市議会に予算の編成権がない中で予算執行に伴う政策の提案ができるのかとの趣旨の御質問であるとの認識に基づき、お答えしたいと思います。

本市議会の運営に関する改革につきましては、議会改革特別委員会でさまざまな改革案が検討されているところだとお聞きしております。その改革の一環として、昨年の９月議会の定例会よりＣＣＮにて、この議会のテレビ放映を開始されることが決まり、現在放映されているところでございます。

私といたしましては、議会改革特別委員会の議を経た議会の御意思を尊重し、その取り組みに必要な予算措置を行ってきたところでもあります。今後におきましても、予算執行を伴う政策の御提案をいただいた場合は、予算編成作業を通じた事前協議をさせていただきながら、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、総務課長に再質問いたしますけれども、まず、先ほど平均が9.7日という数字を出していただきまして、ありがとうございます。

私、いろんな自治体を見てきて、先ほど言った14日ぐらいのところがそれなりにある。それから、早いところは数日というところもあって、山県市はその中間かなという認識を受けました。

それで、今後については、もちろんいろんな日常の職務もあるんでしょうけど、やっぱりもっと早い自治体があるということは、姿勢次第でできるということなので、さらに速やかにするように努力してほしいと、9.7を下げていくという意味の速やかにというふうですが、その点の御決意はいかがということ。

もう一点ですけど、今後、非公開理由の書き方、それから分類の仕方も含めて、県とか他の自治体を含めて検討ということでしたが、検討という回答というのは、１つ間違えば、１年たっても２年たってもということになりがちなのが一般の行政です。

そこで、情報公開については、先ほど申し上げたように、私は処分の適法性としてかなり微妙であろうと、そういうふうに思っています。そういうことも含めて、市民のためにも、できるだけ早く現状の方法を変えてほしいということを願うわけですが、検討するということではなくて、いつごろから実施できるめどを持ってするのか、その２点についてお答えください。

○議長（杉山正樹君）　関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君）　再質問にお答えをいたします。

１点目の決意はということでございます。先ほども申し上げましたように、制度の趣旨を踏まえまして、関係課の協力も、これは必要になってまいります。私どもとしては、迅速に文書特定、それから文書の抽出、それから非開示決定をする場合は迅速な意思決定をしてまいるということは、引き続き努めてまいりたいと思っております。

２点目の、検討だけではなくて、具体的にいつからなんだという御質問でございますけれども、これはできるだけ早くというふうには考えておりますが、１つの区切りとしては来年度からというのはございますけれども、先ほど言いましたように、まず、調査

をしてみて、ある程度整理ができた段階で導入はしてまいりたいと思っております。できるだけ早く対応はしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　寺町知正君。

○７番(寺町知正君)　できるだけ迅速にということを実地でお願いしたいということと、いつからということについては、いろんな検討も含めてできるだけ早くが、来年４月、年度がわりかなという答えにはびっくりしました。

もっと早くできるはずですよ。他の自治体は実際やっているから、処分決定通知書を見せてもらえればできるわけですよ。今、電磁データの交換でも、すぐ同じような様式もできます。だから、説明がきちっとできていそうなところを、例えば岐阜県とか、そういうところを見てくればできるわけですよ。今から半年なんて言わずに、考えていただきたいと思ってお聞きしましたので。

再々質問は市長にお願いしますけれども、情報公開ということで、市にとって一番大事な部分なんですよね。市民からも、本当に必要なときにはいつも知りたいよという、これは山県市は市民が、県に対しては県民がですが。

私も県や市にいろんな情報公開をして、過去にも県に請求して、実はそれを、ちょっと文章を書きかえていますがというのが入ってくるんですね、内部告発的に。市でもそういったことがありました。

僕は、市長として全ての職員にきちっと徹底してほしいんですが、公開請求を受けたら、きちっと、あるものは全部出しなさいと。もちろん非開示理由が相当すれば、その部分はともかく、文書自体はきちっと請求のテーブルにのせて、見せる。そういうことを市長としてきちっと徹底して、職員に通達、周知してほしいという思いを常々持っています。

というのは、先ほど言ったように、県でも市でも過去に実際、いや、全部じゃないんですよとか、書きかえますよという話が入ってくるので、やっぱり請求している全てじゃないという思いを持たなきゃいけない、これは非常に条例が満たされていない。そういうことで、市長のきちっとした指導をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山正樹君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　当然なことと考えておりまして、そういったことが山県市ではないと思いますが、徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君）　以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（杉山正樹君）　これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了しましたので、９月22日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。したがって、９月22日は休会とすることに決定いたしました。

24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後４時09分散会

平成26年９月24日

山県市議会定例会会議録

（第　４　号）

平成２６年第３回

山県市議会定例会会議録

第４号　９月２４日（水曜日）

○議事日程　　第４号　平成２６年９月２４日

日程第１　常任委員会委員長報告

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第２号)
議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）
議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第70号　市道路線の認定について
議第71号　市道路線の変更について

日程第２　委員長報告に対する質疑
議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について
議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について
議第49号　山県市農業集落排水基金条例について
議第50号　山県市公共下水道基金条例について
議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について
議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例につい

て

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第３　討　　論

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第４　採　　決

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第５　発議第２号　軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について

日程第６　質　　疑

日程第７　討　　論

日程第８　採　　決

日程第９　発議第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について

日程第10　質　　疑

日程第11　討　　論

日程第12　採　　決

日程第13　議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員会委員長報告

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）
議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第70号　市道路線の認定について
議第71号　市道路線の変更について

日程第２　委員長報告に対する質疑
議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について
議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について
議第49号　山県市農業集落排水基金条例について
議第50号　山県市公共下水道基金条例について
議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について
議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例につい

て

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第３　討　　論

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第４　採　　決

議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について

議第50号　山県市公共下水道基金条例について

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第70号　市道路線の認定について

議第71号　市道路線の変更について

日程第５　発議第２号　軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について

日程第６　質　　疑

日程第７　討　　論

日程第８　採　　決

日程第９　発議第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について

日程第10　質　　疑

日程第11　討　　論

日程第12　採　　決

日程第13　議員の派遣について

○出席議員（１３名）

１番	恩田佳幸君	２番	山崎　通君
３番	吉田茂広君	４番	上野欣也君
５番	石神　真君	６番	杉山正樹君
７番	寺町知正君	８番	尾関律子君
９番	横山哲夫君	１０番	武藤孝成君
１１番	藤根圓六君	１２番	影山春男君
１３番	村瀬伊織君		

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市　長	林　宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	森田正男君	総務課長	関谷英治君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	奥田英彦君
市民環境課長	林　早笑君	福祉課長	江口弘幸君
健康介護課長	中村　孝君	産業課長	谷村勝美君
建設課長	長野　裕君	水道課長	大西敏彦君
会計管理者	遠山治彦君	消防長	横山　智君
学校教育課長	渡辺千俊君	生涯学習課長	佐村光仁君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書　記	林　強臣
書　記	大野幹根		

午前10時00分開議

○議長（杉山正樹君）　ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　常任委員会委員長報告

○議長（杉山正樹君）　日程第１、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長　吉田茂広君。

○総務産業建設常任委員会委員長（吉田茂広君）　それでは、議長から御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告を行います。

本委員会は、９月９日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第47号、議第57号から議第59号及び認第１号、議第61号、議第68号から議第71号の所管に属する条例案件４件、決算認定案件１件、補正予算案件２件、その他案件３件の10議案を議題とし、審議を行いました。

主な質疑において、議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、条例解釈と指定管理事業に対し、投資することの意義について。認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、実質公債費比率と起債許可団体との関連及び今後の推移。ＬＥＤ使用の防犯灯が占める割合と今後の設置計画。合併10周年記念事業の意義、効果と検証。地域おこし協力隊の現状と成果及び課題。退職消防団員の減少と不用額が生じた理由。市広報アンケート事業の実施内容と参考となる事項。年々増額となるまつり補助金の成果と適合性。総合計画策定事業の内容。観光プロデュース事業内容と効果。農業用施設改修事業の箇所づけによる予算の執行関係。新築等祝金事業の予算及び現状と今後の推移。耐震性貯水槽及び防火水槽鉄蓋設置が市内全域で整備される期間。土砂災害ハザードマップの配布方法と現状。議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）（総務産業建設関係）は、伊自良湖施設改修工事が来年度以降に変更となった理由。道路改良事業負担金の内容。野生鳥獣捕獲おり設置等助成金によるおりのサイズと設置場所関係。有害鳥獣対策事業の7,578,000円の内訳と管理方法。世界記録法人申請サービス手数料の内訳。ソーラー設置事業による売電計画と余剰電力の利活用関係。議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更については、大きく変更となるハード事業及びソフト事業の詳細内容。議第71号　市道路線の変更については、変更しなければならない理由と、平米当たりの単

価と貸付料の関係。高木93号線の路線変更に伴う高木92号線と91号線との関係について質疑応答がございました。

採決の結果、認第１号の議案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定し、議第47号、議第57号から議第59号、議第61号、議第68号から議第71号の議案は、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉山正樹君）　続きまして、厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、９月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第48号から議第56号、議第60号、認第１号、認第２号及び議第61号から議第67号の所管に属する条例案件10件、認定案件２件、予算案件７件の19議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例についての３件の条例では、トラブルがあったときの対応と市独自の条項について。議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例については、残る施設の利用と使用料の金額について。認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、民生費や教育費などの国庫や県補助金等の収入未済額の内容について。市税等の不納欠損処理の理由について。いきいき生活サポート事業の内訳と実績について。緊急通報システム設置事業の機器の撤去数と設置数の増加理由について。地域子育て支援拠点事業のおやこＹＹひろば利用者が減った要因について。放課後児童健全育成事業の指導員の資格と指導内容について。保育園運営に、日々雇用職員が雇用できなかったことによる保育事業への支障について。新生児聴覚検査費助成事業の助成金額と利用率について。山県ふるさと体験事業、特色ある学校づくりの補助事業、国際交流海外派遣事業、それぞれの事業内容及び成果について。国民健康保険税還付未済額の内容について。後期高齢者医療広域連合納付金の不用額が生じた要因について。公共下水道施設整備事業の進捗状況と完成年度について。認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定についてでは、建設改良費の不用額が生じた理由について。有収水量及び設備改良と財源確保の関係性について。議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）（厚

生文教関係）では、広域保育所入所委託の補正内容と周知について。マイマイガを駆除委託する理由と成果について。議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）では、国庫や県補助金の返還金が生じる理由について。議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）では、下水道受益者負担金及び下水道使用料の補正理由について。一般会計繰越金と基金積立金の関係などについての質疑応答がありました。

採決の結果、議第61号については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、認第１号と認第２号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。議第48号から議第56号、議第60号及び議第62号から議第67号については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第２　委員長報告に対する質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第２、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第３　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第３、討論。

ただいまから、議第47号から議第60号及び認第１号、認第２号並びに議第61号から議第71号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

寺町知正君。

○７番（寺町知正君）　それでは、議案のうち、資料１の81ページにあります議第58号……。

○議長（杉山正樹君）　寺町さん、ちょっととめてください。ちょっと待ってください。

最初に、反対討論をどうぞ。

どうぞ、続けてください。

○７番（寺町知正君）　議第58号と補正予算に反対する立場で討論をします、説明をしますけれども。

まず、資料１の81ページですが、議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案は、いわゆる四国山公園の管理を、来年の４月から指定管理にしようという趣旨の改正という説明を受けています。

もう一点ですけれども、資料７の26年度の補正予算（第３号）、議第61号ですが、こちらには先ほどの指定管理に関する予算が組まれていないということで、２点について反対します。

現在の四国山公園の管理というのは、民間の造園業者に年間およそ五百数十万円から六百万円程度で委託されているという説明を受けています。これを来年の４月から、既に行われている香り会館の指定管理費も含めて同一の受託者に指定管理として任せようと、そのために、この10月ないし11月ごろにプロポーザルを行い相手方を決定し、12月議会で指定管理者の議決をする方向だということも明らかになっています。

山県市では、指定管理は５年とするということが現在の方針ということは、過去のこの議場でも説明がされています。既にそのようになっているという認識を持っています。

つまり、先ほどの条例案、指定管理者について確実に支出が予定される、年間五百何十万円、そういう額が出ていく。しかも指定管理は５年とするという原則が明らかにされていますので、この案件も５年、確実に複数年にわたるということは明らかです。こういった場合は、債務負担行為として設定するというのは自治体の常識です。年数と金額を示し、議会の議決を経ていく。必要な場合は修正をしていくということですね。

今回、議案を見ていきますと、指定管理とする条例案は出ていますが、補正予算では債務負担が出ていません。地方自治法では、予算を伴う条例などを議決する場合は、同時に予算が組まれていなければならないという原則がありますから、私はこの違法な議案、手続に賛成することはできないので、反対します。

以下に法律上の理由などを整理して述べます。

まず、法律の規定ですが、地方自治法の222条ではこのように規定しています。それは、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」という文言になっています。

この規定が守られないということは、問題になることはほとんどありません。なぜな

ら、これは自治体財政の大原則であり、議案の提案や処理の基本であって、議会事務手続の原則だからです。そのような議案処理がされることはまずないから問題になりません。

最近問題になる例というのがあります。それは、議員提案の普及で、自治体の長の意思とは異なった形で、議員提案で予算を必要とする条例や制度が提案されるという場合です。この場合には、議員提案で条例、制度を出し、補正予算など予算措置が同時にされればいいのですが、そうでない場合、しかもそれが自治体の長と意思が違った場合、方向性が違った場合には、予算をつけるというのが見込まれるというふうにはならない。そういったことから、首長は制度が議決されたときに、自治法の176条４項で再議に付すという手続を要求します。実際にそういう例があちこちに出てきています。それが、議員発議が多くなった１つの状況なんですね。この根底にも、先ほどの222条の予算の措置がない場合は提案してはならないという大きな原則が働いているということであります。

もとに戻って、自治法の222条の解釈については、旧自治省は昔からきちっと指導を出しています。その１つの典型が、自治省の通知、昭和31年の８月、自乙行発24号というものですが、224条について、第１項は地方公共団体の長が条例案等を議会へ提出する場合の制約であり、的確に講ぜられる見込みがある場合とは、必要な財源の見通しが得られることを意味するものであり、具体的には既決予算の範囲内において処理し得ると認められる場合のほか、地方公共団体の長が予算案を議会に提案したときをもって見込みが得られたと認定すべきものであるということです。すなわち、本項は、条例案を提出する場合は、これに必要な財源を計上する予算案を同時に提出することを要件とする趣旨であるというふうにされています。

あるいはその同年ですけれど、自治省の通知、昭和31年９月28日、自丁行発82号では、予算上の措置が的確に講じられる見込みとは、関係予算案が議会に提出されたときをいうというものも出ています。

先ほどの自治省の通知の中にあった、当年の予算の中で、既決予算で済む場合はいいんですけれども、そうではない、今回のように年度を越す、しかも山県市の場合５年というのが当然想定されるわけですけど、この場合には、自治法の債務負担行為を組むというのが基本であります。自治法の214条、これは「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」という、こういう規定があるからです。

そういったことで、全国の多くの自治体は、指定管理は複数年にわたる、複数年だか

ら債務負担行為を組むということになっています。

この点についても、総務省は２年前に全国の自治体に通知を出しています。指定管理者制度の運用についてということで、昨年でしたか、市長にこの通知も示して、指定管理のことをお尋ねしています。

平成22年12月28日、総行経第38号という通知です。ここに書かれているのは、指定管理者制度は、地方公共団体においてさまざまな取り組みがなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法252条の17の５に基づき助言しますという中で、何点かのうちの１つにありますが、指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することということであります。

昨年のこの議場での議論を受けてかと思いますけれども、ことしの予算書の中には、確かに１つ出てきました。予算書の180ページですけど、これは予算で出てきた社会体育施設の指定管理料という形で、山県市としては初めて予算書の調書の中に指定管理料が債務負担行為として計上されています。このような手続が、山県市は認識の上で行っているという現状があります。

そういった現状を考えつつ、この議場の答弁では、私は９月８日の本会議質疑でこの問題を指摘したときの答弁では、12月には債務負担行為を組むということの答弁がありましたが、それは明らかに、意思はありつつ、法律はまだ守らないよ、３カ月間はいいでしょうということでしかない。私はそのときに、９月８日から、その後、最終日までに時間的にも補正予算を追加提案することはできる、技術的にも十分できるということは申し上げましたが、本日最終日をもって、まだ出てきていません。そういった意味で、検討の結果として出さないという確信犯であろうというふうに考えて、今、討論をしております。

実際、全国の状況について、私は講師としていろんな自治体の議員と勉強会をします。そういうときに予算の勉強会をすると、実は、私の予算書にだけは債務負担として指定管理は上がっていない。他のほとんどのみんなは上がっていますね、各自治体の指定管理料、債務負担行為として。そういった状況があるということから、ほとんどの全国の自治体はやっているのであろうと想像しています。そういったことから、ぜひ改めてほしいという求めをしたのですが、実行されない。

地方自治法の第２条では、16項で「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とされています。同じく17項では、「前項の規定に違反して行った

地方公共団体の行為は、これを無効とする。」という基本原則が定められています。こういったことに照らしても、私は今回の条例を是とすることはできません。

そういったことから、指定管理に関する条例、議第58号、それから補正予算として債務負担行為が計上されていない、これも追加の補正予算をすればよかったのにされていないということから、議第61号の補正予算（第３号）、この２点について反対をいたします。

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　認第１号の平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、私はいろいろ細かく拝読をさせていただきましたが、極めて凝縮をされた内容で済まされていると思いますが、これはもうやむを得ないと、こういう状況の中ですから。ですが、もちろん賛成はしているんですが、今後、企画財政課長の公債費比率の中に18.4％を何とかもう少し安定する数値にしたいというような話があったり、また、市長の決意の中にも、もう少し借金を抑えるようなふうにしたいというような、そんな意見を聞きましたが、余りそういうことにだけこだわると、住民の方たちのサービスの提供が低下してはいけないということも懸念しますので、そういう点も十分御理解していただいていると思いますが、そういう点も見ながら今後、運営に努めていただきたいと、こんなことを思って、平成25年については賛成とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　１点言い間違いがあると感じましたので、訂正をしていただきたいのですが、議第67号の下水道事業の中で、私、一般会計繰入金ならいいんですが、繰越金と言ったような覚えがありますので、訂正をよろしくお願いします。

○議長（杉山正樹君）　ただいま武藤委員長から、委員長報告の内容についての訂正がございました。

日程第４　採決

○議長（杉山正樹君）　続きまして、日程第４、採決。

ただいまから、議第47号から議第60号及び認第１号、認第２号並びに議第61号から議第71号までの採決を行います。

最初に、議第47号　山県市基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第48号　山県市後期高齢者医療基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第49号　山県市農業集落排水基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第50号　山県市公共下水道基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第51号　山県市簡易水道基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第52号　山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第53号　山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号　山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号　山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第56号　山県市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第57号　山県市香り会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第58号　山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

○議長（杉山正樹君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの件につきましては、採決を戻ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号　山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号　山県市クラフトビレッジ住宅条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第１号　平成25年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第２号　平成25年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第61号　平成26年度山県市一般会計補正予算（第３号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉山正樹君）　お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号　平成26年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号　平成26年度山県市介護保険特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号　平成26年度山県市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号　平成26年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第66号　平成26年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号　平成26年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号　平成26年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第69号　山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号　市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号　市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　発議第２号　軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について

○議長（杉山正樹君）　日程第５、発議第２号　軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について、総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長　吉田茂広君。

○総務産業建設常任委員会委員長（吉田茂広君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

軽度外傷性脳損傷は、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、意識障害等数々の障害を起こすこととなる疾病です。よって、軽度外傷性脳損傷、ＭＴＢＩといいますが、について、国民を初め教育機関等に対し広く周知を図ることや、画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、医学的知見に基づき適切に認定が行われるよう強く要請するものであり、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

日程第６　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第６、質疑。

ただいまから、発議第２号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第７　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第７、討論。

ただいまから、発議第２号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第８　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第８、採決。

ただいまから、発議第２号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９　発議第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について

○議長（杉山正樹君）　日程第９、発議第３号　「手話言語法」制定を求める意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長　武藤孝成君。

○厚生文教常任委員会委員長（武藤孝成君）　議長の許可をいただきましたので、「手話言語法」制定を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

手話は、聞こえる人たちの音声言語と同じように、手や指や体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる重要な手段であります。世界的にも、我が国におい

ても、手話は言語であることが認められております。手話を実際の生活に生かされるようにするためには、音声言語と対等な言語であることを広く国民に理解され、手話を言語として普及、研究することのできる社会環境の整備が必要であり、個別法により具体的な施策を全国展開していくことが必要であります。

よって、意見書を提出し、手話言語法を制定されることを強く求めるものであります。地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（杉山正樹君）　御苦労さまでした。

日程第10　質疑

○議長（杉山正樹君）　日程第10、質疑。

ただいまから、発議第３号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11　討論

○議長（杉山正樹君）　日程第11、討論。

ただいまから、発議第３号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

山崎　通君。

○２番（山崎　通君）　ただいま委員長からるる御説明がありました、この「手話言語法」制定を求める意見書については、我々健常者は気がつかない点がたくさんあると思うんですが、こういうことが、今、この世の中になって出てきているということが非常にむしろ残念だなと思うくらいですが、一刻も早くこういう意見書を通じて、日本国中あるいは世界にこういう手話言語法というものが広く世の中に行き渡るような、そんな施策をとっていただけることをさらにお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君）　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12　採決

○議長（杉山正樹君）　日程第12、採決。

ただいまから、発議第３号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13　議員の派遣について

○議長（杉山正樹君）　日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君）　異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（杉山正樹君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成26年第３回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長	杉　山　正　樹
1　番　議　員	恩　田　佳　幸
13　番　議　員	村　瀬　伊　織